資料－４

令和８年１０月１日適用の設計積算に係る通知等について

（１）週休２日試行要領の廃止及び週休２日実施要領の制定

・これまで実施してきた週休２日の取得に要する費用の計上の試行は完了廃止とし、現行の試行要領を廃止する。

・週休２日制工事を原則全ての工事で実施するために必要な事項を定めた実施要領を新たに制定する。

（２）工事における現場環境改善費の積算要領について一部改訂

・現場環境改善費率の改訂

	Ｒ８年度	Ｒ７年度
5 億円以下の場合	i ＝ 392.8・Pi ^ -0.3520	i ＝ 504.2・Pi ^ -0.3533
5 億円を超える場合	0.34	0.43

・昨今の建設業を取り巻く状況を踏まえ、実施する内容を見直し、より効果的な現場環境改善が図られるよう、実施内容の絞り込み。

・現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用について、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行う。

（３）１日未満で完了する作業の積算について一部改訂

・作業日当り標準作業量の一部改訂

（４）快適トイレの導入に関する試行について一部改訂

・快適トイレの計上費用上限を改訂

51,000 円/基・月　⇒　57,000 円/基・月

・設置台数は受発注者協議で決定することとし、上限基数を撤廃。

群馬県営農業農村整備事業における週休２日制現場の実施要領

（目的）

第１条　この要領は、農業農村整備事業における週休２日の確保を推進し、働き方改革の実現及び担い手の長期的な確保・育成を図る「週休２日制現場」の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

（対象工事）

第２条　原則として、県営農業農村整備事業における全ての工事を対象とし、種類は以下のとおりとする。ただし、災害応急などの緊急対応工事等、やむを得ない事由により、週休２日制現場の実施が適当でないと発注者が判断する工事は対象外とする。

１　「現場閉所による週休２日制現場」

対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行った状態をいい、「完全週休２日」又は「月単位の週休２日（現場閉所）」のいずれかをいう。

２　「交替制による週休２日制現場」

対象期間において、当該現場に従事した技術者及び技能労働者が、交替しながら４週８休以上の休日確保を行った状態をいう。

なお、「交替制による週休２日制現場」については、当面の間、試行として実施する。

（発注方式）

第３条　発注者が発注時、施工条件明示に「現場閉所による週休２日制現場」であることを明示し、発注手続きを行うこととする。（注１）

なお、現場閉所が困難な工事（注２）については、「交替制による週休２日制現場」とすることができる。また、受注者が「交替制による週休２日制現場」を希望するときは、受発注者間の協議により、「交替制による週休２日制現場」に変更することができる。

（注１）施工条件明示の記載例

当工事は「（現場閉所・交替制）による週休２日制現場」の実施対象工事である。「群馬県営農業農村整備事業における週休２日制現場の実施要領」に基づき工事を実施すること。

（注２）現場閉所が困難な工事

（１）災害等緊急に対応を要する工事など工期に制約等がある工事

（２）社会的制約や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事

（現場閉所による週休２日制現場）

第４条　「現場閉所による週休２日現場」の実施にあたっては、次のとおりとする。

１　用語の定義

（１）「対象期間」

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場閉所ができない期間等）は含まないものとする。

（２）「工事着手日」

工事開始日以降の実際の工事のための準備工（現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事はそれを含む）の初日をいう。（群馬県土木工事標準仕様書 1-1-1-2「30. 工事着手日」参照）

（３）「現場閉所」

現場に従事する技術者及び技能労働者の休日・休暇にかかわらず、現場事務所等での事務作業を含めて１日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上最低限必要な作業は実施してもよいものとする。また、災害対応等のほか、現場にやむを得ず出勤した場合でも、当該現場が閉所していれば現場閉所となる。なお、降雨、降雪、猛暑等の自然的な事象による計画外の閉所も現場閉所に含むものとする。

（４）「完全週休２日」

原則として、対象期間における全ての土曜日並びに日曜日を計画的な休日とし、同時に１週間に２日間以上の現場閉所を達成した状態をいう。

（５）「月単位の週休２日（現場閉所）」

対象期間における全ての月において、４週８休以上の現場閉所を達成した状態をいう。

２　現場閉所の考え方

（１）対象期間中、週に２日間、工事現場を閉所とする。この閉所日は、原則として土曜日並びに日曜日とする。

（２）受注者は、（１）で定めた閉所日において、当該現場に従事する全ての技術者及び技能労働者が休日又は休暇を取得できるよう努めるものとする。

（３）「完全週休２日」、「月単位の週休２日（現場閉所）」の達成状況は、以下により確認するものとする。

１）「完全週休２日」

達成状況は、対象期間内の週休２日達成率（以下、「達成率」という。）で確認する。達成率は、（週休２日の現場閉所を行った週）÷（対象期間の週）で算出し、100%（４週÷４週／月）にて達成とする。なお、ここでいう「週」とは、日曜日を開始日として土曜日を終了日とするものとし、対象期間内における土曜日もしくは日曜日が含まれない週は、その週の対象となる土曜日もしくは日曜日の閉所を行っている場合に、達成しているものとみなす。

２）「月単位の週休２日（現場閉所）」

達成状況は、対象期間内の現場閉所率で確認する。現場閉所率は、（週休２日の現場閉所を行った日）÷（対象期間の日数）で算出し、全ての月において、28.5%（８÷28 日）以上にて達成とする。ただし、暦上の土曜日並びに日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、対象期間内におけるその月の土曜日並びに日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

3　実施方法

（1）「現場閉所による週休２日制現場」の受注者は、工事着手までに別添様式１等を活用し、土曜日並びに日曜日を基本とする４週８休以上の休日（現場閉所）を見込んだ計画を立てて、適切に工程管理を行うこと。

（2）発注者は、「現場閉所による週休２日制現場」の取組により、工期内に工事を完成することができないと判断した場合は、「建設工事請負契約約款」第 22 条の規定により、週休２日制現場を取り組むために必要な日数分の工期延長を行うこととする。

（3）受注者は、対象期間中、「現場閉所と定めた日」にやむを得ない理由により現場作業を行わなければならない場合、現場閉所日を振り替えることができるものとする。

（4）現場閉所日の振り替えについては、以下によるものとする。

１）「完全週休２日」

受注者は、土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合、事前に監督員と協議の上、現場閉所日を振り替えることができるものとする。ただし、振替現場閉所日は、同一週内において設けることを原則とする。

２）「月単位による週休２日（現場閉所）」

受注者は、設定した現場閉所日に工事を行おうとする場合、事前に監督員と協議の上、現場閉所日を設定することとする。振替現場閉所日は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とする。

（現場閉所日の振り替えの目安）

事前に猛暑による現場閉所日の振り替えが可能となる目安は、「熱中症予防情報サイト（環境省）」などの WBGT 値予測において WBGT 値 31 以上が予想される場合などを想定しているが、監督員による WBGT 値 31 以上の確認や、これを示す書類の提出は不要とする。

（5）週休２日制現場の達成状況は、別添様式１によるほか、以下の既存書類等により確認し、受注者の負担軽減に努めるものとする。

（参考：確認書類の例）

① 工事現場の閉所の状況がわかる書類（出勤簿等）
② 企業の休日がわかる書類（就業規則等）
③ ＣＣＵＳの発注者支援機能による週休２日達成状況
④ その他、休暇取得状況がわかる書類

（交替制による週休２日制現場）

第５条　「交替制による週休２日制現場」の試行にあたっては、次のとおりとする。

1　用語の定義

（1）「対象期間」

技術者及び技能労働者の当該現場への従事期間をいう。下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が１週間未満の場合は対象外とする。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらか

じめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まないものとする。

（２）「週単位の週休２日（交替制）」

対象期間内における全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら１週間に２日以上の休日を達成した状態をいう。

（３）「月単位の週休２日（交替制）」

対象期間における全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日を達成した状態をいう。

（４）「休日」

従事する技術者や技能労働者が１日を通して現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪、猛暑等の自然的な事象により計画外に休日となった場合も含むものとする。

２　交替制の考え方

（１）対象期間中、週に２日間、技術者及び技能労働者が交替しながら休日を確保する。

（２）受注者は、全ての技術者及び技能労働者が４週８休以上の休日が確保できるよう努めるものとする。

（３）「週単位の週休２日（交替制）」、「月単位の週休２日（交替制）」の達成状況は、以下のとおり、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）により確認するものとする。

※休日率は、全ての技術者及び技能労働者の平均とする。

１）「週単位の週休２日（交替制）」

対象期間内の休日率は、（技術者及び技能労働者の１週間の休日）÷（対象期間の日数）で算出し、全ての週において、休日率が 28.5%（２日／７日）にて達成とする。

２）「月単位の週休２日（交替制）」

対象期間内の休日率は、（技術者及び技能労働者の休日数）÷（対象期間の日数）で算出し、全ての月において、休日率が 28.5%（８日／28 日）以上にて達成とする。

３　実施方法

（１）受注者は、工事着手までに別添様式２等を活用し、当該現場に従事する技術者及び技能労働者が交替しながら、４週８休以上の休日を確保する計画を立て、適切に工程管理を行うこと。

（２）受注者は、工事工程表提出後、作業状況等の必要に応じて、当該現場に従事する技術者及び技能労働者の休日を変更することができるものとする。

（３）週休２日制現場の達成状況は、別添様式２によるほか、以下の既存資料等により確認し、受注者の負担軽減に努めるものとする。

（参考：確認書類の例）

① 従事者の現場作業状況がわかる書類（出勤簿等）

② ＣＣＵＳの発注者支援機能による週休２日達成状況

③ その他、休暇取得状況がわかる書類

（工事成績評定）

第６条　発注者は、受注者の週休２日の取組に対し、以下の（表１）「農業農村整備工事における週休２日制現場の取組に対する考査項目」により評価するものとする。なお、達成できなかった場合においても、評価を減点しないものとする。

（表１）農業農村整備工事における週休２日制現場の取組に対する考査項目

評定者	考査項目
監督員	「２．施工状況－Ⅱ．工程管理」で評価対象項目「休日の確保を行っている」を評価することに加え、「５．創意工夫　Ⅱ．週休２日」で、以下のとおり評価する。 ①【対象期間中、「完全週休２日」を達成できた場合】 評定点＋２点（評定点合計＋０．８点）を加点する。 ②【対象期間中、「月単位の週休２日（現場閉所）」を達成できた場合】 評定点＋１点（評定点合計＋０．４点）を加点する。 ③【対象期間中、「交替制（週単位・月単位共通）」を達成できた場合】 評定点＋１点（評定点合計＋０．４点）を加点する。
総括職員	「６．社会性等　Ⅱ．週休２日」で、以下のとおり評価する。 ①【対象期間中、「完全週休２日」を達成できた場合】 評定点＋２．５点（評定点合計＋０．５点）を加点する。

附　則

この要領は、令和８年１０月１日から適用する。

群馬県営農業農村整備事業における週休２日制現場の実施要領　新旧対照表

改　訂　後	改　訂　前
群馬県営農業農村整備事業における週休２日制現場の実施要領	**群馬県営農業農村整備事業における週休２日の取得に要する費用の計上に関する試行要領**
（目的） 第１条　この要領は、農業農村整備事業における週休２日の確保を推進し、働き方改革の実現及び担い手の長期的な確保・育成を図る「週休２日制現場」の実施に関し、必要な事項を定めるものである。	**（目的）** 第１条　この要領は、農業農村整備事業における週休２日制工事の試行及び経費の補正等を行うために必要な事項を定め、もって週休２日を促進することを目的とする。
（対象工事） 第２条　原則として、県営農業農村整備事業における全ての工事を対象とし、種類は以下のとおりとする。ただし、災害応急などの緊急対応工事等、やむを得ない事由により、週休２日制現場の実施が適当でないと発注者が判断する工事は対象外とする。 １　「現場閉所による週休２日制現場」 対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行った状態をいい、「完全週休２日」又は「月単位の週休２日（現場閉所）」のいずれかをいう。 ２　「交替制による週休２日制現場」 対象期間において、当該現場に従事した技術者及び技能労働者が、交替しながら４週８休以上の休日確保を行った状態をいう。 なお、「交替制による週休２日制現場」については、当面の間、試行として実施する。	**（種類）** 第２条　週休２日現場は、次の２種類により実施するものとする。 １　「現場閉所による週休２日」 対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行った状態をいい、「完全週休２日」又は「月単位の週休２日（現場閉所）」のいずれかをいう。 ２　「交替制による週休２日」 対象期間において、当該現場に従事した技術者及び技能労働者が、交替しながら~~１週間に２日以上又は~~４週８休以上の休日確保を行った状態をいう。
（発注方式） 第３条　発注者が発注時、施工条件明示に「現場閉所による週休２日制現場」であることを明示し、発注手続きを行うこととする。（注１） なお、現場閉所が困難な工事（注２）については、「交替制による週休２日制現場」とすることができる。また、受注者が「交替制による週休２日制現場」を希望するときは、受発注者間の協議により、「交替制による週休２日制現場」に変更することができる。 （注１）施工条件明示の記載例 当工事は「（現場閉所・交替制）による週休２日制現場」の実施対象工事である。「群馬県営農業農村整備事業における週休２日制現場の実施要領」に基づき工事を実施すること。 （注２）現場閉所が困難な工事 （１）災害等緊急に対応を要する工事など工期に制約等がある工事 （２）社会的制約や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事	（新設）
（現場閉所による週休２日制現場） 第４条　「現場閉所による週休２日現場」の実施にあたっては、次のとおりとする。	**（現場閉所による週休２日）** 第３条　「現場閉所による週休２日」の実施にあたっては、次のとおりとする。
（削除）	~~１　対象工事~~ ~~災害等緊急に対応を要する工事のほか、社会的要請や現場条件の制約等がある工事を除く全ての農業農村整備事業における工事を対象とする。~~

群馬県営農業農村整備事業における週休２日制現場の実施要領　新旧対照表

改　訂　後	改　訂　前
1　用語の定義	2　用語の定義
（１）「対象期間」 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場閉所ができない期間等）は含まないものとする。	（１）「対象期間」 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場閉所ができない期間等）は含まないものとする。
（２）「工事着手日」 工事開始日以降の実際の工事のための準備工（現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事はそれを含む）の初日をいう。（群馬県土木工事標準仕様書 1-1-1-2「30. 工事着手日」参照）	（２）「工事着手日」 工事開始日以降の実際の工事のための準備工（現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事はそれを含む）の初日をいう。（群馬県土木工事標準仕様書 1-1-1-2「30. 工事着手日」参照）
（３）「現場閉所」 現場に従事する技術者及び技能労働者の休日・休暇にかかわらず、現場事務所等での事務作業を含めて１日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上最低限必要な作業は実施してもよいものとする。また、災害対応等のほか、現場にやむを得ず出勤した場合でも、当該現場が閉所していれば現場閉所となる。なお、降雨、降雪、猛暑等の自然的な事象による計画外の閉所も現場閉所に含むものとする。	（３）「現場閉所」 現場に従事する技術者及び技能労働者の休日・休暇にかかわらず、現場事務所等での事務作業を含めて１日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上最低限必要な作業は実施してもよいものとする。また、災害対応等のほか、現場にやむを得ず出勤した場合でも、当該現場が閉所していれば現場閉所となる。なお、降雨、降雪、猛暑等の自然的な事象による計画外の閉所も現場閉所に含むものとする。
（４）「完全週休２日」 原則として、対象期間における全ての土曜日並びに日曜日を計画的な休日とし、同時に１週間に２日間以上の現場閉所を達成した状態をいう。	（４）「完全週休２日」 原則として、対象期間における全ての土曜日並びに日曜日を計画的な休日とし、同時に４週８休以上の現場閉所を達成した状態をいう。
（５）「月単位の週休２日（現場閉所）」 対象期間における全ての月において、４週８休以上の現場閉所を達成した状態をいう。	（５）「月単位の週休２日（現場閉所）」 対象期間における全ての月において、４週８休以上の現場閉所を達成した状態をいう。
2　現場閉所の考え方	3　現場閉所の考え方
（１）対象期間中、週に２日間、工事現場を閉所とする。この閉所日は、原則として土曜日並びに日曜日とする。	（１）対象期間中、週に２日間、工事現場を閉所とする。この閉所日は、原則として土曜日並びに日曜日とする。
（２）受注者は、（１）で定めた閉所日において、当該現場に従事する全ての技術者及び技能労働者が休日又は休暇を取得できるよう努めるものとする。	（２）受注者は、（１）で定めた閉所日において、当該現場に従事する全ての技術者及び技能労働者が休日又は休暇を取得できるよう努めるものとする。
（３）「完全週休２日」、「月単位の週休２日（現場閉所）」の達成状況は、以下により確認するものとする。 １）「完全週休２日」 達成状況は、対象期間内の週休２日達成率（以下、「達成率」という。）で確認する。達成率は、（週休２日の現場閉所を行った週）÷（対象期間の週）で算出し、100%（４週÷４週／月）にて達成とする。なお、ここでいう「週」とは、日曜日を開始日として土曜日を終了日とするものとし、対象期間内における土曜日もしくは日曜日が含まれない週は、その週の対象となる土曜日もしくは日曜日の閉所を行っている場合に、達成しているものとみなす。 ２）「月単位の週休２日（現場閉所）」 達成状況は、対象期間内の現場閉所率で確認する。現場閉所率は、（週休２日の現場閉所を行った日）÷（対象期間の日数）で算出し、全ての月において、28.5%（８÷28 日）以上にて達成とする。ただし、暦上の土曜日並びに日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、対象期間内におけるその月の土曜日並びに日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。	（３）「完全週休２日」、「月単位の週休２日（現場閉所）」の達成状況は、以下により確認するものとする。 １）「完全週休２日」 達成状況の対象期間内の週休２日達成率（以下、「達成率」という。）で確認する。達成率は、（週休２日の現場閉所を行った週）÷（対象期間の週）で算出し、100%（４週÷４週／月）にて達成とする。なお、ここでいう「週」とは、日曜日を開始日として土曜日を終了日とするものとし、対象期間内における土曜日もしくは日曜日が含まれない週は、その週の対象となる土曜日もしくは日曜日の閉所を行っている場合に、達成しているものとみなす。 ２）「月単位の週休２日（現場閉所）」 達成状況は、対象期間内の現場閉所率で確認する。現場閉所率は、（週休２日の現場閉所を行った日）÷（対象期間の日数）で算出し、全ての月において、28.5%（８÷28 日）以上にて達成とする。ただし、暦上の土曜日並びに日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、対象期間内におけるその月の土曜日並びに日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

群馬県営農業農村整備事業における週休２日制現場の実施要領　新旧対照表

改　訂　後	改　訂　前
（削除）	~~4　発注方式~~ ~~発注方式は、「発注者指定型」又は「受注者希望型」とする。~~ ~~（１）「発注者指定型」~~ ~~発注者が発注時に「現場閉所による週休２日制現場」を行うことを指定する工事をいう。~~ ~~１）実施対象工事の発注にあたり、施工条件明示に週休２日制現場（発注者指定型）であることを明示し、発注手続きを行うこととする。~~ ~~記載例~~ ~~当工事は「現場閉所による週休２日制試行現場（発注者指定型）」の対象工事である。「群馬県営農業農村整備事業における週休２日の取得に要する費用の計上に関する試行要領」に基づき工事を実施すること。なお、当工事は「完全週休２日」を見込んでいる。~~ ~~２）当初予定価格から、「完全週休２日」を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。~~ ~~３）達成状況を確認後、「月単位の週休２日（現場閉所）」に満たないものは、補正分を減額変更する。~~ ~~（２）「受注者希望型」~~ ~~契約後、受注者が「現場閉所による週休２日制現場」の適用を希望する場合に実施する工事をいう。~~ ~~１）試行対象工事の発注にあたり、施工条件明示に「現場閉所による週休２日制現場（受注者希望型）」であることを明示し、発注手続きを行うこととする。~~ ~~記載例~~ ~~当工事は「現場閉所による週休２日制試行現場（受注者希望型）」の対象工事である。希望する場合は、発注者と協議すること。協議の結果実施する場合は「群馬県営農業農村整備事業における週休２日の取得に要する費用の計上に関する試行要領」に基づき、受注後速やかに工事打合せ簿に希望の有無を記載し、監督員へ提出すること。なお、当工事は「完全週休２日」を見込んでいるが、週休２日の適用を希望しない場合でも、工期を減ずることはしないものとする。~~ ~~２）発注者指定型同様、当初予定価格から、「完全週休２日」を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。~~ ~~３）達成状況を確認後、「月単位の週休２日（現場閉所）」に満たないものは、補正分を減額変更する。また、工事着手前に「現場閉所による週休２日」に取り組むことについて、受注者が希望しないものについても、補正分を減額変更する。~~
3　実施方法 （１）「現場閉所による週休２日制現場」の受注者は、工事着手までに別添様式１等を活用し、土曜日並びに日曜日を基本とする４週８休以上の休日（現場閉所）を見込んだ計画を立てて、適切に工程管理を行うこと。 （削除）	5　実施方法 （１）「現場閉所による週休２日制現場」の受注者は、「発注者指定型」の場合、工事着手までに速やかに、土曜日並びに日曜日を基本とする４週８休以上の休日（現場閉所）を見込んだ工事工程表を作成し、監督員の承諾を得ること。なお、「受注者希望型」の場合、受注者は、受注後速やかに工事打合せ書により監督員に「週休２日工事の適用を希望する」旨の申し出を行うこととする。 ~~（２）工事工程表は、別添様式１により作成するものとする。なお、工事工程表に記載する工種は、受注者の負担軽減のため、工事契約書に添付する工程表（群馬県建設工事の入札・契約完成書類に関する要領 様式－3(1)）と同一とする。~~

群馬県営農業農村整備事業における週休２日制現場の実施要領　新旧対照表

改　訂　後	改　訂　前
（２）発注者は、「現場閉所による週休２日制現場」の取組により、工期内に工事を完成することができないと判断した場合は、「建設工事請負契約約款」第 22 条の規定により、週休２日制現場を取り組むために必要な日数分の工期延長を行うこととする。	（３）発注者は、「現場閉所による週休２日制現場」の取組により、工期内に工事を完成することができないと判断した場合は、「建設工事請負契約約款」第 22 条の規定により、週休２日制現場を取り組むために必要な日数分の工期延長を行うこととする。
（３）受注者は、対象期間中、「現場閉所と定めた日」にやむを得ない理由により現場作業を行わなければならない場合、現場閉所日を振り替えることができるものとする。	（４）受注者は、対象期間中、「現場閉所と定めた日」にやむを得ない理由により現場作業を行わなければならない場合、受発注者で協議し、現場閉所日を振り替えることができるものとする。
（４）現場閉所日の振り替えについては、以下によるものとする。	（５）現場閉所日の振り替えについては、以下によるものとする。
１）「完全週休２日」 受注者は、土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合、事前に監督員と協議の上、現場閉所日を振り替えることができるものとする。ただし、振替現場閉所日は、同一週内において設けることを原則とする。	１）「完全週休２日」 受注者は、土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合、事前に監督員と協議の上、現場閉所日を振り替えることができるものとする。ただし、振替現場閉所日は、同一週内において設けることを原則とする。
２）「月単位による週休２日（現場閉所）」 受注者は、設定した現場閉所日に工事を行おうとする場合、事前に監督員と協議の上、現場閉所日を設定することとする。振替現場閉所日は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とする。	２）「月単位による週休２日（現場閉所）」 受注者は、設定した現場閉所日に工事を行おうとする場合、事前に監督員と協議の上、現場閉所日を設定することとする。振替現場閉所日は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とする。
（削除）	~~（６）降雨、降雪、猛暑等の自然的な事象により作業予定日に計画外の現場閉所を行う場合、受注者は、事前に監督員へ現場閉所を行う旨の連絡を行うものとする。監督員の押印が必要となるような文書を提出する必要はないが、電子メールなど後々確認できる連絡方法が望ましい。なお、計画外の現場閉所日が以下のいずれかに該当する場合は、連絡不要とする。~~ ~~・施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合~~ ~~・官公庁の休日の場合~~
（現場閉所日の振り替えの目安） 事前に猛暑による現場閉所日の振り替えが可能となる目安は、「熱中症予防情報サイト（環境省）」などの WBGT 値予測において WBGT 値 31 以上が予想される場合などを想定しているが、監督員による WBGT 値 31 以上の確認や、これを示す書類の提出は不要とする。	（現場閉所日の振り替えの目安） 事前に猛暑による現場閉所日の振り替えが可能となる目安は、「熱中症予防情報サイト（環境省）」などの WBGT 値予測において WBGT 値 31 以上が予想される場合などを想定しているが、監督員による WBGT 値 31 以上の確認や、これを示す書類の提出は不要とする。
（５）週休２日制現場の達成状況は、別添様式１によるほか、以下の既存書類等により確認し、受注者の負担軽減に努めるものとする。 （参考：確認書類の例） ① 工事現場の閉所の状況がわかる書類（出勤簿等） ② 企業の休日がわかる書類（就業規則等） ③ ＣＣＵＳの発注者支援機能による週休２日達成状況 ④ その他、休暇取得状況がわかる書類	（７）週休２日試行現場の達成状況は、別添様式１~~の工事工程表~~によるほか、以下の既存の書類等により確認し、受注者の負担軽減に努めるものとする。 （参考：確認書類の例） ①工事現場の閉所の状況がわかる書類（出勤簿等） ②企業の休日がわかる書類（就業規則等） ③ＣＣＵＳの発注者支援機能による週休２日達成状況 ④その他、休暇取得状況がわかる書類

群馬県営農業農村整備事業における週休２日制現場の実施要領　新旧対照表

改　訂　後	改　訂　前
（削除）	~~6　積算の方法~~ ~~（１）「現場閉所による週休２日」達成状況に応じ、労務費、共通仮設費率、現場管理費率について、以下の補正係数により補正する。なお、市場単価及び土木工事標準単価の補正係数については、別表１によるものとする。~~
	~~完全週休２日（土日を原則とする現場閉所）~~ / ~~月単位の週休２日（現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上）~~ ~~労務費 1.02 / 1.02~~ ~~共通仮設費率 1.05 / 1.04~~ ~~現場管理費率 1.06 / 1.05~~
（交替制による週休２日制現場） 第５条　「交替制による週休２日制現場」の試行にあたっては、次のとおりとする。	**（交替制による週休２日）** 第４条　「交替制による週休２日」にあたっては、次のとおりとする。
（削除）	~~1　対象工事~~ ~~災害等緊急に対応を要する工事など工期に制約等がある工事及び社会的制約や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な農業農村整備事業における工事を対象とする。~~
1　用語の定義 （１）「対象期間」 技術者及び技能労働者の当該現場への従事期間をいう。下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が１週間未満の場合は対象外とする。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まないものとする。	2　用語の定義 （１）「対象期間」 技術者及び技能労働者の当該現場への従事期間をいう。下請企業のついては施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が１週間未満の場合は対象外とする。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まないものとする。
（２）「週単位の週休２日（交替制）」 対象期間内における全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら１週間に２日以上の休日を達成した状態をいう。	（２）「週単位の週休２日（交替制）」 対象期間内における全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら１週間に２日以上の休日を達成した状態をいう。
（３）「月単位の週休２日（交替制）」 対象期間における全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日を達成した状態をいう。	（３）「月単位の週休２日（交替制）」 対象期間における全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日を達成した状態をいう。
（４）「休日」 従事する技術者や技能労働者が１日を通して現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪、猛暑等の自然的な事象により計画外に休日となった場合も含むものとする。	（４）「休日」 従事する技術者や技能労働者が１日を通して現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪、猛暑等の自然的な事象により計画外に休日となった場合も含むものとする。
2　交替制の考え方 （１）対象期間中、週に２日間、技術者及び技能労働者が交替しながら休日を確保する。 （２）受注者は、全ての技術者及び技能労働者が４週８休以上の休日が確保できるよう努めるものとする。	3　交替制の考え方 （１）対象期間中、週に２日間、技術者及び技能労働者が交替しながら休日を確保する。 （２）受注者は、全ての技術者及び技能労働者が４週８休以上の休日又は休暇を取得できるよう努めるものとする。
（３）「週単位の週休２日（交替制）」、「月単位の週休２日（交替制）」の達成状況は、以下のとおり、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）により確認するものとする。	（３）「週単位の週休２日（交替制）」、「月単位の週休２日（交替制）」の達成状況は、以下のとおり、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）により確認するものとする。

群馬県営農業農村整備事業における週休２日制現場の実施要領　新旧対照表

改　訂　後	改　訂　前
※休日率は、全ての技術者及び技能労働者の平均とする。 １）「週単位の週休２日（交替制）」 対象期間内の休日率は、（技術者及び技能労働者の１週間の休日）÷（対象期間の日数）で算出し、全ての週において、休日率が 28.5%（２日／７日）にて達成とする。 ２）「月単位の週休２日（交替制）」 対象期間内の休日率は、（技術者及び技能労働者の休日数）÷（対象期間の日数）で算出し、全ての月において、休日率が 28.5%（８日／28 日）以上にて達成とする。	※休日率は、全ての技術者及び技能労働者の平均とする。 １）「週単位の週休２日（交替制）」 対象期間内の休日率は、（技術者及び技能労働者の１週間の休日）÷（対象期間の日数）で算出し、全ての週において、休日率が 28.5%（２日／７日）にて達成とする。 ２）「月単位の週休２日（交替制）」 対象期間内の休日率は、（技術者及び技能労働者の月休日数）÷（対象期間の日）で算出し、全ての月において、休日率が 28.5%（８日／28 日）以上にて達成とする。
（削除）	~~４　発注方式~~ ~~発注方式は、「受注者希望型」とする。~~ ~~（１）受注者希望型~~ ~~契約後、受注者が「交替制による週休２日」の適用を協議した上で取り組む方式をいう。~~ ~~１）対象工事の発注にあたり、施工条件明示に「交替制による週休２日制試行現場（受注者希望型）」であることを明示し、発注手続きを行うこととする。~~ ~~記載例~~ ~~当工事は「交替制による週休２日制試行現場（受注者希望型）」の対象工事である。希望する場合は、発注者と協議すること。協議の結果実施する場合は「群馬県営農業農村整備事業における週休２日の取得に要する費用の計上に関する試行要領」に基づき工事を実施すること。なお、当工事は「週単位の週休２日（交替制）」を見込んでいる。~~ ~~２）当初予定価格から「週単位の週休２日（交替制）」を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。~~ ~~３）達成状況を確認後、休日率に応じて補正分を減額変更する。~~
３　実施方法 （１）受注者は、工事着手までに別添様式２等を活用し、当該現場に従事する技術者及び技能労働者が交替しながら、４週８休以上の休日を確保する計画を立て、適切に工程管理を行うこと。 （削除） （２）受注者は、工事工程表提出後、作業状況等の必要に応じて、当該現場に従事する技術者及び技能労働者の休日を変更することができるものとする。 （３）週休２日制現場の達成状況は、別添様式２によるほか、以下の既存資料等により確認し、受注者の負担軽減に努めるものとする。 （参考：確認書類の例） ① 従事者の現場作業状況がわかる書類（出勤簿等） ② ＣＣＵＳの発注者支援機能による週休２日達成状況 ③ その他、休暇取得状況がわかる書類	５　実施方法 （１）受注者は、工事着手までに速やかに、当該現場に従事する技術者及び技能労働者が交替しながら、４週８休以上の休日を確保する工事工程表を作成し、監督員の承諾を得ること。 ~~（２）工事工程表は、別添様式２により作成するものとする。なお、工事工程表に記載する工種は、受注者の負担軽減のため、工事契約書に添付する工程表（群馬県建設工事の入札・契約関係書類に関する要領 様式－3(1)）と同一とする。~~ （３）受注者は、工事工程表退出後、作業状況等の必要に応じて、当該現場に従事する技術者及び技能労働者の休日を変更することができるものとする。 （４）週休２日制現場の達成状況は、別添様式２によるほか、以下の既存資料により確認し、受注者の負担軽減に努めることとする。 （参考：確認書類の例） ① 従事者の現場作業状況がわかる書類（出勤簿等） ② ＣＣＵＳの発注者支援機能による週休２日達成状況 ③ その他、休暇取得状況がわかる書類

群馬県営農業農村整備事業における週休２日制現場の実施要領　新旧対照表

改　訂　後

（削除）

（工事成績評定）

第６条　発注者は、受注者の週休２日の取組に対し、以下の（表１）「農業農村整備工事における週休２日制現場の取組に対する考査項目」により評価するものとする。なお、達成できなかった場合においても、評価を減点しないものとする。

（表１）農業農村整備工事における週休２日制現場の取組に対する考査項目

評定者	考査項目
監督員	「２．施工状況－Ⅱ．工程管理」で評価対象項目「休日の確保を行っている」を評価することに加え、「５．創意工夫　Ⅱ．週休２日」で、以下のとおり評価する。 ①【対象期間中、「完全週休２日」を達成できた場合】 評定点＋２点（評定点合計＋０．８点）を加点する。 ②【対象期間中、「月単位の週休２日（現場閉所）」を達成できた場合】 評定点＋１点（評定点合計＋０．４点）を加点する。 ③【対象期間中、「交替制（週単位・月単位共通）」を達成できた場合】 評定点＋１点（評定点合計＋０．４点）を加点する。
総括職員	「６．社会性等　Ⅱ．週休２日」で、以下のとおり評価する。 ①【対象期間中、「完全週休２日」を達成できた場合】 評定点＋２．５点（評定点合計＋０．５点）を加点する。

附　則

この要領は、令和８年１０月１日から適用する。

改　訂　前

~~６　積算の方法~~

~~（１）「交替制による週休２日」の達成状況に応じ、労務費、現場管理費率について、以下の補正係数を乗じるものとする。なお、市場単価及び土木工事標準単価の補正係数については、別表１によるものとする。~~

	~~交替制による週単位の週休２日（休日率　28.5%（２日／７日）以上）~~	~~交替制による月単位の週休２日（休日率28.5%（８日／28日）以上）~~
~~労務費~~	~~1.02~~	~~1.02~~
~~現場管理費率（率分）~~	~~1.03~~	~~1.02~~

（工事成績評定）

第５条　発注者は、受注者の週休２日の取組に対し、以下の（表１）「農業農村整備工事における週休２日工事の取組に対する考査項目」により評価するものとする。なお、達成できなかった場合においても、評価を減点しないものとする。

（表１）農業農村整備工事における週休２日工事の取組に対する考査項目

評定者	考査項目
監督員	「２．施工状況－Ⅱ．工程管理」で評価対象項目「休日の確保を行っている」を評価することに加え、「５．創意工夫　Ⅱ．週休２日」で、以下のとおり評価する。 ①【対象期間中、「完全週休２日」を達成できた場合】 評定点＋２点（評定点合計＋０．８点）を加点する。 ②【対象期間中、「月単位の週休２日（現場閉所）」を達成できた場合】 評定点＋１点（評定点合計＋０．４点）を加点する。 ③【対象期間中、「交替制（週単位・月単位共通）」を達成できた場合】 評定点＋１点（評定点合計＋０．４点）を加点する。
総括職員	「６．社会性等　Ⅱ．週休２日」で、以下のとおり評価する。 ①【対象期間中、「完全週休２日」を達成できた場合】 評定点＋２．５点（評定点合計＋０．５点）を加点する。

附　則

~~この要領は、令和元年１０月１日から適用する。~~

~~一部改正　令和２年１０月１日から適用する。~~

~~一部改正　令和３年１０月１日から適用する。~~

~~一部改正　令和４年１０月１日から適用する。~~

~~一部改訂　令和５年１０月１日から適用する。~~

~~一部改訂　令和６年１０月１日から適用する。~~

~~一部改訂　令和７年１０月１日から適用する。~~

群馬県営農業農村整備事業における週休２日制現場の実施要領　新旧対照表

改　訂　後

（削除）

改　訂　前

別表１

市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付枠工		1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水		1.01	1.01

土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
鋼橋塗装工		1.01	1.01

別添様式１：現場閉所による週休２日現場　工事工程表

契約管理番号	
路河川名	
工事箇所	
工事名	

凡例
- ：工事概要入力セル
- ：現場閉所（計画）入力セル
- ：現場閉所（実施）入力セル
- ：対象期間外が生じた際の理由入力セル
- ：土曜日・日曜日
- ：祝日

契約工期		期間	月	令和8年4月																														
		1 日	週	1					2							3							4							5						
週休２日対象期間		期間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3
		1 日	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
週休２日現場の実施に不足する日数		日	対象判定	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
工種			計画																																	
			実施																																	
			計画																																	
			実施																																	
			計画																																	
			実施																																	
			計画																																	
			実施																																	
			計画																																	
			実施																																	
			計画																																	
			実施																																	
週休２日制現場　現場閉所			計画																																	
			実施																																	
対象期間外																																				

○達成状況

完全週休２日							
対象期間の土日日数（週単位）		0	0	0	0	0	
計画	閉所日数	0	0	0	0	0	
	達成率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
	判定	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
実施	閉所日数	0	0	0	0	0	
	達成率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
	判定	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	

月単位の週休２日（現場閉所）			
暦上の土日日数（月単位）		0	
計画	閉所日数	0	
	現場閉所率	#DIV/0!	
	現場閉所率（暦上の土日日数との比較）	#DIV/0!	
	判定	#DIV/0!	
実施	閉所日数	0	
	現場閉所率	#DIV/0!	
	現場閉所率（暦上の土日日数との比較）	#DIV/0!	
	判定	#DIV/0!	

別添様式２：交替制による週休２日制現場　工事工程表

契約管理番号	:
路河川名	:
工事箇所	:
工事名	:

凡例

：工事概要入力セル	：対象期間外が生じた際の理由入力セル
：休日（計画）入力セル	：土曜日・日曜日
：休日（実施）入力セル	：祝日

契約工期		期間	月	令和8年4月																											
		1 日	週																												
週休２日対象期間		期間	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
		1 日	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
			対象判定	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
工種			計画																												
			実施																												
			計画																												
			実施																												
			計画																												
			実施																												
			計画																												
			実施																												
			計画																												
			実施																												
			計画																												
			実施																												
対象期間外																															

○現場従事者の休日取得状況

個人休日率1	No	1	対象期間	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	氏名		計画													休	休						休	休						休	休	休	
	会社名		休日率(計画)	#DIV/0!																													
	従事期間		実施													休	休						休		休				休	休		休	
	従事日数	0 対象判定 ×	休日率(実績)	#DIV/0!																													

個人休日率2	No	2	対象期間	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	氏名		計画											休	休						休	休											
	会社名		休日率(計画)	#DIV/0!																													
	従事期間		実施											休	休						休	休											
	従事日数	0 対象判定 ×	休日率(実績)	#DIV/0!																													

個人休日率3	No	3	対象期間	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	氏名		計画																														
	会社名		休日率(計画)	#DIV/0!																													
	従事期間		実施																														
	従事日数	0 対象判定 ×	休日率(実績)	#DIV/0!																													

個人休日率4	No	4	対象期間	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	氏名		計画																														
	会社名		休日率(計画)	#DIV/0!																													
	従事期間		実施																														
	従事日数	0 対象判定 ×	休日率(実績)	#DIV/0!																													

個人休日率5	No	5	対象期間	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	氏名		計画																														
	会社名		休日率(計画)	#DIV/0!																													
	従事期間		実施																														
	従事日数	0 対象判定 ×	休日率(実績)	#DIV/0!																													

個人休日率6	No	6	対象期間	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	氏名		計画																														
	会社名		休日率(計画)	#DIV/0!																													
	従事期間		実施																														
	従事日数	0 対象判定 ×	休日率(実績)	#DIV/0!																													

個人休日率7	No	7	対象期間	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	氏名		計画																														
	会社名		休日率(計画)	#DIV/0!																													
	従事期間		実施																														
	従事日数	0 対象判定 ×	休日率(実績)	#DIV/0!																													

個人休日率8	No	8	対象期間	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	氏名		計画																														
	会社名		休日率(計画)	#DIV/0!																													
	従事期間		実施																														
	従事日数	0 対象判定 ×	休日率(実績)	#DIV/0!																													

個人休日率9	No	9	対象期間	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	氏名		計画																														
	会社名		休日率(計画)	#DIV/0!																													
	従事期間		実施																														
	従事日数	0 対象判定 ×	休日率(実績)	#DIV/0!																													

個人休日率10	No	10	対象期間	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	氏名		計画																														
	会社名		休日率(計画)	#DIV/0!																													
	従事期間		実施																														
	従事日数	0 対象判定 ×	休日率(実績)	#DIV/0!																													

個人休日率11	No	11	対象期間	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	氏名		計画																														
	会社名		休日率(計画)	#DIV/0!																													
	従事期間		実施																														
	従事日数	0 対象判定 ×	休日率(実績)	#DIV/0!																													

個人休日率12	No	12	対象期間	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	氏名		計画																														
	会社名		休日率(計画)	#DIV/0!																													
	従事期間		実施																														
	従事日数	0 対象判定 ×	休日率(実績)	#DIV/0!																													

○達成状況

月単位（交替制）	全対象日数		0
	計画	全休日数	0
		休日率	#DIV/0!
		判定	#DIV/0!
	実施	全休日数	0
		休日率	#DIV/0!
		判定	#DIV/0!

参考１：「完全週休２日」の考え方（週単位：週休２日の達成率100%で達成）

週単位で実施

４月				５月				６月				７月				８月				９月			
4月1日	月			5月1日	水			6月1日	土	閉所(土日)②	(6)	7月1日	月			8月1日	木			9月1日	日	閉所(土日)①	
4月2日	火			5月2日	木		(2)	6月2日	日	閉所(土日)①		7月2日	火			8月2日	金		(15)	9月2日	月		
4月3日	水			5月3日	金	閉所(祝日)④	OK	6月3日	月			7月3日	水		(11)	8月3日	土	閉所(土日)②		9月3日	火		(20)
4月4日	木			5月4日	土	閉所(土日)②		6月4日	火			7月4日	木		OK	8月4日	日	閉所(土日)①		9月4日	水		OK
4月5日	金			5月5日	日	閉所(土日)①		6月5日	水		(7)	7月5日	金			8月5日	月			9月5日	木		
4月6日	土			5月6日	月	閉所(祝日)③		6月6日	木		OK	7月6日	土	閉所(土日)②		8月6日	火		(16)	9月6日	金		
4月7日	日			5月7日	火		(3)	6月7日	金			7月7日	日	閉所(土日)①		8月7日	水		OK	9月7日	土	閉所(土日)②	
4月8日	月			5月8日	水		OK	6月8日	土	閉所(土日)②		7月8日	月			8月8日	木			9月8日	日	閉所(土日)①	
4月9日	火			5月9日	木			6月9日	日	閉所(土日)①		7月9日	火		(12)	8月9日	金			9月9日	月		(21)
4月10日	水	契約		5月10日	金			6月10日	月			7月10日	水		OK	8月10日	土	閉所(土日)②		9月10日	火		NG
4月11日	木			5月11日	土	閉所(土日)②		6月11日	火	閉所(雨)	(8)	7月11日	木			8月11日	日	閉所(土日)①		9月11日	水	事前協議による計画振替なしのためＮＧ	
4月12日	金			5月12日	日	閉所(土日)①		6月12日	水	雨振替不可のため、達成には土曜日も閉所	OK	7月12日	金			8月12日	月	閉所(祝日)③		9月12日	木		
4月13日	土			5月13日	月			6月13日	木			7月13日	土	閉所(土日)②		8月13日	火	週休２日制現場対象外期間（夏期休暇）	(17)	9月13日	金		
4月14日	日			5月14日	火		(4)	6月14日	金			7月14日	日	閉所(土日)①		8月14日	水		OK	9月14日	土	作業	
4月15日	月	週休２日制現場対象外期間（着手前）		5月15日	水		OK	6月15日	土	閉所(土日)②		7月15日	月	作業		8月15日	木			9月15日	日	閉所(土日)①	
4月16日	火			5月16日	木			6月16日	日	閉所(土日)①		7月16日	火	土日閉所のため、祝日の作業は達成に影響しない（※閉所を推奨）	(13)	8月16日	金			9月16日	月	閉所(祝日)②	(22)
4月17日	水			5月17日	金			6月17日	月			7月17日	水		OK	8月17日	土	閉所(土日)②		9月17日	火		OK
4月18日	木			5月18日	土	閉所(土日)②		6月18日	火		(9)	7月18日	木			8月18日	日	閉所(土日)①		9月18日	水		
4月19日	金			5月19日	日	閉所(土日)①		6月19日	水		OK	7月19日	金			8月19日	月	閉所(計画振替)②		9月19日	木	完了	
4月20日	土			5月20日	月			6月20日	木			7月20日	土	閉所(土日)②		8月20日	火	振替作業	(18)	9月20日	金		
4月21日	日			5月21日	火		(5)	6月21日	金			7月21日	日	閉所(土日)①		8月21日	水		OK	9月21日	土		
4月22日	月			5月22日	水		OK	6月22日	土	閉所(土日)②		7月22日	月			8月22日	木	事前協議による計画振替は可（同一週で振替）		9月22日	日		
4月23日	火	工事着手		5月23日	木			6月23日	日	閉所(土日)①		7月23日	火			8月23日	金			9月23日	月		週休２日制現場対象外期間（完了後）
4月24日	水	日曜日は着手前のため、土曜日のみの閉所で確認	(1)	5月24日	金			6月24日	月			7月24日	水		(14)	8月24日	土	作業(計画振替)		9月24日	火		
4月25日	木		OK	5月25日	土	閉所(土日)②		6月25日	火	雨振替不可のため、土曜日作業はＮＧ	(10)	7月25日	木		OK	8月25日	日	閉所(土日)①		9月25日	水		
4月26日	金			5月26日	日	閉所(土日)①		6月26日	水		NG	7月26日	金			8月26日	月			9月26日	木		
4月27日	土	閉所(土日)①		5月27日	月			6月27日	木			7月27日	土	閉所(土日)②		8月27日	火			9月27日	金		
4月28日	日	閉所(土日)①		5月28日	火		(6)	6月28日	金	閉所(雨)		7月28日	日	閉所(土日)①		8月28日	水		(19)	9月28日	土		
4月29日	月	閉所(祝日)③	(2)	5月29日	水		OK	6月29日	土	作業		7月29日	月		(15)	8月29日	木		OK	9月29日	日		
4月30日	火			5月30日	木			6月30日	日	閉所(土日)①	(11)	7月30日	火		OK	8月30日	金			9月30日	月		
				5月31日	金							7月31日	水			8月31日	土	閉所(土日)②					

（達成状況）
20 ※1 ／ 22 ※2 ＝ 90.9% ≦ 100%　　完全週休２日：ＮＧ　⇒　月単位の週休２日（現場閉所）で評価（月単位で週休２日（現場閉所）の条件を達成しているかを確認）

※１：対象期間中に現場閉所を行った週
※２：対象期間の週の合計

・上記例は、対象期間の二週で週休２日を達成していないため、「完全週休２日」を非達成。　⇒　「月単位の週休２日（現場閉所）」で評価を行う。（全ての週で週休２日を達成すれば、「完全週休２日」を達成。）

※本資料は完全週休２日の実施例を示すものであり、実施方法を制約するものではない

参考２：「月単位の週休２日（現場閉所）」の考え方（月単位：28.5%以上の現場閉所率で達成）

月単位で実施

４月			５月			６月			７月			８月			９月		
4月1日	月		5月1日	水		6月1日	土	閉所(土日)①	7月1日	月		8月1日	木		9月1日	日	閉所(土日)①
4月2日	火		5月2日	木		6月2日	日	閉所(土日)②	7月2日	火		8月2日	金		9月2日	月	
4月3日	水		5月3日	金	閉所(祝日)⑨	6月3日	月		7月3日	水		8月3日	土	閉所(土日)①	9月3日	火	
4月4日	木		5月4日	土	閉所(土日)①	6月4日	火		7月4日	木		8月4日	日	閉所(土日)②	9月4日	水	
4月5日	金		5月5日	日	閉所(土日)②	6月5日	水		7月5日	金		8月5日	月		9月5日	木	
4月6日	土		5月6日	月	閉所(祝日)⑩	6月6日	木		7月6日	土	閉所(土日)①	8月6日	火		9月6日	金	
4月7日	日		5月7日	火		6月7日	金		7月7日	日	閉所(土日)②	8月7日	水		9月7日	土	閉所(土日)②
4月8日	月		5月8日	水		6月8日	土	閉所(土日)③	7月8日	月		8月8日	木		9月8日	日	閉所(土日)③
4月9日	火		5月9日	木		6月9日	日	閉所(土日)④	7月9日	火		8月9日	金		9月9日	月	
4月10日	水	契約	5月10日	金		6月10日	月		7月10日	水		8月10日	土	閉所(土日)③	9月10日	火	
4月11日	木		5月11日	土	閉所(土日)③	6月11日	火		7月11日	木		8月11日	日	閉所(土日)④	9月11日	水	
4月12日	金		5月12日	日	閉所(土日)④	6月12日	水	閉所(雨振替)⑩	7月12日	金		8月12日	月	閉所(祝日)⑩	9月12日	木	
4月13日	土		5月13日	月		6月13日	木	振替作業	7月13日	土	閉所(土日)③	8月13日	火	週休２日制現場対象外期間（夏期休暇）	9月13日	金	
4月14日	日		5月14日	火		6月14日	金		7月14日	日	閉所(土日)④	8月14日	水		9月14日	土	閉所(土日)④
4月15日	月		5月15日	水		6月15日	土	作業(雨振替)	7月15日	月	作業	8月15日	木		9月15日	日	閉所(土日)⑤
4月16日	火		5月16日	木		6月16日	日	閉所(土日)⑤	7月16日	火		8月16日	金		9月16日	月	閉所(祝日)⑥
4月17日	水		5月17日	金		6月17日	月	雨振替可	7月17日	水		8月17日	土	閉所(土日)⑤	9月17日	火	
4月18日	木		5月18日	土	閉所(土日)⑤	6月18日	火		7月18日	木		8月18日	日	閉所(土日)⑥	9月18日	水	
4月19日	金	週休２日制現場対象外期間（着手前）	5月19日	日	閉所(土日)⑥	6月19日	水		7月19日	金		8月19日	月		9月19日	木	完了
4月20日	土		5月20日	月		6月20日	木		7月20日	土	閉所(土日)⑤	8月20日	火		9月20日	金	
4月21日	日		5月21日	火		6月21日	金		7月21日	日	閉所(土日)⑥	8月21日	水		9月21日	土	
4月22日	月		5月22日	水		6月22日	土	閉所(土日)⑥	7月22日	月	閉所(計画振替)⑧	8月22日	木		9月22日	日	
4月23日	火		5月23日	木		6月23日	日	閉所(土日)⑦	7月23日	火	振替作業	8月23日	金		9月23日	月	週休２日制現場対象外期間（完了後）
4月24日	水		5月24日	金		6月24日	月		7月24日	水		8月24日	土	閉所(土日)⑦	9月24日	火	
4月25日	木		5月25日	土	閉所(土日)⑦	6月25日	火		7月25日	木		8月25日	日	閉所(土日)⑧	9月25日	水	
4月26日	金	４月３０日着手の場合、暦上の土日が０のため、４月の閉所なしでＯＫ	5月26日	日	閉所(土日)⑧	6月26日	水		7月26日	金		8月26日	月		9月26日	木	
4月27日	土		5月27日	月		6月27日	木		7月27日	土	作業(計画振替)	8月27日	火		9月27日	金	
4月28日	日		5月28日	火		6月28日	金		7月28日	日	閉所(土日)⑦	8月28日	水		9月28日	土	
4月29日	月		5月29日	水		6月29日	土	閉所(土日)⑧	7月29日	月	事前協議による計画振替可（同月内で振替）	8月29日	木		9月29日	日	
4月30日	火	工事着手	5月30日	木		6月30日	日	閉所(土日)⑨	7月30日	火		8月30日	金		9月30日	月	
			5月31日	金					7月31日	水		8月31日	土	閉所(土日)⑨			

（達成状況） 0 ※1 ／ 1 ※2 ＝ 0.0% 月単位の週休2日(現場閉所):OK （28.5%未満だが、４月の着手日以降の土日の日数が０のため）	（達成状況） 10 ※1 ／ 31 ※2 ＝ 32.3% 月単位の週休2日(現場閉所):OK	（達成状況） 10 ※1 ／ 30 ※2 ＝ 30.0% 月単位の週休2日(現場閉所):OK	（達成状況） 8 ※1 ／ 31 ※2 ＝ 25.8% 月単位の週休2日(現場閉所):OK （28.5%未満だが、７月の土日の合計日数以上の閉所のため）	（達成状況） 10 ※1 ／ 28 ※2 ＝ 35.7% 月単位の週休2日(現場閉所):OK	（達成状況） 6 ※1 ／ 19 ※2 ＝ 31.6% 月単位の週休2日(現場閉所):OK
※１：土日閉所０日＋その他閉所０日 ※２：４月の対象日数	※１：土日閉所８日＋その他閉所２日 ※２：５月の対象日数	※１：土日閉所９日＋その他閉所２日 ※２：６月の対象日数	※１：土日閉所７日＋その他閉所１日 ※２：７月の対象日数	※１：土日閉所９日＋その他閉所１日 ※２：８月の対象日数	※１：土日閉所５日＋その他閉所１日 ※２：９月の対象日数

・上記は、対象期間の月の全てで週休２日を達成しているため、「月単位の週休２日（現場閉所）」を達成。
（月単位の週休２日を確認する中でひと月でも達成していない場合は、非達成。）

※本資料は月単位の週休２日（現場閉所）の実施例を示すものであり、実施方法を制約するものではない

参考３：「月単位の週休２日（交替制）」の考え方（月単位：28.5%以上の休日率で達成）

※現場代理人においては「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。（工事約款第10条3項）」としているため、体制を整えたうえで休日を確保すること。

月単位で実施

従事期間が１週間未満のため集計の対象外

週休２日制現場対象外期間（夏期休暇）

週休２日制現場対象外期間（完了後）

４月								５月								６月								７月								８月								９月							
現場従事者			A	B	C	D	E	現場従事者			A	B	C	D	E	現場従事者			A	B	C	D	E	現場従事者			A	B	C	D	E	現場従事者			A	B	C	D	E	現場従事者			A	B	C	D	E
4月1日	月							5月1日	水							6月1日	土		休			休		7月1日								8月1日	木				休			9月1日	日		休	休			
4月2日	火							5月2日	木							6月2日	日		休					7月2日				休				8月2日	金		休					9月2日	月				休		
4月3日	水							5月3日	金		休	休				6月3日	月			休				7月3日	水			休				8月3日	土			休				9月3日	火				休		
4月4日	木							5月4日	土		休	休	休			6月4日	火			休				7月4日	木				休			8月4日	日			休	休			9月4日	水		休				
4月5日	金							5月5日	日		休	休	休			6月5日	水				休			7月5日	金				休			8月5日	月				休			9月5日	木						
4月6日	土							5月6日	月				休			6月6日	木				休			7月6日	土		休			休		8月6日	火					休		9月6日	金						
4月7日	日							5月7日	火							6月7日	金					休		7月7日	日		休	休				8月7日	水							9月7日	土			休			
4月8日	月							5月8日	水							6月8日	土		休			休		7月8日	月			休				8月8日	木		休					9月8日	日		休				
4月9日	火							5月9日	木			休				6月9日	日		休					7月9日	火				休			8月9日	金		休					9月9日	月		休				
4月10日	水	現場着手						5月10日	金				休			6月10日	月	雨閉所	休	休	休	休		7月10日	水				休		休	8月10日	土			休		休		9月10日	火						
4月11日	木				休			5月11日	土		休					6月11日	火			休				7月11日	木					休		8月11日	日			休	休			9月11日	水			休			
4月12日	金				休			5月12日	日		休					6月12日	水				休			7月12日	金					休		8月12日	月				休			9月12日	木						
4月13日	土							5月13日	月			休				6月13日	木							7月13日	土		休	休				8月13日	火							9月13日	金						
4月14日	日		休					5月14日	火			休				6月14日	金					休		7月14日	日		休	休				8月14日	水							9月14日	土		休				
4月15日	月		休					5月15日	水							6月15日	土							7月15日	月			休				8月15日	木							9月15日	日		休				
4月16日	火			休				5月16日	木				休			6月16日	日		休					7月16日	火				休			8月16日	金		休					9月16日	月				休		
4月17日	水			休				5月17日	金							6月17日	月			休				7月17日	水				休			8月17日	土			休				9月17日	火				休		
4月18日	木				休			5月18日	土		休					6月18日	火				休			7月18日	木					休		8月18日	日			休				9月18日	水						
4月19日	金				休			5月19日	日		休					6月19日	水				休			7月19日	金					休		8月19日	月				休			9月19日	木	完了					
4月20日	土							5月20日	月			休				6月20日	木					休		7月20日	土		休													9月20日	金						
4月21日	日		休					5月21日	火			休				6月21日	金					休		7月21日	日		休	休												9月21日	土						
4月22日	月		休					5月22日	水				休			6月22日	土		休					7月22日	月			休												9月22日	日						
4月23日	火			休				5月23日	木				休			6月23日	日		休	休				7月23日	火				休											9月23日	月						
4月24日	水			休				5月24日	金							6月24日	月			休				7月24日	水				休											9月24日	火						
4月25日	木				休			5月25日	土		休					6月25日	火				休			7月25日	木					休										9月25日	水						
4月26日	金				休			5月26日	日		休					6月26日	水				休			7月26日	金					休										9月26日	木						
4月27日	土				休			5月27日	月			休				6月27日	木					休		7月27日	土		休													9月27日	金						
4月28日	日		休					5月28日	火			休				6月28日	金					休		7月28日	日		休	休												9月28日	土						
4月29日	月		休					5月29日	水				休			6月29日	土		休					7月29日	月			休												9月29日	日						
4月30日	火			休				5月30日	木				休			6月30日	日		休	休				7月30日	火				休			8月30日	金				休			9月30日	月						
								5月31日	金															7月31日	水				休			8月31日	土			休										

４月	５月	６月	７月	８月	９月
（達成状況） (6+5+7)※1／(21×3)※2 ＝ 28.5% **月単位の週休2日(交替制):OK**	（達成状況） (9+10+9)※1／(31×3)※2 ＝ 30.1% **月単位の週休2日(交替制):OK**	（達成状況） (10+8+8+9)※1／(30×4)※2 ＝ 29.2% **月単位の週休2日(交替制):OK**	（達成状況） (8+9+10+9)※1／(31×4)※2 ＝ 29.0% **月単位の週休2日(交替制):OK**	（達成状況） (8+9+8+3)※1／(28*3+12)※2 ＝ 29.2% **月単位の週休2日(交替制):OK**	（達成状況） (6+5+2)※1／(19×2+6) ※2 ＝ 29.5% **月単位の週休2日(交替制):OK**
※１：現場従事者A, B, Cの休日数 ※２：４月の対象日数	※１：現場従事者A, B, Cの休日数 ※２：５月の対象日数	※１：現場従事者A, B, C, Dの休日数 ※２：６月の対象日数	※１：現場従事者A, B, C, Dの休日数 ※２：７月の対象日数 （Eは従事期間の関係から集計の対象外）	※１：現場従事者A, B, C, Dの休日数 ※２：８月の対象日数	※１：現場従事者A, B, Cの休日数 ※２：９月の対象日数

・上記は、対象期間の月の全てで週休２日を達成しているため、「月単位の週休２日（交替制）」を達成。
（月単位の週休２日を確認する中でひと月でも達成していない場合は、非達成。）

※本資料は月単位の週休２日（交替制）の実施例を示すものであり、実施方法を制約するものではない

週休２日制現場に関する「Ｑ＆Ａ」

令和７年８月作成
令和７年10月改定
令和８年10月改定

No.	質　問	回　答	回答追加日
共通			
1	**（現場閉所の定義）** 半日休工とした場合は、0.5日として現場閉所日にカウントされますか？	１日単位の休工のみを現場閉所日としてカウントするため、午前のみ、午後のみ等の休工は現場閉所日として認められません。	R7.8
2	**（対象期間）** 対象期間から除外する「年末年始の６日間と夏季休暇の３日間」とは具体的にいつですか？	年末年始は12/29～１/３の６日間、夏季休暇は（土日を除く）任意の３日間です。	R7.8
3	**（対象工事）** 現場事務所を設置しない工事であっても、週休２日の対象工事となりますか？	現場事務所を設置しているか否かに関係なく、対象工事の要件を満たしていれば対象となります。	R7.8
3	**（その他）** 週休２日制工事を受注したが、受注者側の要因により達成できなかった場合にペナルティはありますか？ 【R8.10.1改定前の適用工事】	工事成績評定等における減点のようなペナルティはありませんが、当初設計においては完全週休２日を想定した諸経費の補正係数を見込んで発注していることから、達成状況に応じて経費補正を減額することになります。	R7.8
4	**（その他）** 週休２日制工事を受注したが、受注者側の要因により達成できなかった場合にペナルティはありますか？ 【R8.10.1改定後の適用工事】	工事成績評定において加点がなくなります。	R8.10
5	**（経費補正）** 週休２日制工事の経費補正はなくなったのですか？ 【R8.10.1改定後の適用工事】	国の取組方針として、週休２日工事の取組状況を踏まえ、R8年度に経費補正が終了しました。（標準歩掛に内包） 群馬県は国歩掛に準拠しているため、経費補正は終了となります。	R8.10
6	**（工程表）** 計画工事工程表の監督員への提出・承諾は不要ですか？ 【R8.10.1改定後の適用工事】	不要です。 施工計画書には、実施する種類（現場閉所・交替制）と達成状況の証明方法について明記してください。 【施工計画書記載例】 「現場閉所による週休２日制現場」を実施し、達成状況の証明はCCUSの支援機能で行う。	R8.10
現場閉所の週休２日制現場			
1	**（現場閉所の定義）** 月単位の週休２日制の場合、暦上の祝日に休工とした場合は、現場閉所日にカウントされますか？	達成状況は、対象期間内の現場閉所率が28.5%（８日÷28日）以上かどうかで判断するため、祝日かどうかに関わらず休工とした日は現場閉所日としてカウントできます。	R7.8
2	**（現場閉所の定義）** 悪天候等で現場閉所し、現場代理人や主任技術者等が本社等で書類作成などの内業をした場合、現場閉所日として扱われますか？	制度上、当該工事の現場や現場事務所が閉所されていれば、現場閉所日として認められます。 ただし、「働き方改革」の推進という趣旨からいえば現場閉所日はしっかり休日を確保することが望ましいため、休日とすることを推奨しています。	R7.8
3	**（現場閉所の定義）** 作業予定日の朝に作業員が現場に集合したが、天気予報がはずれ現場での作業を断念し解散しました。このように天候（降雨、猛暑、降雪等）により当日の朝に休工を決めた場合は現場閉所日として扱われますか？	現行制度では『現場事務所での書類作成等を含めた現場作業が行われておらず、１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態』であれば、現場閉所日として認められます。	R7.8
4	**（達成状況確認）** すべての土日を休日にしても現場閉所率が28.5%以上にならない月は、平日にも休む必要がありますか？	要領３．３）②にあるとおり、暦上の土曜日並びに日曜日の閉所では現場閉所率28.5%に満たない月は、対象期間内におけるその月の土曜日並びに日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、達成しているものとみなします。	R7.8

5	**（雨振替等の条件）** 降雨を理由とした振替を行う場合、どの程度の降雨量で現場閉所が認められますか？	現行制度では明確な基準を定めていませんが、雨天が原因で作業が困難と判断された場合などが想定されます。	R7.8
6	**（雨振替等の条件）** 降雪を理由とした振替の場合、どの程度の降雪量や積雪で現場閉所が認められますか？	現行制度では明確な基準を定めていませんが、大雪または除雪作業が原因で作業が困難であると判断される場合などが想定されます。	R7.8
7	**（雨振替等の条件）** 猛暑を理由とした振替は可能ですか？またその場合、どの程度の気温やＷＢＧＴ値で現場閉所が認められますか？	「降雨、降雪等の自然的な事象」による計画外の閉所を認めているため、可能です。 猛暑とはWBGT31以上を目安としていますので、労働安全衛生規則（令和７年６月１日改正）や当日の作業内容等を総合的に考慮し、適切に判断してください。	R7.10
8	**（達成状況確認）** 受注者の責によらない事由により予定していた現場閉所ができず、週休２日が達成できなかった場合の取扱いはどのようになりますか？	受注者の責によらず現場閉所ができない期間は対象期間に含まないこととしています。よって、残りの対象期間中に週休２日を達成したかどうかでご確認ください。	R8.10 更新
交替制の週休２日制			
1	**（交替制の定義）** 「交替制」とは、現場に２班入れてそれぞれ交互に休む制度のことを指すのですか？	交替制といっても複数班入れる必要はありません。当該工事に従事するメンバーが交替で休日を取得し、工期等の制約がある場合にも現場を閉所することなく作業員の休日を確保することを目的としています。	R7.8
2	**（対象者）** 交替制による休日確保の対象者を教えてください。	施工体制台帳に記載のあるすべての技術者・技能労働者を対象とします。ただし、当該現場における従事期間が１週間未満の技術者及び技能労働者は対象外とします。	R7.8
3	**（対象者）** 現場代理人は現場に常駐している必要があるため、休めないのですか？	建設工事請負契約約款第10条第３項において、「**工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されていると認めた場合**には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」と定めていますので、現場代理人が休日を取得する場合は当該条件に合致しているかをご確認いただき、適切に休日を確保してください。	R7.8

※このＱ＆Ａは随時追加します。

※要領の改定等に伴い、Ｑ＆Ａの内容は変更となる可能性があります。

別　紙

工事における現場環境改善費の積算要領

1　目的

本要領は、農業農村整備事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の算定について、必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

2　対象となる現場環境改善費

別表のとおり。

3　適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、全ての屋外工事を対象とする。ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）、建築工事及び実施が困難又は効果が期待できない工事については、対象外とすることができる。

4　積算方法

（1）基本的な考え方

ア　現場環境改善に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとする。また、標準的な実施内容を契約図書に明示するものとする。

イ　主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。なお、積上げ計上は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認する。

ウ　費用が巨額となるなど、現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書に明示するとともに、その費用を物価資料又は見積り等を参考に適切に計上するものとする。

（２）積算方法

ア　算出方法は以下のとおりとする。

算出式

Ｋ＝ｉ・Ｐｉ＋α

ただし、Ｋ：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

ｉ：現場環境改善費率（単位：％、小数第３位四捨五入２位止め）

Ｐｉ：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額）

α：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

対象額：Ｐｉ		現場環境改善費率：ｉ（％）
直接工事費 （処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	５億円以下の場合	$i = 392.8 \cdot Pi^{-0.3520}$
	５億円を超える場合	0.34

イ　率の計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに１内容ずつの合計４つの内容を基本とした費用である。

また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ウ　積上げ計上分（α）に計上されるものは、４（１）イの「熱中症対策・防寒対策に関する費用 」及び４（１）ウの「現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものの費用」である。

エ　現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を１本化した全体での率である。

オ　現場環境改善に関する費用の対象額は５億円を限度とする。

５　設計変更について

率に計上されるものについては、対象金額（Pi）の変動に伴い現場環境改善費率ｉは変更される。

積上げ計上分がなされているもので、内容に変更が生じた場合は発注者と協議するものとする。

熱中症対策・防寒対策に関する施設及び設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。設置期間分の減価償却費については、国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出することとし、設備の種類及び規模並びに設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。

別　表

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	昇降設備の充実 環境負荷の低減 ＩＣＴ設備の充実 作業負荷の低減
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働宿舎の快適化 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） 衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	工事標識・照明等安全施設の充実 盗難防止対策 健康関連施設の充実 野生生物・害虫対策等
地域連携	広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等） 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む） 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

6　施工条件明示記載例について

○　現場環境改善費

（１）　現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計4つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更してもよい。詳細については、監督員と協議実施する。

なお、内容に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

（２）　以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督員に提出するものとする。

（３）　現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、当初は計上していない。受注者は必要な施設について、事前に種類及び規模・規格並びに設置期間等について発注者と協議することとし、必要性が確認された内容について設計変更の対象とする。

なお、設計変更時においては、リース品の場合は見積書等、購入品の場合は設置期間分の減価償却費を算定した資料等を提出するものとする。

（４）　受注者は、工事完成時に現場環境改善費及び熱中症対策・防寒対策の実施状況が分かる写真を監督員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	昇降設備の充実 環境負荷の低減 ＩＣＴ設備の充実 作業負荷の低減
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働宿舎の快適化 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） 衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	工事標識・照明等安全施設の充実 盗難防止対策 健康関連施設の充実 野生生物・害虫対策等
地域連携	広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等） 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む） 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

工事における現場環境改善費の積算要領　新旧対照表

改　訂　後

4　積算方法

（１）基本的な考え方

ア　現場環境改善に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとする。また、標準的な実施内容を契約図書に明示するものとする。

イ　主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。なお、積上げ計上は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認する。

ウ　費用が巨額となるなど、現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書に明示するとともに、その費用を物価資料又は見積り等を参考に適切に計上するものとする。

（２）積算方法

ア　算出方法は以下のとおりとする。

算出式

K＝ｉ・Pi＋α

ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

ｉ：現場環境改善費率（単位：%、小数第３位四捨五入２位止め）

Pi：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額）

α：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

対象額：Pi		現場環境改善費率：ｉ（%）
直接工事費 （処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	５億円以下の場合	$i = 392.8 \cdot Pi^{-0.3520}$
	５億円を超える場合	0.34

イ　率の計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに１内容ずつの合計４つの内容を基本とした費用である。

また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ウ　積上げ計上分（α）に計上されるものは、４（１）イの「熱中症対策・防寒対策に関する費用 」及び４（１）ウの「現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものの費用」である。

エ　現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を１本化した全体での率である。

オ　現場環境改善に関する費用の対象額は５億円を限度とする。

改　訂　前

4　積算方法

（１）積算方法

ア　現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を実施する場合は積み上げ計上する。

イ　算出方法は以下のとおりとする。

算出式

K＝ｉ・Pi＋α

ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

ｉ：現場環境改善費率（単位：%、小数第３位四捨五入２位止め）

Pi：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額）

α：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

対象額：Pi		現場環境改善費率：ｉ（%）
直接工事費 （処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	５億円以下の場合	$i = 504.2 \cdot Pi^{-0.3533}$
	５億円を超える場合	0.43

ウ　率の計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに１内容ずつ~~（ただし、いずれか１費目のみ２内容）~~の合計５つの内容を基本とした費用である。

また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

エ　積上げ計上分（α）に計上されるものは、現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものの費用である。

オ　現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を１本化した全体での率である。

カ　現場環境改善に関する費用の対象額は５億円を限度とする。

工事における現場環境改善費の積算要領　新旧対照表

改　訂　後

5　設計変更について

率に計上されるものについては、対象金額（Pi）の変動に伴い現場環境改善費率ｉは変更される。

積上げ計上分がなされているもので、内容に変更が生じた場合は発注者と協議するものとする。

熱中症対策・防寒対策に関する施設及び設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。設置期間分の減価償却費については、国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出することとし、設備の種類及び規模並びに設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。

別　表

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	昇降設備の充実 環境負荷の低減 ＩＣＴ設備の充実 作業負荷の低減
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働宿舎の快適化 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） 衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	工事標識・照明等安全施設の充実 盗難防止対策 健康関連施設の充実 野生生物・害虫対策等
地域連携	広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等） 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む） 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

改　訂　前

5　設計変更について

率に計上されるものについては、対象金額（Pi）の変動に伴い現場環境改善費率ｉは変更される。

積上げ計上分がなされているもので、内容に変更が生じた場合は発注者と協議するものとする。

別　表

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	~~用水・電力等の供給設備~~ ~~緑化・花壇~~ ~~ライトアップ施設~~ ~~見学路及び椅子の設置~~ 昇降設備の充実 環境負荷の低減
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働者宿舎の快適化 現場休憩所の快適化 ~~健康関連設備及び~~厚生施設の充実等
安全関係	工事標識・照明等安全施設の~~イメージアップ（電光式標識等）~~ 盗難防止対策~~（警報器等）~~
地域連携	地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ~~完成予想図~~ ~~工法説明図~~ ~~工事工程表~~ ~~デザイン工事看板（各工事ＰＲ看板含む）~~ ~~見学会等の開催（イベント等の実施含む）~~ ~~見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営~~ ~~パンフレット・工法説明ビデオ~~ 社会貢献

工事における現場環境改善費の積算要領　新旧対照表

改　訂　後

6　施工条件明示記載例について

○　現場環境改善費

（1）　現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから１内容以上選択し合計４つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更してもよい。詳細については、監督員と協議実施する。

なお、内容に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

（2）　以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督員に提出するものとする。

（3）　現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、当初は計上していない。受注者は必要な施設について、事前に種類及び規模・規格並びに設置期間等について発注者と協議することとし、必要性が確認された内容について設計変更の対象とする。

なお、設計変更時においては、リース品の場合は見積書等、購入品の場合は設置期間分の減価償却費を算定した資料等を提出するものとする。

（4）　受注者は、工事完成時に現場環境改善費及び熱中症対策・防寒対策の実施状況が分かる写真を監督員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	昇降設備の充実 環境負荷の低減 ＩＣＴ設備の充実 作業負荷の低減
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働宿舎の快適化 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） 衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	工事標識・照明等安全施設の充実 盗難防止対策 健康関連施設の充実 野生生物・害虫対策等
地域連携	広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等） 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む） 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

改　訂　前

6　施工条件明示記載例について

○　現場環境改善費

（1）　現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから１内容以上選択し合計５つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更してもよい。詳細については、監督員と協議実施する。

なお、内容に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

（2）　以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督員に提出するものとする。

（3）　受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	~~用水・電力等の供給設備~~ ~~緑化・花壇~~ ~~ライトアップ施設~~ ~~見学路及び椅子の設置~~ 昇降設備の充実 環境負荷の低減
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働者宿舎の快適化 現場休憩所の快適化 ~~健康関連設備及び~~厚生施設の充実等
安全関係	工事標識・照明等安全施設の~~イメージアップ（電光式標識等）~~ 盗難防止対策~~（警報器等）~~
地域連携	地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ~~完成予想図~~ ~~工法説明図~~ ~~工事工程表~~ ~~デザイン工事看板（各工事ＰＲ看板含む）~~ ~~見学会等の開催（イベント等の実施含む）~~ ~~見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営~~ ~~パンフレット・工法説明ビデオ~~ 社会貢献

１日未満で完了する作業の積算について

１　適用条件

本基準は、変更積算にのみ適用する。

本基準の採用に当たっては、契約期間内に受注者から当該積算の適用についての請求があった場合に、受発注者間の協議において、作業内容が当該積算基準に該当すると認められる場合に適用する。

同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで１日作業となる場合には、当該積算は適用しない。

２　適用範囲

１日未満で完了する作業の積算は、別表に記載の施工パッケージを使用して積算する工事に限って適用するものとする。

３　判定方法

１日未満で完了する作業の判定は、次の方法によるものとする。

（１）施工パッケージが１つ、かつ条件区分が１つの場合の判定方法

x/D＜１の場合に１日未満で完了する作業とする。

x：作業量

D：作業日当り標準作業量

（２）複数の施工パッケージもしくは条件区分を一連の作業として判定する場合の判定方法

Σ（xi/Di）＜１の場合に１日未満で完了する作業とする。

Xi：各施工パッケージにおける各条件区分の作業量

Di：各施工パッケージにおける各条件区分の作業日当り標準作業量

（３）判定に使用する作業量の考え方

・判定に使用する作業量は、施工パッケージ毎の作業量とする。ただし、表の摘要欄に関連する施工パッケージを一連の作業として判定する旨の記載があるものについては、摘要欄の記載によるものとする。
・一つの施工パッケージで異なる条件区分の作業量がある場合には、一連の作業として判定する。
・判定に使用する作業量は、１箇所当りの作業量とする。
・施工範囲の点在範囲が 1km を超えるなど、同一施工箇所として取り扱えないと判断する場合には、別箇所として扱うものとする。
・上記以外は、１工事の全作業量を１箇所当りの作業量とする。
・日々の作業量が受注者の責によらず制約される場合、その他の現場条件等により、上記により難い場合は、別途考慮出来るものとする。

4　積算方法

１日未満で完了する作業の積算は、以下の方法によるものとする。

（１）施工パッケージが１つ、かつ条件区分が１つの場合の積算方法

１）x/D＜1/2 の場合

機械費及び労務費は、作業量にかかわらず、作業日当り標準作業量の 1/2 の量を実施した場合の金額を計上する。材料費は、作業量分の金額を計上する。

２）1/2≦x/D＜１の場合

機械費及び労務費は、作業量にかかわらず、作業日当り標準作業量を実施した場合の金額を計上する。材料費は、作業量分の金額を計上する。

（２）複数の施工パッケージもしくは条件区分を一連の作業として判定する場合の積算方法

α×Σ（xi/Di）＝１となるαを計算し、α×xi をそれぞれの施工パッケージや条件区分の修正作業日当り標準作業量 D’i とする。

１）Σ（xi/Di）＜1/2 の場合

機械費及び労務費は、作業量にかかわらず、それぞれの施工パッケージや条件区分において、修正作業日当り標準作業量 D’i の 1/2 の量を実施した場合の金額を計上する。材料費は、それぞれの施工パッケージや条件区分の作業量分の金額を計上する。

２）1/2≦Σ（xi/Di）＜１の場合

機械費及び労務費は、作業量にかかわらず、それぞれの施工パッケージや条件区分において、修正作業日当り標準作業量 D’i を実施した場合の金額を計上する。材料費は、それぞれの施工パッケージや条件区分の作業量分の金額を計上する。

（３）端数処理

１）作業日当り標準作業量 D の 1/2 の量は、整数として、小数第１位を四捨五入する。ただし、作業日当り標準作業量 D が小数である場合は、四捨五入により、同じ桁数となるようにする。

２）αは、小数第２位までとし、小数第３位を四捨五入する。

３）修正作業日当り標準作業量 D’i は、整数とし、小数第１位を四捨五入する。ただし、各施工パッケージにおける各条件区分の作業日当り標準作業量 Di が小数である場合は、四捨五入により、同じ桁数となるようにする。

４）D’i の 1/2 の量は、D’i を計算した上で、１）と同様とする。

5　参考資料

5－1機械費・労務費及び材料費の積算金額のイメージ

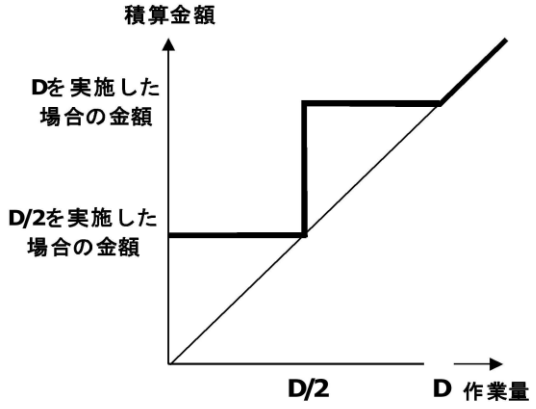

機械費・労務費の積算金額

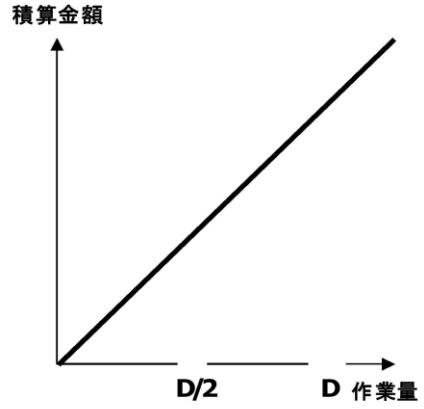

材料費の積算金額

5－2計算例

（1）施工パッケージが1つ、かつ条件区分が1つの場合

	単位	設計数量	作業日当り標準作業量
施工パッケージ	m	x1=200	D1=800

1）判定

x1/D1＝200/800＝0.25＜1

従って、この場合は、x/D＜1なので、作業量が1日未満で完了する数量の作業に該当する。

2）積算

x1/D1＜1/2 より

施工パッケージ1：機械費及び労務費は、D1/2＝400m分の金額を計上する。

材料費は、x1＝200m分の金額を計上する。

（2）複数の施工パッケージもしくは条件区分を一連の作業として判定する場合

	単位	設計数量	作業日当り標準作業量
施工パッケージ1	m	x1=200	D1=800
施工パッケージ2	m2	x2=100	D2=300
施工パッケージ3	m3	x3=5	D3=50

1）判定

Σ（xi/Di）＝x1/D1＋x2/D2＋x3/D3＝200/800＋100/300＋5/50＝0.68＜1

従って、この場合は、Σ（xi/Di）＜1なので、作業量が1日未満で完了する数量の作業に該当する。

２）積算

$\alpha \times \Sigma$（xi/Di）＝$\alpha \times$（200/800＋100/300＋5/50）＝１となるαを計算する。

α＝1.463･･･＝1.46

修正作業日当り標準作業量

施工パッケージ１D’1＝$\alpha \times$x1＝1.46×200＝292

施工パッケージ２D’2＝$\alpha \times$x2＝1.46×100＝146

施工パッケージ３D’3＝$\alpha \times$x3＝1.46×5＝7.3＝7

1/2≦Σ（xi/Di）＝0.68＜1 より

施工パッケージ１：機械費及び労務費は、D’1＝292m分の金額を計上する。
材料費は、x1＝200m分の金額を計上する。

施工パッケージ２：機械費及び労務費は、D’2＝146m分の金額を計上する。
材料費は、x2＝100m2 分の金額を計上する。

施工パッケージ３：機械費及び労務費は、D’3＝7m3 分の金額を計上する。
材料費は、x3＝5m3 分の金額を計上する。

６　施工条件明示記載例

本工事の施工に当たり、１日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合において、１日未満で完了する作業の積算の適用について監督員と協議し、設計変更することができる。

別　表

工　種		施工パッケージ	単位	作業日当り標準作業量	適　用
土工	作業土工（床堀工）	床堀	m3	32	・床掘りは、条件区分で、施工方法が「上記以外（小規模）」の場合に限って適用する。
		舗装版破砕積込（小規模土工）	m2	23	
	法面整形工	法面整形	m2	各条件による	
共通工	舗装盤切断工	舗装版切断	m	各条件による	
	舗装版破砕工	舗装版破砕	m2	各条件による	
	殻運搬	殻運搬			
コンクリート工	基礎・裏込砕石工	基礎砕石	m2	155	・基礎砕石、裏込砕石に係る作業を一連の作業として判定する。
		裏込砕石	m3	38	
	コンクリート工	コンクリート	m3	各条件による	・コンクリートに係る一連の作業として判定する。
	型枠工	型枠	m3	各条件による	・型枠に係る一連の作業として判定する。
フリューム類据付工	コンクリート分水槽据付	コンクリート分水槽据付	基	各条件による	
	ボックスカルバート機械据付	ボックスカルバート機械据付	m	各条件による	
管水路工	遠心力鉄筋コンクリート管（B形）機械布設	遠心力鉄筋コンクリート管（B形）機械布設	m	各条件による	
道路工	路盤工	不陸整正	m2	1,400	・不陸整正、下層路盤（車道・路肩部）、上層路盤（車道・路肩部）（条件区分で、材料が「粒度調整砕石」に限る。）に係る一連の作業として判定する。 ※上層路盤（車道・路肩部）（条件区分で、材料が「瀝青安定処理」に限る。）については、アスファルト舗装工の適用による。
		下層路盤（車道・路肩部）	m2	830	
		上層路盤（車道・路肩部）	m2	各条件による	
		下層路盤（歩道部）	m2	250	・下層路盤（歩道部）、上層路盤（歩道部）に係る一連の作業として判定する。
		上層路盤（歩道部）	m2	250	

工　種		施工パッケージ	単位	作業日当り 標準作業量	適　用
道路工	アスファルト舗装工	基層 （車道・路肩部）	m2	各条件による	・上層路盤（車道・路肩部）（条件区分で、材料が「瀝青安定処理」に限る。）、基層（車道・路肩部）、中間層（車道・路肩部）、表層（車道・路肩部）に係る一連の作業として判定する。
		中間層 （車道・路肩部）	m2	各条件による	
		表層 （車道・路肩部）	m2	各条件による	
		基層（歩道部）	m2	各条件による	・基層（歩道部）、中間層（歩道部）、表層（歩道部）に係る一連の作業として判定する。
		中間層（歩道部）	m2	各条件による	
		表層（歩道部）	m2	各条件による	
		アスカーブ	m	260	
	マンホール据付	プレキャストマンホール	基	2,000kg/基以下：4 2,000kg/基を超え 4,000kg/基以下：3	
	プレキャストＬ型側溝	プレキャストＬ型側溝 （製品長 0.6m/個）	m	Ｌ型側溝単体：33 Ｌ型側溝＋ 基礎砕石：29	
	暗渠排水管布設	暗渠排水管	m	各条件による	
		フィルター材	m3	31	

１日未満で完了する作業の積算について　新旧対照表

改　訂　後

別　表

工　種		施工パッケージ	単位	作業日当り標準作業量	適　用
土工	作業土工（床堀工）	床堀	m3	32	・床掘りは、条件区分で、施工方法が「上記以外（小規模）」の場合に限って適用する。
		舗装版破砕積込（小規模土工）	m2	23	
	法面整形工	法面整形	m2	各条件による	
共通工	舗装盤切断工	舗装版切断	m	各条件による	
	舗装版破砕工	舗装版破砕	m2	各条件による	
	殻運搬	殻運搬			
コンクリート工	基礎・裏込砕石工	基礎砕石	m2	155	・基礎砕石、裏込砕石に係る作業を一連の作業として判定する。
		裏込砕石	m3	38	
	コンクリート工	コンクリート	m3	各条件による	・コンクリートに係る一連の作業として判定する。
	型枠工	型枠	m3	各条件による	・型枠に係る一連の作業として判定する。
フリューム類据付工	コンクリート分水槽据付	コンクリート分水槽据付	基	各条件による	
	ボックスカルバート機械据付	ボックスカルバート機械据付	m	各条件による	
管水路工	遠心力鉄筋コンクリート管（B形）機械布設	遠心力鉄筋コンクリート管（B形）機械布設	m	各条件による	
道路工	路盤工	不陸整正	m2	1,400	・不陸整正、下層路盤（車道・路肩部）、上層路盤（車道・路肩部）（条件区分で、材料が「粒度調整砕石」に限る。）に係る一連の作業として判定する。※上層路盤（車道・路肩部）（条件区分で、材料が「瀝青安定処理」に限る。）については、アスファルト舗装工の適用による。
		下層路盤（車道・路肩部）	m2	830	
		上層路盤（車道・路肩部）	m2	各条件による	
		下層路盤（歩道部）	m2	250	・下層路盤（歩道部）、上層路盤（歩道部）に係る一連の作業として判定する。
		上層路盤（歩道部）	m2	250	

改　訂　前

別　表

工　種		施工パッケージ	単位	作業日当り標準作業量	適　用
土工	作業土工（床堀工）	床堀	m3	32	・床掘りは、条件区分で、施工方法が「上記以外（小規模）」の場合に限って適用する。
		舗装版破砕積込（小規模土工）	m2	23	
	法面整形工	法面整形	m2	各条件による	
共通工	舗装盤切断工	舗装版切断	m	各条件による	
	舗装版破砕工	舗装版破砕	m2	各条件による	
	殻運搬	殻運搬			
コンクリート工	基礎・裏込砕石工	基礎砕石	m2	155	・基礎砕石、裏込砕石に係る作業を一連の作業として判定する。
		裏込砕石	m3	38	
	コンクリート工	コンクリート	m3	各条件による	・コンクリートに係る一連の作業として判定する。
	型枠工	型枠	m3	各条件による	・型枠に係る一連の作業として判定する。
フリューム類据付工	（新設）				
	ボックスカルバート機械据付	ボックスカルバート機械据付	m	各条件による	
管水路工	遠心力鉄筋コンクリート管（B形）機械布設	遠心力鉄筋コンクリート管（B形）機械布設	m	各条件による	
道路工	路盤工	不陸整正	m2	1,580	・不陸整正、下層路盤（車道・路肩部）、上層路盤（車道・路肩部）（条件区分で、材料が「粒度調整砕石」に限る。）に係る一連の作業として判定する。※上層路盤（車道・路肩部）（条件区分で、材料が「瀝青安定処理」に限る。）については、アスファルト舗装工の適用による。
		下層路盤（車道・路肩部）	m2	1,110	
		上層路盤（車道・路肩部）	m2	瀝青安定処理：2,300 粒度調整砕石：1,110	
		下層路盤（歩道部）	m2	268	・下層路盤（歩道部）、上層路盤（歩道部）に係る一連の作業として判定する。
		上層路盤（歩道部）	m2	268	

１日未満で完了する作業の積算について　新旧対照表

改　訂　後

工　種		施工パッケージ	単位	作業日当り標準作業量	適　用
道路工	アスファルト舗装工	基層（車道・路肩部）	m2	各条件による	・上層路盤（車道・路肩部）（条件区分で、材料が「瀝青安定処理」に限る。）、基層（車道・路肩部）、中間層（車道・路肩部）、表層（車道・路肩部）に係る一連の作業として判定する。
		中間層（車道・路肩部）	m2	各条件による	
		表層（車道・路肩部）	m2	各条件による	
		基層（歩道部）	m2	各条件による	・基層（歩道部）、中間層（歩道部）、表層（歩道部）に係る一連の作業として判定する。
		中間層（歩道部）	m2	各条件による	
		表層（歩道部）	m2	各条件による	
		アスカーブ	m	260	
	マンホール据付	プレキャストマンホール	基	2,000kg/基以下：4 2,000kg/基を超え4,000kg/基以下：3	
	プレキャストＬ型側溝	プレキャストＬ型側溝（製品長 0.6m/個）	m	Ｌ型側溝単体：33 Ｌ型側溝＋基礎砕石：29	
	暗渠排水管布設	暗渠排水管	m	各条件による	
		フィルター材	m3	31	

改　訂　前

工　種		施工パッケージ	単位	作業日当り標準作業量	適　用
道路工	アスファルト舗装工	基層（車道・路肩部）	m2	各条件による	・上層路盤（車道・路肩部）（条件区分で、材料が「瀝青安定処理」に限る。）、基層（車道・路肩部）、中間層（車道・路肩部）、表層（車道・路肩部）に係る一連の作業として判定する。
		中間層（車道・路肩部）	m2	各条件による	
		表層（車道・路肩部）	m2	各条件による	
		基層（歩道部）	m2	各条件による	・基層（歩道部）、中間層（歩道部）、表層（歩道部）に係る一連の作業として判定する。
		中間層（歩道部）	m2	各条件による	
		表層（歩道部）	m2	各条件による	
		アスカーブ	m	260	
	マンホール据付	プレキャストマンホール	基	2,000kg/基以下：4 2,000kg/基を超え4,000kg/基以下：3	
	プレキャストＬ型側溝	プレキャストＬ型側溝（製品長 0.6m/個）	m	Ｌ型側溝単体：33 Ｌ型側溝＋基礎砕石：29	
	暗渠排水管布設	暗渠排水管	m	各条件による	
		フィルター材	m3	36	

快適トイレの導入に関する試行について

1　快適トイレの設置

（1）標準仕様を満たすトイレを設置することを標準とする。

（2）トイレは、次の設備・機能を満たすものとし、「快適トイレに求める機能ア～カ」及び「付属品として備えるものキ～サ」については、受注者は必ず備えるものとする。なお、備えていないトイレは、快適トイレとして扱わないこととする。

【快適トイレに求める機能】

ア　洋式（洋風）便器
イ　水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
ウ　臭い逆流防止機能
エ　容易に開かない施錠機能
オ　照明設備
カ　衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等
　（耐荷重を５kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

キ　現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
ク　周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
ケ　サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
コ　鍵と手洗器
サ　便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

シ　室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
ス　擬音装置（機能を含む）
セ　着替え台
ソ　臭気対策機能の多重化
タ　室内温度の調整が可能な設備
チ　小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

（3）原則、全ての工事に適用するが、設置基数を現場毎に必要性を協議の上、決定することから、当初は金額を計上せず、変更契約時に計上する方法とする。

（4）工事現場に新たにトイレを設置する場合に適用するものとする。なお、現場事務所等を間借りした建物とした際に、既設トイレが快適トイレの使用を満たしている場合や現場作業員が使用しない場合には適用しない。

（5）監督職員は、「快適トイレに求める機能ア～カ」及び「付属品として備えるものキ～サ」について、内容が確認できる資料を受注者に提出を求め、確認できた場合に費用を計上するものとする。

２ 快適トイレの計上費用

（１）快適トイレの費用は、57,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上するものとし、設置基数を現場毎に必要性を協議の上、決定する。

※１：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から 10,000 円（従来品）を除いた額。

（２）計上費用は、「積算上の差額」と「57,000 円／基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費（営繕費）に計上するものとする。

（３）ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、入口別に 57,000 円／基・月上限まで計上可能とする。

（４）積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、積み上げ計上しない。

【具体的な計上方法例】

① 実際に導入した快適トイレ費用 70,000 円／基・月の場合（積算上の差額 60,000 円）

計上する費用 ： 57,000 円／基・月

② 実際に導入した快適トイレ費用 40,000 円／基・月の場合（積算上の差額 30,000 円）

計上する費用 ： 30,000 円／基・月

施工条件明示記載例

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する工事である。

契約後、施工計画書作成前に特記仕様書を提示する。この仕様を満たすトイレを設置する場合は、トイレの仕様を記載し協議書により、監督員と協議すること。

快適トイレの導入に当たっての配慮すべき事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の（１）～（８）に配慮することとする。

（１）原則

女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置することを標準とする。

（２）全般

女性トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

（３）設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

（４）動線の配慮

男性トイレと、女性トイレは、入口を分ける等の動線の配慮をする。

（５）ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用する等の工夫をする。

（６）照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映りこむことのないよう、照明をスポットライト式にする等の工夫をする。

（７）室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付ける等の配慮をする。

（８）性別の徹底

混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することのないよう徹底する。

快適トイレの特記仕様書

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する工事である。

（１）内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

ア 洋式（洋風）便器
イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
ウ 臭い逆流防止機能
エ 容易に開かない施錠機能
オ 照明設備
カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等
（耐荷重を５kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
ケ サニタリーボックス
コ 鍵と手洗器
サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

シ 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
ス 擬音装置（機能を含む）
セ 着替え台
ソ 臭気対策機能の多重化
タ 室内温度の調整が可能な設備
チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

（２）快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

（３）快適トイレの手配が困難な場合は、監督員と協議の上、本項の対象外とする。

快適トイレの導入に関する試行について　新旧対照表

改　訂　後

快適トイレの導入に関する試行について

1　快適トイレの設置

（1）標準仕様を満たすトイレを設置することを標準とする。

（2）トイレは、次の設備・機能を満たすものとし、「快適トイレに求める機能ア～カ」及び「付属品として備えるものキ～サ」については、受注者は必ず備えるものとする。なお、備えていないトイレは、快適トイレとして扱わないこととする。

【快適トイレに求める機能】

ア 洋式（洋風）便器
イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
ウ 臭い逆流防止機能
エ 容易に開かない施錠機能
オ 照明設備
カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等
（耐荷重を５kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
ケ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
コ 鍵と手洗器
サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

シ 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
ス 擬音装置（機能を含む）
セ 着替え台
ソ 臭気対策機能の多重化
タ 室内温度の調整が可能な設備
チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

（3）原則、全ての工事に適用するが、設置基数を現場毎に必要性を協議の上、決定することから、当初は金額を計上せず、変更契約時に計上する方法とする。

2　快適トイレの計上費用

（1）快適トイレの費用は、57,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上するものとし、設置基数を現場毎に必要性を協議の上、決定する。

※１：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から 10,000 円（従来品）を除いた額。

（2）計上費用は、「積算上の差額」と「57,000 円／基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費（営繕費）に計上するものとする。

（3）ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、入口別に 57,000 円／基・月上限まで計上可能とする。

【具体的な計上方法例】

①　実際に導入した快適トイレ費用 70,000 円／基・月の場合（積算上の差額 60,000 円）
　　計上する費用　：　57,000 円／基・月
②　実際に導入した快適トイレ費用 40,000 円／基・月の場合（積算上の差額 30,000 円）
　　計上する費用　：　30,000 円／基・月

改　訂　前

快適トイレの導入に関する試行について

1　快適トイレの設置

（1）標準仕様を満たすトイレを~~男女別で各１台~~設置することを標準とする。

（2）トイレは、次の設備・機能を満たすものとし、「快適トイレに求める機能ア～カ」及び「付属品として備えるものキ～サ」については、受注者は必ず備えるものとする。なお、備えていないトイレは、快適トイレとして扱わないこととする。

【快適トイレに求める機能】

ア 様式便器
イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
ウ 臭い逆流防止機能
エ 容易に開かない施錠機能
オ 照明設備
カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等
（耐荷重を５kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
ク 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
ケ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
コ 鍵と手洗器
サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

シ 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
ス 擬音装置（機能を含む）
セ 着替え台
ソ 臭気対策機能の多重化
タ 室内温度の調整が可能な設備
チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

（3）原則、全ての工事に適用するが、市場に全現場に備える快適トイレが流通していないと想定されることから、当初は金額を計上せず、導入できた工事について変更契約時に計上する方法とする。

2　快適トイレの計上費用

（1）快適トイレの費用は、51,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上するものとし、男女別で１台ずつ計２台まで計上できるものとする。（102,000 円／基・月が上限）

※１：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から 10,000 円（従来品）を除した額。

（2）計上費用は、「積算上の差額」と「51,000 円／基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費（営繕費）に計上するものとする。

（3）ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、１ハウスで 102,000 円／基・月上限まで計上可能とする。

【具体的な計上方法例】

①　実際に導入した快適トイレ費用 70,000 円／基・月の場合（積算上の差額 60,000 円）
　　計上する費用　：　51,000 円／基・月
②　実際に導入した快適トイレ費用 40,000 円／基・月の場合（積算上の差額 30,000 円）
　　計上する費用　：　30,000 円／基・月
~~③　実際に導入した快適トイレ費用~~
~~男女別一体型ハウス 100,000 円／基・月（積算上の差額 90,000 円）~~
~~計上する費用　：　90,000 円／基・月~~
~~④　実際に導入した快適トイレ費用~~
~~男女別一体型ハウス 200,000 円／基・月（積算上の差額 190,000 円）~~
~~計上する費用　：　102,000 円／基・月~~

快適トイレの導入に関する試行について　新旧対照表

改　訂　後	改　訂　前
快適トイレの導入に当たっての配慮すべき事項 建設現場で働く女性の活躍をサポートする取組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の（１）～（８）に配慮することとする。 （１）原則 女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置することを標準とする。 （２）全般 女性トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。 （３）設置位置 女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。 （４）動線の配慮 男性トイレと、女性トイレは、入口を分ける等の動線の配慮をする。 （５）ドアの向き 女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用する等の工夫をする。 （６）照明 窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映りこむことのないよう、照明をスポットライト式にする等の工夫をする。 （７）室温 トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付ける等の配慮をする。 （８）性別の徹底 混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することのないよう徹底する。	**快適トイレの導入に当たっての配慮すべき事項** 建設現場で働く女性の活躍をサポートする取組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の（１）～（６）に配慮することとする。 （１）全般 女性トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。 （２）設置位置 女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。 （３）動線の配慮 男性トイレと女性トイレは、入口を分ける等の動線の配慮をする。 （４）ドアの向き 女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用する等の工夫をする。 （５）照明 窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映りこむことのないよう、照明をスポットライト式にする等の工夫をする。 （６）室温 トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付ける等の配慮をする。
快適トイレの特記仕様書 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する工事である。 （１）内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める機能】 ア 洋式（洋風）便器 イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等 （耐荷重を５kg 以上とする） 【付属品として備えるもの】 キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ケ サニタリーボックス コ 鍵と手洗器 サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品】 シ 室内寸法 900×900㎜ 以上（面積ではない） ス 擬音装置（機能を含む） セ 着替え台 ソ 臭気対策機能の多重化	**快適トイレの特記仕様書** 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する工事である。 （１）内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める機能】 ア 様式（洋風）便器 イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等 （耐荷重を５kg 以上とする） 【付属品として備えるもの】 キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等） ケ サニタリーボックス コ 鍵と手洗器 サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品】 シ 室内寸法 900×900㎜ 以上（面積ではない） ス 擬音装置（機能を含む） セ 着替え台 ソ 臭気対策機能の多重化

快適トイレの導入に関する試行について　新旧対照表

改　訂　後	改　訂　前
タ 室内温度の調整が可能な設備 チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等） （２）快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。 また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。	タ 室内温度の調整が可能な設備 チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等） （２）快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／工事（施工箇所）※までとする。 また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、~~２基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や~~積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。 ~~※「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。~~

標準積算システム及び施工単価の改正について

令和8年度　改正内容	標準積算システムの対応点
1．週休2日補正係数の改正 ○『群馬県営農農業農村整備事業における週休２日の取得に要する費用の計上に関する試行要領』の廃止に伴う対応 工事鏡の画面において、これまでプルダウンにて週休2日の区分に応じ、″4週8休以上（週単位）″・″4週8休以上（月単位）″・″補正なし″を選択してきました。今回の改正に伴い、令和8年10月起工伺い以降の積算参考資料においては、<u>週休2日補正を実施する場合においても、プルダウンから″補正なし″を選択しください。</u> これはシステムの内部処理上、″4週8休以上（週単位）″・″4週8休以上（月単位）″の補正値が生きているためです。<u>誤ってこれらを選択した場合には補正値がかかり、違算になります。</u> ※例）工事を″4週8休以上（週単位）″にて実施する場合においても、積算書のプルダウンは″補正なし″を選択する。	＜標準積算システムの画面＞  ・４週８休以上（週単位） ・４週８休以上（月単位） は選択しないこと

資料－５

標準積算システム及び施工単価の改正について

令和8年度　改正内容	標準積算システムの対応点
2. 熱中症対策補正の改正 ○調査・測量・設計を実施する中で現場の施設や設備に対して必要な熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上が可能になりました。 これに伴い、新たに行が追加されたものです。 ○調査業務　⇒　諸経費(積上) ○測量業務　⇒　諸経費(積上) ○設計業務　⇒　その他原価(積上)	＜標準積算システムの画面＞ ○調査業務 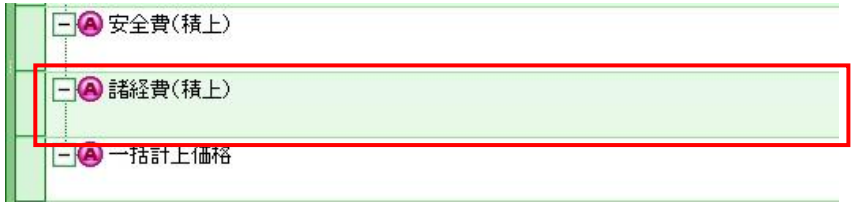 ○測量業務  ○設計業務 

標準積算システム及び施工単価の改正について

令和8年度　改正内容	標準積算システムの対応点
3. 地盤情報データベースに登録するための検定費 ○これまで地質調査において、「国土地盤情報データベース」への登録を実施する場合には、検定料の税抜き価格を一括計上価格に計上することとしていたが、今年度の改正において、新たに他の直接経費と分けて、「直接経費（地盤情報データベース登録の検定費）」に計上することが示されました。 これに伴い、新たに行が追加されたものです。	＜標準積算システムの画面＞ 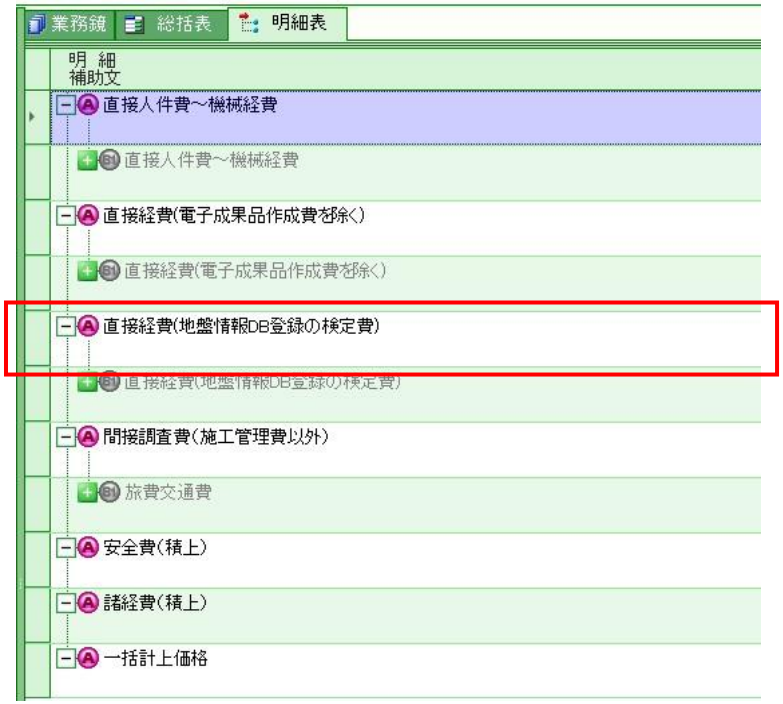

群馬県職員向け　標準積算システムの改正について

標準積算システムの対応点

1. 公文書提供制度に伴う標準積算システムの改正について（参考）

詳細は、「「公文書提供制度」対象リストへの追加について（令和７年４月１７日付け農整189-1号）」のとおりです。

不開示情報が含まれていないことが明確な積算書については、手続を簡略化した公文書提供制度も利用可能になりました。

本制度の利活用を促進するため、公文書開示請求時には「施工パッケージ単価構成チェック表」を出力しないこととします。

これに併せて事業管理システム（施工条件明示）及び補助版標準積算システムについて、随時文言やシステムの改修を行いました。

刊行物から引用した単価については、発行月の１ヶ月間のみ非開示となっていますので、開示日が単価適用月の翌月以降であれば黒塗りしないでください。

※“施工パッケージ単価構成チェック表”は元々積算書への添付自体任意です。



契約管理番号：123-45-A6789

施　工　条　件　の　明　示

工事名：令和〇年度　県営水利施設等整備事業
（畑地帯担い手育成型）
舞鶴地区　〇〇工事
箇所名：赤城市榛名町　地内（地先）

明示関係	明　示　事　項
適用	・本工事は、「群馬県土木工事標準仕様書」及びこの施工条件明示書により行う。
	・本工事は、「群馬県土木工事標準仕様書」及び「農林水産省施設機械工事等共通仕様書」に準拠するほか、この施工条件明示書により行う。
工程関係	・本工事区間には、別途発注による〇〇〇〇工事が予定されており、工期が重複するため、相互の連絡調整を密に行うこと。
	・本工事区間は、別途発注による〇〇〇〇工事が施工中であるため、相互の連絡調整を密に行うこと。
	・本工事は占用者による工事と協調して施工するため、相互の連絡調整を密に行うこと。
	･本工事区間には、埋蔵文化財の発掘調査が予定されているため、当該区間の施工は調査終了後とすること。なお、調査期間は〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日の予定である。
	・本工事区間には、埋蔵文化財の発掘調査中の区域があるため、当該区間の施工は調査終了後とすること。なお、調査は〇〇年〇〇月〇〇日に終了予定である。
	・本工事に使用する盛土材は、〇〇〇〇地内の〇〇〇〇工事による発生土を利用する予定であるが、盛土材が発生する期間は、〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日の予定である。相互の連絡調整を密に行うこと。
	・本工事区間中の河川区域は漁業権が設定されているため、〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日の間は河川に影響する部分の施工を行わないこと。
	・本工事区間中の用水施設は、〇〇年〇〇月から（まで）利用するため、〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日の間は取水に影響する部分の施工を行わないこと。
	・本工事で計〇回の除草を予定しているが、施工時期については〇〇年〇〇月、〇〇年〇〇月とする。（別途監督員が指示する。）
	・工事工程報告書を、群馬県建設工事工程管理要領に基づき、月末までに監督員に提出すること。また、万一、２０％以上工程が遅延した場合は、遅延回復措置書を提出し、遅延回復の措置を講じること。
	・河川敷（堤外地）における工事は、〇〇年〇〇月までに終了させること。（以降に着手すること。）
	・本路線は、〇〇〇〇への重要な観光ルートであるため、祝休日等の交通開放に考慮した工程とすること。
	・本工事区間中の〇〇〇〇は、〇〇〇〇が予定されているため、〇〇年〇〇月までに終了させること。
用地関係	・№〇〇付近の物件は補償契約済みであり、〇〇年〇〇月までに撤去が完了する予定であるため、その区間の工事着手はそれ以降とすること。
	・あらかじめ官民境界を確認し県有地内で施工すること。境界立会等が必要な場合は、日程等について監督員と協議すること。
	・№〇〇付近に未買収地があるため、土地所有者の許可無く立ち入ることのないよう注意すること。

明示関係	明示事項
	・№〇〇付近の保安林は、現在解除手続き中であり、〇〇年〇〇月に解除予定である。工事着手はそれ以降とすること。
	・工事に必要な施工ヤード等は、受注者の責任により確保すること。その際、法令・規則等を遵守すること。
	・起業地内の立木は起業者伐採のため、受注者が伐採し隣接民有地に搬出すること。それ以降の処分・運搬等については、所有者と協議のうえ、受注者の責任により対応すること。
公害対策関係	・施工時に発生する騒音、振動等について事前に、隣接する施設の所有者又は責任者に十分な説明をすること。
	・土砂埃等で道路を汚さないよう十分注意すること。また、やむを得ず汚した場合は速やかに清掃すること。
	・起業地に隣接する〇〇〇〇に対し、工事内容について事前に充分な説明をするとともに、具体的な対策について施工計画書に明記し、影響を極力少なくするよう細心の注意を払って施工すること。
	・掘削等による河川水の汚濁を防止するよう対策を講じること。
	・地下水の水位低下、水質汚濁防止に充分留意すること。
	・刈り取った草は集草し、適正に処理すること。また、野焼きによる焼却処分は法律により禁止されているので絶対に行わないこと。
	・起業地内からの土埃の発生を抑制するため、乾燥が激しい場合は散水等の措置を講じること。
	・廃棄した生コンクリートは適正に処理し、打継面処理等により発生した汚濁水が河川や田畑等に流入しないよう注意すること。
	・本工事は、工損調査を見込んであるため、調査時期・調査方法等について、着工前に監督員と協議すること。
安全対策関係	・本工事の施工にあたり、就労者の安全を確保するため、「労働安全衛生規則」及び「土木工事安全施工技術指針」「建設機械施工安全技術指針」等を遵守すること。
	・本工事の施工にあたり、公衆に対する危害等を防止するため、「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守すること。
	・現道の規制については、「路上工事等の安全施設設置要領（R4.1.28建企第623-14号）」に基づき実施し、安全施設・工事標識等の配置計画を施工計画書に記載すること。
	・１日の作業終了後は、交通開放することを原則とする。やむを得ず終日規制する場合は、「路上工事等の安全施設設置要領（R4.1.28建企第623-14号）」に基づき実施し、安全施設・工事標識等の配置計画を施工計画書に記載すること。
	・工事用車両が一般道路を通行する場合、交通関係法令を遵守するとともに見通しのきかない場所等には、必要に応じて安全確保のための交通誘導員を配置すること。
	・本工事に関する標示施設及び防護柵等の設置を完了したときは、監督員の確認を受けること。
	・本工事は、交通誘導員〇〇名×〇〇日の配置を想定している。施工に先立って、施工計画書に交通誘導員の配置計画を記載の上、監督員と協議すること。また、配置日・配置時間帯・配置時間・配置人数を記載した実績表を、監督員に提出すること。
	・歩行者・自転車通路を現場内に常時確保し、迂回等の措置は極力避けること。やむを得ず通行帯が確保できない場合は、対策等について監督員と協議すること。
	・本工事区間は通学路に指定されているため、学校・教育委員会等と調整し学童等の安全確保に万全を期すこと。

明示関係	明示事項
	・近隣で施工中の○○○○と調整を図り、交通の円滑化に努めること。
	・本工事は、鋼矢板等による仮設土留めにより施工するため、安全対策について特段の配慮をすること。また、その具体的対策内容について施工計画書に記載すること。
	・本工事は、高所作業を伴うため、安全対策について特段の配慮をすること。また、その具体的対策内容について施工計画書に記載すること。
	・本工事は、地下における作業を伴うため、安全対策について特段の配慮をすること。また、その具体的対策内容について施工計画書に記載すること。
	・本工事は、急傾斜地における作業であるため、短区間施工を厳守するとともに、安全対策について特段の配慮をすること。また、その具体的対策内容について施工計画書に記載すること。
	・本施工箇所は土石流危険河川であるため、「土木工事安全施工技術指針」に基づき、雨量計を設置するなどの安全対策を講じること。具体的な対策について、施工計画書に記載すること。
	・本工事は、火薬等の危険物を扱う作業が含まれるため、安全対策について特段の配慮をすること。また、その具体的対策内容について施工計画書に記載すること。
	・本工事では、特殊機械（○○○○）を使用するため、安全対策について特段の配慮をすること。また、その具体的対策内容について施工計画書に記載すること。
	・本工事は第三者施設（○○○○）に近接して工事を行うため、第三者施設への安全対策を講じること。また、その具体的対策内容について施工計画書に記載すること。
	・本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況等により現場管理費の補正を行う対象工事である。受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の測定方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督員へ提出すること。
	・石綿含有セメント管の取り扱いについては、以下の法令を遵守して施工を行うこと。 大気汚染防止法　・労働安全衛生法
工事用道路及び仮設備関係	・工事用道路の設置にあたっては、その位置及び構造等について施工計画書に記載するとともに、防塵・汚濁水流出防止等の維持管理を徹底すること。
	・施工ヤード等を現場外に設置する場合は、その位置及び構造等について施工計画書に記載するとともに、防塵・汚濁水流出防止等の維持管理を徹底すること。
	・資材運搬に使用する既設道路については、あらかじめ路面現況等について調査・記録し、補修等が必要となった場合は監督員と協議すること。
	・本工事で架設する仮橋は、工事終了後も存置するものとする。なお、工事終了後の損料、維持管理費等については別途協議する。
	・○○○○工事の施工にあたっては、鋼矢板○型、矢板長○○mで締切ることとする。（指定仮設）
	・○○○○工事の土留め工は○○工法とするが、構造、工法等について変更が必要な場合は監督員と協議すること。
残土・産業廃棄物関係	・本工事は建設副産物実態調査の対象工事であるため、原則として建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）へ登録し、登録番号を監督員に報告すること。また、これら計画の実施状況は、工事完了後速やかに登録するものとする。
	・本工事で発生するアスファルト塊（コンクリート塊）については、中間処理費及び○○㎞分の運搬費用を見込んでいる。処理方法等を変更する場合は、別途監督員と協議すること。なお、運搬に先立ち、受け入れ条件等を確認し監督員に報告すること。
	・建設発生木材は、○○○○地内の○○○○に運搬処理する。なお、運搬に先立ち、受け入れ条件等を確認し監督員に報告すること。

明示関係	明示事項
	・本工事の建設発生土は、当該現場内で流用すること。
	・本工事の建設発生土は、以下の工事現場へ搬出すること。搬出時期等の詳細は別途監督員と協議し、施工計画書に反映すること。 ・受入先名称：〇〇地区〇〇工事 ・受入先住所：〇〇市〇〇町〇〇地内（又は〇〇番地）　（運搬距離〇〇ｋｍ）
	・本工事の建設発生土は、以下の建設発生土受入先へ搬出すること。搬出時期等の詳細は別途監督員と協議し、施工計画書に反映すること。 ・受入先名称：〇〇地区〇〇工事 ・受入先住所：〇〇市〇〇町〇〇地内（又は〇〇番地）　（運搬距離〇〇ｋｍ）
	・本工事により、建設発生土を１００m3以上搬出するため、「群馬県土木工事標準仕様書（第１編1-1-49）」により、報告が必要な市町村にあっては、搬出先市町村の建設発生土担当課・係宛に、建設発生土に関する情報をＦＡＸ等により提供すること。
	・特定建設資材の処分が発生する場合は、建設リサイクル法（第12条第１項、第13条第1･2項及び第18条）に従うこと。（対象：請負金額が５００万円以上の建設工事）
	・本工事は、建設発生土情報交換システム（以下システムという）の登録対象工事である。受注者は、工事の実施に当たっては、土量、土質、土工期等に変更があった場合には、速やかに当該システムのデータ更新を行うこと。
	・本工事実施にあたっては、群馬県土木工事標準仕様書　1-1-1-37ダンプトラック等による過積載等の防止について十分留意すること。
	・〇〇森林組合へ売り払いしない立木は産業廃棄物として適正に処分すること。当初設計では立木処分をＶ＝〇〇ｍ３、運搬距離をＬ＝〇〇ｋｍと想定しているため、処分数量・処分箇所が決定次第、監督員に速やかに報告すること。
	・舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水（以下「排水」という。）については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収すること。回収された排水については、産業廃棄物として、適正に処理すること。なお、適正な処理をするために必要な運搬費及び処分費については、監督員と協議のうえ、設計変更の対象とする。 　なお、受注者は、当該処理に係るマニフェストについて、監督員から請求があった場合は、提示しなければならない。
ほ場整備	・施工順序については、表土剥ぎ取り→基盤切り盛り→基盤整地→表土戻し→畦畔築立→表土整地
	・転石については、再利用とするため〇〇置き場に仮置きすること。
	・畦畔に使用する用土については、基盤土(表土)を使用すること。
	・芯土破砕の破砕深については、９０ｃｍとする。
	・道路交差部における隅切りは３ｍとする。
	・敷砂利の横断勾配は1.5～3%とする。
	・整地面積の管理については任意座標による方法とする。
	・支線用水路勾配は1／〇〇から1／〇〇とする。
	・支線排水路勾配は1／〇〇から1／〇〇とする。
管路工	・補償工事に伴う埋設物表示テープの色は〇〇とする。
	・管割図の提出については省略することとする。
	・通水試験については本工事では実施せず別工事にて試験することとする。

明示関係	明示事項
	・埋め戻し材として、再生砂を使用の場合は、六価クロムの溶出試験を行い、安全を確認の上使用することとする。なお、試験の結果基準を満たしていない場合は、試験成績表を持参の上監督員と協議すること。
環境との調和への配慮関係	・起業地周辺には希少野生動植物が生息している可能性があるため、具体的な対策について監督員と協議し、施工計画書に明記するとともに、影響を極力抑えるよう細心の注意を払って施工すること。また、希少野生動植物の地区外への持ち出しや生息・生育する位置等、知り得た情報を他に漏らしてはならない。
工事支障物件関係	・№〇〇付近には〇〇〇〇管理の占用物件があるため、施工にあたっては事前に管理者と協議すること。
	・工事着手前に支障となる物件について調査し、該当する物件がある場合は速やかにその位置関係が分かる図面を監督員に提出し協議すること。
	・〇〇〇〇管理の占用物件が支障となっているが、移設工事は〇〇年〇〇月〇〇日に終了予定である。管理者と調整しながら工事を実施すること。
	・立木の処理に関しては〇〇森林組合から処分益の見積を徴収するため、支障となる立木を現地で確認し、ビニールテープ等で伐採範囲がわかるようにすること。伐採範囲については監督員と協議のこと。見積徴取は発注者が行うため、伐採範囲が確定次第監督員に報告のこと。　〇〇森林組合へ売払う立木は〇〇組合の指定する場所へ運搬するものとする。当初設計では全量を産業廃棄物として処分する事を想定し、運搬距離をＬ＝〇〇ｋｍで想定していることから、運搬する場所が確定次第監督員に報告すること。
塩化物・アル骨材反応対策	・本工事は、塩化物総量規制の対象構造物が含まれているため、「コンクリートの耐久性向上」仕様書に基づき実施すること。
	・本工事は、アルカリ骨材反応抑制対策の対象構造物が含まれているため、「コンクリートの耐久性向上」仕様書に基づき実施すること。
コンクリート構造物の品質確保	・コンクリートの水セメント比について、鉄筋コンクリートは５５％以下、無筋コンクリートは６０％以下とすること。ただし、均しコンクリート等を除く。
	・「コンクリート品質管理基準の運用に関する群馬県県土整備部の定め」により、重要構造物に使用するコンクリートの圧縮強度試験は、工種毎の試験回数の半数以上を建設技術センター等の第三者試験機関（第三者試験機関による実施が困難な場合には、監督員の立会い）により実施する。
排出ガス対策型建設機械関係	・工事において使用する建設機械は、原則として、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）」（以下、「オフロード法」と呼ぶ。）に基づく技術基準に適する特殊自動車、または、国交省で別に定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」等に基づき指定された排出ガス対策型建設機械等を使用すること。 　やむを得ずオフロード法の施行日（平成18年10月）前もしくは、オフロード法に基づく排出ガス規制の適用日以前に製造した、排出ガス基準に適合しない建設機械を使用する際は、オフロード法が適用されない建機であることを確認するために販売契約書や保険契約書、製造番号など建設機械の製造時期が証明できるものを提示すること。 　また、国交省で定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」等に基づき指定された排出ガス対策型建設機械等を使用できない場合は、排出ガス浄化装置を装着した建設機械の使用について監督員の承諾を得ること。この場合において排水ガス浄化
薬液注入工関係	・薬液注入の工法、材料及び施工範囲等については、設計図及び数量計算書のとおりとする。
	・次に示す事項について計画書を作成し、事前に監督員と協議すること。 ①工法関係　注入圧、注入速度、注入順序、ステップ長 ②材料関係　材料（購入・流通経路等含む）、ゲルタイム、配合
	・薬液注入工法に関する工法選定、設計、施工及び水質監視については、適切に施工するものとする。
	・水質監視の観測井戸については、隣接工区受注者が設置したもの及び地質調査実施時に設置したものを使用することとするが、詳細については監督員と協議すること。

明示関係	明　示　事　項
その他	・本工事は、河川工事に伴う〇〇市道の道路橋架け替え工事であるため、施工方法、通行規制期間等について、〇〇市〇〇課と調整しながら施工すること。
	・契約後、速やかに設計内容の照査を行い、施工計画等について監督員と打合せをすること。
	・本工事は中間施工検査対象工事であるため、日程等について別途連絡するので、検査日までに工事管理書類等を整備すること。
	・本工事は中間技術検査対象工事であるため、検査実施時期を勘案し中間技術検査願いを提出すること。日程等について別途連絡するので、点検日までに工事管理書類等を整備すること。
	・設計図書内表示のとおり再生材を使用すること。ただし、やむを得ない事情等により使用することが出来ない場合は監督員と協議すること。
	・河川内の工事については、漁業組合と協議・調整の上施工すること。
	・河川占用区域及び占用条件を確認、遵守すること。
	・「群馬県建設工事適正化指導要綱」に則り関係書類を提出すること。
	・工事に先立ち、埋蔵文化財の試掘を行う場合がある。試掘を行う場合は、重機の貸与等の協力をすること。
	・労働安全衛生法第８８条に基づくクレーン等に関する届出書を労働基準監督署に提出すること。
	・労働安全衛生法第８８条第２項に基づく「建設物設置届」を労働基準監督署に提出すること。（型枠支保工、足場等）
	・１）本工事は、「施工歩掛調査(土木工事)」の対象工事である。受注者は、工事受注後速やかに発注者と打ち合わせをすること。２）「施工歩掛調査(土木工事)実施要領」に基づき調査終了後速やかに提出すること。
	・（契約金額が500万円以上の工事）本工事は、電子納品対象工事であるため、「群馬県CALS/EC電子納品ガイドライン」に基づき電子納品を行うこと。電子納品を円滑に行うため、工事着手時に、受発注者間で電子納品に関する事前協議を行うこと。なお、事前協議は「事前協議チェックシート」により行うこととする。
	・承認対象品は〇〇〇とする。
	・工場検査対象品は〇〇〇とする。 ・受注者は工場立会検査を行い（JIS規格品を除く）、その結果を監督員に報告すること。
	・以下については、詳細な設計図、その他必要とする資料を提出し、監督員の承諾を得てから製作し、製作完了後必要とする試験、検査等を受けなければならない。 〇〇〇
	・（契約金額が800万円以上の工事）本工事は、ぐんま電子納品システム利用対象工事であるため、「群馬県CALS/ECぐんま電子納品システム運用ガイドライン（案）」に基づき利用する。また、現場代理人等指定通知書提出時に、契約担当者届出書を合わせて工事事務担当者へ提出すること。システムの利用にあたり、受注者とシステム提供者の間で利用契約を結び、システム利用料を支払うこと。システム利用料については、共通仮設費の率分に含まれている。詳細は、別紙「ぐんま電子納品システム利用対象工事特記仕様書」のとおりとする。
	~~・本工事は「現場閉所による週休２日制試行現場（発注者指定型）の対象工事である。「群馬県営農業農村事業における週休２日の取得に要する費用の計上に関する試行要領」に基づき工事を実施すること。なお、当工事は「完全週休２日（土日）」を見込んでいる。~~

明示関係	明　示　事　項
	~~・本工事は「現場閉所による週休２日制試行現場（受注者希望型）」の対象工事である。希望する場合は、発注者と協議すること。協議の結果、実施する場合は「群馬県営農業農村事業における週休２日の取得に要する費用の計上に関する試行要領」に基づき、受注後速やかに工事打合せ簿に希望の有無を記載し、監督員へ提出すること。なお、当工事は「完全週休２日（土日）」を見込んでいるが、週休２日の適用を希望しない場合でも、工期を減ずることはしないものとする。~~
	~~・本工事は「交替制による週休２日制試行現場（受注者希望型）」の対象工事である。希望する場合は、発注者と協議すること。協議の結果実施する場合は「群馬県営農業農村整備事業における週休２日の取得に要する費用の計上に関する試行要領」に基づき工事を実施すること。なお、当工事は「週単位の週休２日（交替制）」を見込んでいる。~~ 当工事は「（現場閉所・交替制）による週休２日制現場」の実施対象工事である。「群馬県営農業農村整備事業における週休２日制現場の実施要領」に基づき工事を実施すること。
	・現場環境改善費については、別紙施工条件明示（現場環境改善費）を参照すること。
	・遮光ネット（足場に設置するものに限る）等の熱中症対策を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応することとする。
	・情報化施工技術の活用については、別紙施工条件明示（情報化施工技術の活用）を参照すること。
	・本工事は、「建設キャリアアップシステムの活用工事」（発注者指定型）の対象工事である。「建設キャリアアップシステムの活用工事試行要領」に基づき、工事を実施すること。
	・本工事は、「建設キャリアアップシステムの活用工事」（受注者希望型）の試行対象工事である。「建設キャリアアップシステムの活用工事試行要領」に基づき、希望がある場合は、受注後速やかに工事打合せ書により監督員へ報告すること。
	・法定外の労務保険の付保について、本工事においては、受注者は法定外の労務保険に付さなければならない。
	・本工事の施工にあたり、１日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合において、１日未満で完了する作業の積算の適用について監督員と協議し、設計変更することができる。
	・本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する工事である。契約後、施工計画書作成前に特記仕様書を提示する。この仕様を満たすトイレを設置する場合は、トイレの仕様を記載し協議書により、監督員と協議すること。
	・本工事の施工にあたり、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の以下に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、契約締結後、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて、受注者、発注者で協議を行い、最終精算変更時点で設計変更することができることとする。 運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費
	・本工事は、施工箇所が点在する工事であり、工事箇所ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出している工事である。
	・本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材の調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。 ナフサを由来とする建設資材について別途調達経費が必要となる場合には、監督員と協議すること。
	・設計図書において表示される施工に係る機械の機種及び規格等は参考であり、当該工事の契約を拘束するものではない。

○ 現場環境改善費の取扱いについて

（1） 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計4つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

（2） 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

（3） 現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、当初は計上していない。受注者は必要な施設について、事前に種類及び規模・規格並びに設置期間等について発注者と協議することとし、必要性が確認された内容について設計変更の対象とする。

なお、設計変更時においては、リース品の場合は見積書等、購入品の場合は設置期間分の減価償却費を算定した資料等を提出するものとする。

（4） 受注者は、工事完成時に現場環境改善費及び熱中症対策・防寒対策の実施状況が分かる写真を監督員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	昇降設備の充実 環境負荷の低減 ＩＣＴ設備の充実 作業負荷の低減
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働者宿舎の快適化 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） 衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	工事標識・照明等安全施設の充実 盗難防止対策 健康関連施設の充実 野生生物・害虫対策等
地域連携	広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む） 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

令和8年度 群馬県独自歩掛一覧(SQコード)

コード	名 称	参考国営コード	備考
SQ1043	盛土･埋戻(人力)	S01041	
SQ2029	裏込工(ブロック張)	S02029	
SQ2084	[PMC工]	S02705	
SQ2123	[産業廃棄物処分費]	S02123	
SQ3030	鉄筋工(加工･組立)	S03030	廃止
SQ3032	鉄筋工(ガス圧接継手･機械式継手)	S03031	廃止
SQ3701	【鉄筋工】	S03701	廃止
SQ6007	アンダードレーン	S06007	
SQ7101	道路工事施行承認･占用許可申請	県独自歩掛	
SQ7102	河川占用、保全区域内等行為申請書	県独自歩掛	
SQ7103	保安林解除申請書	県独自歩掛	
SQ7104	保安林内作業許可申請書	県独自歩掛	
SQ7105	区画整理事業地区界測量(境界測量必要地域)	県独自歩掛	
SQ7106	区画整理事業地区界測量(境界復元必要地域)	県独自歩掛	
SQ7107	工事用基本杭設置	県独自歩掛	
SQ8046	水路兼農道側壁機械据付	県独自歩掛	
SQA266	SP 胴込･裏込材(砕石)	SA0266	
SQA276	SP 石積(練石)(複合)	SA0276	
SQA277	SP 石張(複合)	SA0277	
SQA280	SP 裏込材(石積(張))	SA0280	
SQA311	SP コンクリート	SA0311	

令和8年度 施工単価等改訂概要一覧表

改訂区分凡例	
☆	新規制定
◎	全面改正
○	一部改正
×	廃　止
―	改正なし

施工単価コード	施工単価条件表名称	管理区分	改訂区分	改定要旨	基準内容			
					標準歩掛（公表）	参考歩掛（公表）	機械経費（公表）	施工P（公表）
	1. 土工							
S01010	機械土工(超ﾛﾝｸﾞｱｰﾑﾊﾞｯｸﾎｳ掘削)	全国管理	○	機械規格の改正		○		
S01032	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運搬(特殊)	全国管理	○	機械規格の改正		○		
S01034	不整地運搬	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S01035	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運搬(超ﾛﾝｸﾞｱｰﾑﾊﾞｯｸﾎｳ積込)	全国管理	○	機械規格の改正		○		
S01041	人力土工(盛土・埋戻)	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S01072	整形工(人力荒仕上げ)	全国管理	―		○			
S01075	管水路基礎岩盤整形工(基面)	全国管理	―			○		
S01076	管水路基礎岩盤整形工(法面)	全国管理	―			○		
S01082	締固工（振動ローラ締固め2.5m未満）	全国管理	○	機械規格の改正	○			
	2. 共通工							
S02011	ﾈｯﾄﾌｪﾝｽ工(本体)	全国管理	―		○			
S02012	ﾈｯﾄﾌｪﾝｽ工(扉)	全国管理	―		○			
S02013	防護柵等支柱削孔工	全国管理	―		○			
S02014	柵工	全国管理	―			○		
S02017	ネットフェンス撤去工(本体)	全国管理	―			○		
S02018	ネットフェンス撤去工(扉)	全国管理	―			○		
S02024	張ﾌﾞﾛｯｸ工(空張)	全国管理	―		○			
S02028	積ﾌﾞﾛｯｸ工(空洞ﾌﾞﾛｯｸ)	全国管理	―			○		
S02034	平石張工	全国管理	―		○			
S02041	人力小運搬(手車運搬)	全国管理	―		○			
S02042	人力小運搬(人肩運搬)	全国管理	―		○			
S02046	機械小運搬(土砂類、生ｺﾝ)	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S02047	機械小運搬(二次製品、管類、ｾﾒﾝﾄ類)	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S02052	石積類とりこわし	全国管理	○	機械規格の改正		○		
S02055	ｺﾝｸﾘｰﾄ境界杭設置	全国管理	―		○			
S02061	骨材再生工(自走式)	全国管理	○	機械規格の改正		○		
S02062	自走式破砕機設置・撤去工	全国管理	○	機械規格の改正		○		
S02063	自走式土質改良機設置・撤去工	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S02066	安定処理工（自走式土質改良工）	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S02081	芝付工	全国管理	―		○			
S02083	中詰工(中詰ﾌﾞﾛｯｸ)	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S02084	中詰工(客土)	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S02085	中詰工(植生土のう)	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S02086	中詰工(割石又は栗石)	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S02087	中詰工(砕石)	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S02088	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ法枠工	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S02101	電気溶接	全国管理	―			○		
S02103	開先加工	全国管理	―			○		
S02104	ｶﾞｽ切断	全国管理	―			○		
S02111	[機械器具損料]	全国管理	―					
S02112	[機械器具賃料]	全国管理	―					
S02113	[仮設材損料]	全国管理	―					
S02114	[仮設材賃料]	全国管理	―					
S02115	[労務単価(一般労務)]	全国管理	―					
S02116	[資材単価(直接入力用)]	全国管理	―					
S02117	[地域資材単価(単価修正用)]	全国管理	―					
S02118	[地区資材単価(単価修正用)]	全国管理	―					
S02119	[施設機械資材単価(単価修正用)]	全国管理	―					
S02120	[市場単価（単価修正用）]	全国管理	―					
S02123	[地域資材単価(処分費等)]	全国管理	○	処分費等に「上下水道料金」を含むことを明記				
S02124	[労務単価(運転手労務)]	全国管理	―					
S02125	[地域資材単価(有価物処分費)]	全国管理	―					
S02200	[SP 施工ﾊﾟｯｹｰｼﾞ(直接入力用)]	全国管理	―					
S02300	[SP 施工ﾊﾟｯｹｰｼﾞ(基礎単価式入力用)]	全国管理	―					
S02701	【法面工(法面芝付工)】	全国管理	―		○			
S02702	【法面工(種子散布工)】	全国管理	―		○			
S02703	【法面工(植生ﾈｯﾄ工)】	全国管理	―		○			
S02704	【法面工(客土吹付工)】	全国管理	―		○			
S02705	【法面工(植生基材吹付工)】	全国管理	―		○			
S02706	【法面工(ﾓﾙﾀﾙ･ｺﾝｸﾘｰﾄ吹付工)】	全国管理	―		○			
S02707	【ﾗｽ張工】	全国管理	―		○			
S02708	【現場吹付法枠】	全国管理	―		○			
S02711	【ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積工】	全国管理	―		○			
S02721	【構造物取壊し】	全国管理	―		○			
	3. コンクリート工							
S03013	圧送管組立・撤去	全国管理	―		○			
S03017	養生	全国管理	―		○			
S03018	ﾓﾙﾀﾙ現場練合わせ	全国管理	―			○		
S03019	ﾓﾙﾀﾙ工	全国管理	―			○		
S03020	コンクリートはつり（人力）	全国管理	○	語句修正、表の単位の修正、参考の表番号の修正		○		
S03041	ｺﾝｸﾘｰﾄ打設足場(開水路用)	全国管理	―		○			
S03053	収縮継目(ﾍﾟｲﾝﾄ塗装)	全国管理	―		○			
S03054	ﾀﾞｳｴﾙﾊﾞｰ設置	全国管理	―		○			
S03701	【鉄筋工】	全国管理	×	市場単価の鉄筋工の廃止	○			
S03702	【ｶﾞｽ圧接工】	全国管理	×	市場単価の鉄筋ガス圧接工の廃止	○			
S03030	鉄筋工（加工・組立）	全国管理	☆	鉄筋の加工・組立の歩掛　新規制定	○			
S03031	鉄筋工（ｶﾞｽ圧接継手・機械式継手）	全国管理	☆	鉄筋のガス圧接、機械継手工の歩掛　新規制定	○			

施工単価コード	施工単価条件表名称	管理区分	改訂区分	改定要旨	基準内容			
					標準歩掛（公表）	参考歩掛（公表）	機械経費（公表）	施工P（公表）
	4. 基礎工							
S04004	ｺﾝｸﾘｰﾄ杭中掘工法	全国管理	○	摘要欄の改正	○			
S04005	ｺﾝｸﾘｰﾄ杭ｶｯﾄｵﾌ工	全国管理	－		○			
S04006	杭頭処理工	全国管理	－		○			
S04007	ｺﾝｸﾘｰﾄ杭・鋼管杭ﾊﾟｲﾙﾊﾝﾏ打設	全国管理	○	燃料消費量の改正	○			
S04009	鋼管杭中掘工法	全国管理	○	摘要欄の改正	○			
S04010	木杭打設工（機械）	全国管理	○	機械規格の改正		○		
S04031	ｽﾗﾘｰ撹拌工	全国管理	○	燃料消費量の改正	○			
S04032	ｽﾗﾘｰ撹拌工(ｽﾗﾘｰﾌﾟﾗﾝﾄ移設)	全国管理	－		○			
S04033	薬液注入工(二重管ｽﾄﾚｰﾅ工法)	全国管理	－		○			
S04034	薬液注入工(二重管ﾀﾞﾌﾞﾙﾊﾟｯｶｰ工法(削孔))	全国管理	－		○			
S04035	薬液注入工(二重管ﾀﾞﾌﾞﾙﾊﾟｯｶｰ工法(一次注入))	全国管理	－		○			
S04036	薬液注入工(二重管ﾀﾞﾌﾞﾙﾊﾟｯｶｰ工法(二次注入))	全国管理	－		○			
S04037	薬液注入工(注入施設据付・解体)	全国管理	－		○			
S04038	薬液注入工(注入施設移設)	全国管理	－		○			
S04041	大口径ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞﾏｼﾝ工	全国管理	○	機械規格の変更	○			
S04042	ﾀﾞｳﾝｻﾞﾎｰﾙﾊﾝﾏ工	全国管理	○	準備・建込・溶接の歩掛改正、機械規格の変更	○			
S04043	やぐら設置・撤去工	全国管理	○	索道利用の歩掛削除、機械規格の変更	○			
S04045	中層混合処理工	全国管理	－			○		
S04046	中層混合処理工（ICT）	全国管理	☆	新規制定		○		
S04701	【軟弱地盤処理工】	全国管理	×	廃止	○			
	5. フリューム類据付工							
S05001	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾘｭｰﾑ機械据付工	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S05002	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ大型水路機械据付工	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S05011	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ柵渠据付工(人力)	全国管理	－		○			
S05012	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ柵渠据付工(機械)	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S05031	ｺﾙｹﾞｰﾄﾌﾘｭｰﾑ人力据付	全国管理	－		○			
S05041	水路用L形ﾌﾞﾛｯｸ機械据付工	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S05042	水路用L形ﾌﾞﾛｯｸ底版鉄筋溶接	全国管理	－		○			
S05101	リフト台車によるプレキャストコンクリート水路据付	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S05801	【排水構造物工】	全国管理	－		○			
	6. 河川・水路工							
S06004	排水材設置工（構造物背面排水材）	全国管理	○	歩掛名称、適用範囲の変更	○			
S06005	ﾄﾞﾚｰﾝ工(ｳｨｰﾌﾟﾎｰﾙ取付)	全国管理	－		○			
S06006	ﾄﾞﾚｰﾝ工(ｻｲﾄﾞﾄﾞﾚｰﾝ)	全国管理	－		○			
S06007	ﾄﾞﾚｰﾝ工(ｱﾝﾀﾞｰﾄﾞﾚｰﾝ)	全国管理	○	機械規格の変更	○			
S06008	合成ｺﾞﾑｼｰﾄ布設	全国管理	－			○		
S06009	ﾌﾞﾛｯｸﾏｯﾄ敷設	全国管理	○	機械規格の変更	○			
S06013	かごマット工（多段積型）	全国管理	○	機械規格の変更	○			
	7. 管水路工							
S07001	ﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝ基礎	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S07021	硬質ポリ塩化ﾋﾞﾆﾙ管人力布設	全国管理	－		○			
S07022	硬質ポリ塩化ﾋﾞﾆﾙ管機械布設	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S07031	ｺﾙｹﾞｰﾄﾊﾟｲﾌﾟ機械布設	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S07035	高密度ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管機械布設	全国管理	○	機械規格の改正		○		
S07041	強化ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ複合管機械布設	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S07042	強化ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ複合管機械布設(たて込み簡易土留)	全国管理	○	機械規格の改正		○		
S07051	ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管人力布設	全国管理	－			○		
S07054	ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管機械布設（K形）	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S07055	ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管機械布設（T形）	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S07056	ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管機械布設（ALW形）	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S07057	ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管機械布設（K形）（たて込み簡易土留）	全国管理	○	機械規格の改正		○		
S07058	ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管機械布設（T形）（たて込み簡易土留）	全国管理	○	機械規格の改正		○		
S07059	ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管機械布設（ALW形）（たて込み簡易土留）	全国管理	○	機械規格の改正		○		
S07061	管切断(FRPM管)	全国管理	－		○			
S07062	管切断(DCIP管)	全国管理	－		○			
S07071	炭素鋼鋼管人力布設	全国管理	－			○		
S07072	鋼管吊込据付(φ80～500)	全国管理	○	機械規格の改正		○		
S07073	鋼管吊込据付(φ600～1900)	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S07074	鋼管吊込据付(φ2000～3000)	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S07078	鋼管溶接(φ80～500)	全国管理	－			○		
S07079	鋼管溶接(φ600～1900)	全国管理	－		○			
S07080	鋼管溶接(φ2000～3000)	全国管理	－		○			
S07081	鋼管継手塗装	全国管理	－		○			
S07091	制水弁人力据付	全国管理	－		○			
S07092	制水弁機械据付	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S07093	空気弁人力据付	全国管理	－		○			
S07094	小ﾊﾞﾙﾌﾞ類人力据付	全国管理	－		○			
S07101	管水路浅埋設工(ｼﾞｵｸﾞﾘｯﾄﾞ敷設工)	全国管理	－			○		
S07102	管水路浅埋設工(ｼﾞｵｸﾞﾘｯﾄﾞ接合工)	全国管理	－			○		
	8. 道路工							
S08031	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工(人力)	全国管理	－		○			
S08041	砂利舗装工(人力)	全国管理	－		○			
S08042	砂利舗装工(機械)	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S08060	ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ設置・撤去工(橋梁用)	全国管理	－			○		
S08067	ｶﾞｰﾄﾞｹｰﾌﾞﾙ設置工(中間支柱)	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S08068	ｶﾞｰﾄﾞｹｰﾌﾞﾙ設置工(端末支柱)	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S08069	ｶﾞｰﾄﾞｹｰﾌﾞﾙ設置工(ガードケーブル)	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S08070	舗装版削孔工（アスファルト舗装版）	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S08081	PC橋桁架設工	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S08082	PC橋桁鉄筋加工組立工	全国管理	○	諸経費率改正	○			
S08083	PC橋桁簡易ｺﾞﾑ支承工(Aﾀｲﾌﾟ)	全国管理	○	諸経費率改正	○			
S08084	PC橋桁ｺﾞﾑ支承工(Aﾀｲﾌﾟ)	全国管理	○	諸経費率改正	○			
S08085	PC橋桁ｺﾞﾑ支承工(Bﾀｲﾌﾟ)	全国管理	○	諸経費率改正	○			
S08086	PC橋桁PC工	全国管理	○	諸経費率改正	○			
S08087	PC橋桁PCｹｰﾌﾞﾙ緊張工	全国管理	○	諸経費率改正	○			

施工単価コード	施工単価条件表名称	管理区分	改訂区分	改定要旨	基準内容			
					標準歩掛(公表)	参考歩掛(公表)	機械経費(公表)	施工P(公表)
S08088	PC橋桁横組工	全国管理	○	歩掛・諸経費率改正	○			
S08089	PC橋桁機械器具損料	全国管理	○	日あたり施工量変更	○			
S08090	PC橋桁落橋防止工	全国管理	○	諸経費率改正	○			
S08101	PC橋桁架設足場	全国管理	○	歩掛改正	○			
S08102	PC橋桁架設防護(板張防護工)	全国管理	○	歩掛改正	○			
S08103	PC橋桁登り桟橋	全国管理	-		○			
S08104	PC橋桁架設防護(ワイヤーブリッジ防護工)	全国管理	－		○			
S08105	PC橋桁架設防護(ネット防護工)	全国管理	○	歩掛改正	○			
S08110	排水材設置工(水平排水層)水平排水材	全国管理	－		○			
S08111	排水材設置工(水平排水層)フィルター層	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S08703	【道路標識設置】	全国管理	－		○			
S08704	【道路標識撤去】	全国管理	－		○			
S08705	【視線誘導標設置工】	全国管理	－		○			
S08711	【ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ設置】	全国管理	－		○			
S08712	【ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ撤去】	全国管理	－		○			
S08713	【横断・転落防止柵設置】	全国管理	－		○			
S08714	【横断・転落防止柵撤去】	全国管理	－		○			
S08715	【根巻きｺﾝｸﾘｰﾄ設置工】	全国管理	－		○			
S08716	【ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ設置】	全国管理	－		○			
S08717	【ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ撤去】	全国管理	－		○			
S08731	【落石防止網設置工(金網+ﾛｰﾌﾟ)】	全国管理	－		○			
S08732	【落石防止網設置工(ｱﾝｶｰ)】	全国管理	－		○			
S08733	【落石防止網設置工(ﾎﾟｹｯﾄ支柱)】	全国管理	－		○			
S08734	【落石防護柵設置・撤去工(金網)】	全国管理	－		○			
S08735	【落石防護柵設置工(ｽﾃｰﾛｰﾌﾟ)】	全国管理	－		○			
S08736	【落石防護柵設置・撤去工(支柱)】	全国管理	－		○			
S08801	【区画線工】	全国管理	－		○			
	9. 橋梁工							
	10. ほ場整備工							
S10001	畦畔ﾌﾞﾛｯｸ布設	全国管理	－			○		
S10002	ほ場整備工(表土扱い)(標準区画0.3ha以上)	全国管理	－		○			
S10003	ほ場整備工(基盤造成・畦畔築立)(標準区画0.3ha以上)	全国管理	－		○			
S10004	水田簡易ほ場整備整地工	全国管理	－		○			
S10005	水田整地工(ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ)	全国管理	－		○			
S10006	水田ほ場整備雑物除去工	全国管理	－			○		
S10007	ほ場整備工(表土扱い)(標準区画0.3ha未満)	全国管理	－		○			
S10008	ほ場整備工(基盤造成・畦畔築立)(標準区画0.3ha未満)	全国管理	－		○			
S10009	畦畔整形工	全国管理	－		○			
S10031	暗渠排水工(ﾄﾚﾝﾁｬ掘削)	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S10032	暗渠排水工(ﾊﾞｯｸﾎｳ掘削)	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S10013	暗渠排水工(排水管布設)	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S10015	水田弾丸暗渠工	全国管理	○	機械規格の改正		○		
S10018	暗渠排水工(小運搬(暗渠排水管))	全国管理	－		○			
S10019	暗渠排水工(小運搬(土管・陶管))	全国管理	－		○			
S10020	暗渠排水工(小運搬(被覆材))	全国管理	－		○			
S10021	ほ場整備工(表土はぎ)(ﾊﾞｯｸﾎｳによる施工)	全国管理	－		○			
S10022	ほ場整備工(表土戻し)(ﾊﾞｯｸﾎｳによる施工)	全国管理	－		○			
S10023	ほ場整備工(表土整地)(ﾊﾞｯｸﾎｳによる施工)	全国管理	－		○			
S10024	ほ場整備工(基盤切盛＋畦畔築立)(ﾊﾞｯｸﾎｳによる施工)	全国管理	－		○			
S10025	ほ場整備工(基盤整地)(ﾊﾞｯｸﾎｳによる施工)	全国管理	－		○			
	11. 農地造成工							
S11003	農地造成工(ﾘｯﾊﾟﾄﾞｰｻﾞ岩掘削)	全国管理	－		○			
S11005	畑面整地工(ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ)	全国管理	－			○		
S11006	耕起・深耕(ﾘｯﾊﾟﾄﾞｰｻﾞ)	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S11011	有機質資材機械散布	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S11013	耕起砕土(直装式ﾛｰﾀﾘ)	全国管理	－		○			
S11014	雑物除去工(農用地造成工用)	全国管理	－		○			
S11015	人力石礫除去工	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S11016	機械石礫除去工	全国管理	－		○			
S11018	畑面植生工	全国管理	－		○			
	12. トンネル工							
S12001	岩ﾄﾝﾈﾙ(ﾚｯｸﾞ工法)	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S12002	岩ﾄﾝﾈﾙ(ﾄﾞﾘﾙｼﾞｬﾝﾎﾞ工法)	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S12003	岩ﾄﾝﾈﾙ(機械掘削工法)	全国管理	○	機械規格の改正		○		
S12004	土砂ﾄﾝﾈﾙ(人力掘削工法)	全国管理	○	機械規格の改正		○		
S12005	型枠撤去・移動・据付	全国管理	－		○			
S12006	ｽﾗｲﾃﾞｨﾝｸﾞﾌｫｰﾑ組立解体	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S12007	ﾄﾝﾈﾙ覆工	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S12008	排水溝掘削(ﾄﾝﾈﾙ)	全国管理	○	機械規格の改正		○		
S12009	ｱﾝﾀﾞｰﾄﾞﾚｰﾝ(ﾄﾝﾈﾙ)	全国管理	－			○		
S12010	ｲﾝﾊﾞｰﾄ基盤整形(ﾄﾝﾈﾙ)	全国管理	－		○			
S12011	人力小運搬(手車運搬)(ﾄﾝﾈﾙ)	全国管理	－			○		
S12012	人力小運搬(人肩運搬)(ﾄﾝﾈﾙ)	全国管理	－			○		
S12013	断面型枠(ﾄﾝﾈﾙ)	全国管理	－			○		
S12014	止水板設置(ﾄﾝﾈﾙ)	全国管理	－			○		
S12031	照明電力料金(ﾄﾝﾈﾙ)	全国管理	－			○	○	
S12032	送気管布設・撤去(ﾄﾝﾈﾙ)	全国管理	－		○			
S12033	給水槽据付+撤去(ﾄﾝﾈﾙ)	全国管理	－		○			
S12034	給水管布設・撤去(ﾄﾝﾈﾙ)	全国管理	－		○			
S12035	排水釜場設置+撤去(ﾄﾝﾈﾙ)	全国管理	－			○		
S12036	排水管布設・撤去(ﾄﾝﾈﾙ)	全国管理	－		○			
S12037	換気管布設・撤去(ﾄﾝﾈﾙ)	全国管理	－		○	○		
S12038	軌道敷設・撤去(ﾄﾝﾈﾙ)	全国管理	－		○			
S12039	換気装置運転(ﾄﾝﾈﾙ)	全国管理	－		○			
S12040	坑内電灯線(単相2線式)設置・撤去	全国管理	－			○		
S12041	坑内電灯線(単相3線式)設置・撤去	全国管理	－			○		

施工単価コード	施工単価条件表名称	管理区分	改訂区分	改定要旨	基準内容			
					標準歩掛(公表)	参考歩掛(公表)	機械経費(公表)	施工P(公表)
S12042	坑内動力線(三相3線式)設置・撤去	全国管理	−			○		
S12043	坑内分電盤設置・撤去	全国管理	○	資料材料の改正		○		
S12061	ﾄﾝﾈﾙ裏込め注入工(注入)	全国管理	−			○		
S12062	ﾄﾝﾈﾙ裏込め注入工(目詰)	全国管理	−			○		
	13. 地すべり防止工							
S13001	集水井工(ライナープレート土留工法)	全国管理	○	機械規格の変更	○			
S13002	集水井工(集排水ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ・ﾛｰﾀﾘｰ式)	全国管理	○	機械規格の変更	○			
S13003	集水井工(ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ用架設足場・ﾛｰﾀﾘｰ式)	全国管理	−			○		
S13004	集水井工(掘削設備据付け解体)	全国管理	○	機械規格の変更	○			
S13005	集水井工(昇降用階段設置工)	全国管理	○	機械規格の変更	○			
S13006	集水井工(井戸蓋設置工)	全国管理	○	機械規格の変更	○			
S13011	保孔管挿入工(ﾛｰﾀﾘｰ式)	全国管理	−		○			
S13012	集排水ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ(地表ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ・ﾛｰﾀﾘｰ式)	全国管理	○	機械規格の変更	○			
S13021	ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞﾏｼﾝ設置・撤去(ﾛｰﾀﾘｰ式)	全国管理	○	機械規格の変更	○			
S13022	集排水ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ孔洗浄工	全国管理	−		○			
S13023	集排水ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ孔洗浄工足場設置・撤去	全国管理	−		○			
S13031	かご工(地すべり防止工事)	全国管理	○	ふとんかご設置歩掛の改正、機械規格の変更	○			
S13041	山腹集排水路工(地すべり防止工事)	全国管理	○	機械規格の変更	○			
S13042	山腹明暗渠工(地すべり防止工事)	全国管理	○	機械規格の変更	○			
S13043	山腹暗渠工(地すべり防止工事)	全国管理	○	機械規格の変更	○			
S13044	集水桝設置工(地すべり防止工事)	全国管理	○	機械規格の変更	○			
S13045	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ集水桝据付工(地すべり防止工事)	全国管理	○	機械規格の変更	○			
	14. コンクリート補修工							
S14011	ひび割れ表面処理工(研磨工)	全国管理	−		○			
S14202	ひび割れ低圧注入工	全国管理	−		○			
S14211	ひび割れ充填工	全国管理	−		○			
S14501	開水路目地補修工(成型ゴム挿入工)	全国管理	−		○			
S14502	開水路目地補修工(充填工)	全国管理	−		○			
S14601	高圧洗浄工	全国管理	−		○			
S14602	プライマー塗布(断面修復工)	全国管理	−		○			
S14603	断面修復工	全国管理	−		○			
S14604	プライマー塗布(表面被覆工)	全国管理	−		○			
S14605	表面被覆工(左官)	全国管理	−		○			
S14606	表面被覆工(吹付)	全国管理	−		○			
S14607	アンカー固定式パネル工(無収縮モルタル注入型)	全国管理	−			○		
S14608	アンカー固定式パネル工(緩衝材設置型)	全国管理	−			○		
	15. 復旧工							
S15002	耕地復旧(畦畔)	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S15003	耕地復旧(表土堀削・埋戻)	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S15004	耕地復旧(耕起)	全国管理	○	機械規格の改正	○			
	16. 機械経費							
S16001	[時間損料機械の機械経費]	全国管理	○	機械規格の改正			○	
S16002	[日損料機械の機械経費]	全国管理	−				○	
S16003	[供用日損料機械の機械経費]	全国管理	−				○	
S16004	[賃料機械の機械経費]	全国管理	○	機械規格の改正			○	
S16005	[特殊時間損料機械の機械経費]	全国管理	○	機械規格の改正			○	
S16006	[特殊日損料機械の機械経費]	全国管理	−				○	
	17. 仮設材賃料・損料							
S17001	[賃料(鋼矢板)]	全国管理	−				○	
S17002	[賃料(H形鋼・山留副部材)]	全国管理	−				○	
S17003	[賃料(覆工板・敷鉄板)]	全国管理	−				○	
S17005	[損料(単位当り仮設材)]	全国管理	○	Wコード(耐衝撃性硬質ビニル電線管(HIVE))追加に伴う修正			○	
S17006	[賃料(たて込み簡易土留)]	全国管理	−				○	
S17007	[賃料(型枠材)]	全国管理	−				○	
S17008	[賃料(足場等)]	全国管理	−				○	
S17009	[賃料(吊り枠等)]	全国管理	−				○	
S17010	[賃料(異形ﾌﾞﾛｯｸ型枠)]	全国管理	−				○	
	18. 仮設工							
S18001	土のう工	全国管理	−		○			
S18002	大型土のう工	全国管理	○	機械規格の変更	○			
S18003	排水ﾎﾟﾝﾌﾟ運転	全国管理	−		○			
S18004	排水ﾎﾟﾝﾌﾟ設置撤去	全国管理	○	機械規格の変更	○			
S18005	排水ﾎﾟﾝﾌﾟ用釜場設置・撤去	全国管理	○	機械規格の変更	○			
S18006	排水ﾎﾟﾝﾌﾟ運転(小口径)	全国管理	−		○			
S18007	排水ﾎﾟﾝﾌﾟ設置撤去(小口径)	全国管理	○	機械規格の変更	○			
S18011	ｳｴﾙﾎﾟｲﾝﾄ工(ﾎﾟﾝﾌﾟ運転管理)	全国管理	−		○			
S18012	ｳｴﾙﾎﾟｲﾝﾄ工(ﾎﾟﾝﾌﾟ設置・撤去)	全国管理	−		○			
S18013	ｳｴﾙﾎﾟｲﾝﾄ工(ｳｴﾙﾎﾟｲﾝﾄ設置・撤去)	全国管理	−		○			
S18015	[損料(ｳｴﾙﾎﾟｲﾝﾄ機械器具)]	全国管理	−				○	
S18021	腹起し切梁方式土留工(設置・撤去)	全国管理	−		○	○		
S18022	ﾀｲﾛｯﾄﾞ方式土留工(設置・撤去)	全国管理	−		○	○		
S18023	覆工板受桁方式土留工(設置・撤去)	全国管理	−		○	○		
S18024	横矢板方式土留工(設置・撤去)	全国管理	−		○	○		
S18025	覆工板設置・撤去	全国管理	−		○	○		
S18026	たて込み簡易土留	全国管理	−		○			
S18031	足場工	全国管理	○	機械規格の変更	○			
S18032	支保工	全国管理	○	機械規格の変更	○			
S18033	支保工(小規模)	全国管理	−		○			
S18053	遮青材散布工	全国管理	○	機械規格の改正(ﾃﾞｨｽﾄﾘﾋﾞｭｰﾀ[架装式]の削除)	○			
S18054	敷鉄板設置・撤去工	全国管理	○	機械規格の変更	○			
S18055	地盤改良工(仮設道路基礎)	全国管理	○	機械規格の改正		○		
S18062	土工用ﾏｯﾄ(ｼｰﾄ類)敷設・撤去	全国管理	−		○			
S18071	仮橋・仮桟橋設置・撤去工(下部工)	全国管理	○	歩掛改正、適用範囲の変更	○			
S18072	仮橋・仮桟橋設置撤去工(導杭・導枠)	全国管理	○	歩掛改正、適用範囲の変更	○			
S18073	杭橋脚・導杭打込引抜工(ﾊﾞｲﾌﾞﾛﾊﾝﾏ)	全国管理	○	歩掛改正、適用範囲の変更	○			

施工単価コード	施工単価条件表名称	管理区分	改訂区分	改定要旨	基準内容			
					標準歩掛（公表）	参考歩掛（公表）	機械経費（公表）	施工P（公表）
S18074	仮橋･仮桟橋設置･撤去工(上部工)	全国管理	○	歩掛改正、適用範囲の変更	○			
S18075	仮橋･仮桟橋設置･撤去工(覆工板)	全国管理	○	歩掛改正、適用範囲の変更	○			
S18076	仮橋･仮桟橋設置･撤去工(高欄)	全国管理	○	歩掛改正、適用範囲の変更	○			
S18101	高圧引込配電設備	全国管理	－			○		
S18102	高圧引込設備	全国管理	－			○		
S18103	低圧引込設備	全国管理	－			○		
S18104	配電設備(避雷器)	全国管理	－			○		
S18105	配電設備(接地工)	全国管理	－			○		
S18106	高圧低圧建柱工	全国管理	－			○		
S18107	高圧低圧架空線	全国管理	－			○		
S18108	低圧架空線設備	全国管理	－			○		
S18109	配電高圧ｹｰﾌﾞﾙ工	全国管理	－			○		
S18110	配電低圧ｹｰﾌﾞﾙ工	全国管理	－			○		
S18111	高圧移動電線	全国管理	－			○		
S18112	低圧移動電線	全国管理	－			○		
S18113	高圧ｹｰﾌﾞﾙ端末処理工	全国管理	－			○		
S18114	分電盤設備	全国管理	○	資料材料の改正		○		
S18115	柱上変電設備	全国管理	○	資料材料の改正		○		
S18116	柱上変圧器設備	全国管理	－			○		
S18151	道路補修工(未舗装)	全国管理	－		○			
S18161	ﾊﾞｲﾌﾞﾛﾊﾝﾏ工(鋼矢板･H形鋼打設)	全国管理	－		○			
S18162	ﾊﾞｲﾌﾞﾛ+WJ併用(鋼矢板･H形鋼打設)	全国管理	○	摘要欄の改正	○			
S18163	ﾊﾞｲﾌﾞﾛﾊﾝﾏ工(鋼矢板･H形鋼引抜き)	全国管理	－		○			
S18164	ﾊﾞｲﾌﾞﾛﾊﾝﾏ継ぎ施工(鋼矢板･H形鋼打設)	全国管理	－			○		
S18165	ﾊﾞｲﾌﾞﾛ+WJ併用継ぎ施工(鋼矢板･H形鋼打設)	全国管理	○	摘要欄の改正		○		
S18166	ﾊﾞｲﾌﾞﾛﾊﾝﾏ工(軽量鋼矢板)	全国管理	○	使用機械及び機械規格の改正	○	○		
S18167	ﾊﾞｲﾌﾞﾛﾊﾝﾏ工(ﾊｯﾄ形鋼矢板打設)	全国管理	－		○			
S18168	ﾊﾞｲﾌﾞﾛ+WJ併用(ﾊｯﾄ形鋼矢板打設)	全国管理	○	摘要欄の改正	○			
S18169	ﾊﾞｲﾌﾞﾛﾊﾝﾏ継ぎ施工(ﾊｯﾄ形鋼矢板打設)	全国管理	－			○		
S18170	ﾊﾞｲﾌﾞﾛ+WJ併用継ぎ施工(ﾊｯﾄ形鋼矢板打設)	全国管理	○	摘要欄の改正		○		
S18171	鋼矢板ｱｰｽｵｰｶﾞ併用打設	全国管理	－		○			
S18181	油圧圧入工(鋼矢板)	全国管理	－		○			
S18182	油圧+WJ併用圧入(鋼矢板)	全国管理	○	摘要欄の改正	○			
S18183	油圧圧入工　継杭あり(鋼矢板)	全国管理	－		○			
S18184	油圧+WJ併用圧入 継杭あり(鋼矢板)	全国管理	○	摘要欄の改正	○			
S18185	油圧引抜工(鋼矢板)	全国管理	－		○			
S18186	油圧式杭圧入引抜機据付･解体	全国管理	－		○			
S18187	油圧圧入工(ﾊｯﾄ形鋼矢板)	全国管理	－		○			
S18188	油圧圧入+WJ併用(ﾊｯﾄ形鋼矢板)	全国管理	○	摘要欄の改正	○			
S18189	油圧圧入工　継杭あり(ﾊｯﾄ形鋼矢板)	全国管理	－		○			
S18190	油圧+WJ併用圧入 継杭あり(ﾊｯﾄ形鋼矢板)	全国管理	○	摘要欄の改正	○			
S18191	油圧式杭圧入機据付･解体(ﾊｯﾄ形鋼矢板)	全国管理	－		○			
S18192	油圧圧入工(硬質地盤ｸﾘｱ工法)50＜Nmax≦180	全国管理	－		○			
S18193	油圧式杭圧入機据付･解体(硬質地盤ｸﾘｱ工法)	全国管理	－		○			
S18194	油圧圧入工(硬質地盤ｸﾘｱ工法)180＜Nmax≦600	全国管理	－		○			
S18195	油圧圧入工(硬質地盤ｸﾘｱ工法)(ﾊｯﾄ形鋼矢板)50＜N＜180)	全国管理	－		○			
S18201	構造物周辺除雪	全国管理	－			○		
S18202	機械除雪（土工部･仮設ヤード）	全国管理	○	機械規格の改正		○		
S18203	工事用道路除雪	全国管理	○	機械規格の改正		○		
	19. 共通仮設							
S19001	分解･組立･運搬費(重建設機械)	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S19002	輸送費(特殊機械)	全国管理	○	適用距離は200km以下と明記	○	○		
S19003	輸送費(仮設材)	全国管理	○	適用距離は200km以下と明記	○	○		
S19011	管水路継目試験工	全国管理	－		○			
S19012	現場溶接部X線検査(鋼管類)	全国管理	－		○			
S19021	刈払工	全国管理	－		○			
S19026	集積工	全国管理	○	機械規格の改正		○		
S19023	抜根(ﾚｰｷﾄﾞｰｻﾞ)	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S19024	排根(ﾚｰｷﾄﾞｰｻﾞ)	全国管理	○	機械規格の改正	○			
S19025	運搬(伐開、除根、除草)	全国管理	○	機械規格の改正		○		
	20. ダ　ム							
S20001	[労務単価](ﾀﾞﾑ工事)	全国管理	－					
S20011	[時間当損料機械経費](ﾀﾞﾑ工事)	全国管理	－				○	
S20012	[日当損料機械経費](ﾀﾞﾑ工事)	全国管理	－				○	
	22. ため池工							
S22001	ため池堤体盛立工	全国管理	☆	新規制定	○			
	製作及び機器価格							
S40001	[材料費]	全国管理	－					
S40002	[材料費(用排水ポンプ)]	全国管理	－					
S40003	[材料費(水門【積上】･ﾀﾞﾑ水門)]	全国管理	－					
S40004	[材料費(鋼橋)]	全国管理	－					
S40006	[機器単体費]	全国管理	－					
S40007	[購入品費]	全国管理	－					
S40008	主要部材費（標準ポンプ）	全国管理	○	表示条件項目及び名称修正				
S40009	主要部材費(ﾌﾗｯﾌﾟ弁)	全国管理	○	表示条件項目及び名称修正				
S40010	木型費（ポンプ）	全国管理	○	表示条件項目及び名称修正				
S40011	部材費（立軸ポンプ架台）	全国管理	○	表示条件項目及び名称修正				
S40012	機器単体費(電気通信設備)	全国管理	－					
S40013	[積上(副部材費･部品費)]	全国管理	－					
S40014	用排水ポンプ製作工	全国管理	○	表示条件項目及び名称修正				
S40015	フラップ弁製作工	全国管理	○	表示条件項目及び名称修正				
S40016	立軸ポンプ架台製作工	全国管理	○	表示条件項目及び名称修正				
S40017	水門設備製作工	全国管理	－					
S40018	除塵設備製作工	全国管理	－					
S40019	ﾀﾞﾑ放流･制水設備製作工	全国管理	－					

施工単価コード	施工単価条件表名称	管理区分	改訂区分	改定要旨	基準内容			
					標準歩掛（公表）	参考歩掛（公表）	機械経費（公表）	施工P（公表）
S40020	ﾀﾞﾑ放流管製作工	全国管理	－					
S40021	ﾀﾞﾑ取水設備製作工	全国管理	－					
S40022	小容量放流設備用ｹﾞｰﾄ･ﾊﾞﾙﾌﾞ製作工	全国管理	－					
S40023	鋼橋製作工	全国管理	○	橋梁形式別標準工数及び標準重量の改正				
S40024	鋼橋付属設備製作工	全国管理	○	伸縮継手形式の選択標準工数の修正				
S40025	素地調整費(水門【積上】,鋼製付属)工場	全国管理	－					
S40026	塗装費(水門設備)工場【積上】	全国管理	○	有機ジンクリッチプライマ使用時にミストコート省略を追加				
S40027	素地調整費及酸洗い(除塵設備)工場	全国管理	－					
S40028	塗装費(除塵設備)工場	全国管理	○	有機ジンクリッチプライマ使用時にミストコート省略を追加				
S40029	素地調整費(鋼橋)工場	全国管理	－					
S40030	塗装費(鋼橋)工場	全国管理	－					
S40031	素地調整費【積上】	全国管理	－					
S40032	塗装費【積上】	全国管理	－					
S40033	直接経費（試運転費・特別経費等）	全国管理	－					
S40034	水門設備主要部材費(扉体)	全国管理	－					
S40035	水門設備主要部材費（戸当り）	全国管理	－					
S40036	水門設備主要部材費（開閉装置）	全国管理	－					
S40037	水管橋本体製作工	全国管理	－					
S40038	［積上（副部材費）水門設備　鋼材］	全国管理	－					
S40039	［積上(副部材費)水門設備］	全国管理	－					
S40040	［積上（部品費)水門設備］	全国管理	－					
S40041	酸洗い・溶融亜鉛メッキ	全国管理	☆	亜鉛めっき単価見直しに伴う施工単価の新規作成				
	据付及び架設工事価格							
S41001	［施設機械労務単価］	全国管理	－					
S41002	輸送費	全国管理	○	輸送費算定式の改定				
S41003	用排水ポンプ据付工	全国管理	○	表示条件項目及び名称修正				
S41004	天井クレーン据付工	全国管理	○	表示条件項目及び名称修正				
S41006	用排水ポンプ受配電盤据付工	全国管理	－					
S41007	用排水ポンプ自家発電設備据付工	全国管理	－					
S41008	用排水ポンプ屋外貯油槽据付工	全国管理	－					
S41009	水門設備据付工	全国管理	－					
S41011	除塵設備据付工	全国管理	－					
S41012	ﾀﾞﾑ水門設備据付工	全国管理	－					
S41016	塗装費(用排水ポンプ)現場	全国管理	－					
S41017	塗装費(水門設備)現場接合部	全国管理	○	変性エポキシ樹脂塗料のコードを水中部用のコードに置き換え				
S41018	総合試運転調整労務	全国管理	○	表示条件項目及び名称修正				
S41019	輸送費(鋼橋)	全国管理	－					
S41020	輸送費（電気通信設備）	全国管理	－					
S41021	二次コンクリート及び型枠施工工数（小形水門設備）	全国管理	－					
S41030	ワイヤロープ取替工（水門設備修繕）	全国管理	－					
S41031	水密ゴム取替工（水門設備修繕）	全国管理	－					
S41032	電動機取替工（水門設備修繕）	全国管理	－					
S41033	ローラ取替工（水門設備修繕）	全国管理	－					
S41034	扉体取外し工(水門設備修繕）	全国管理	－					
S41040	輸送費（修繕工事）	全国管理	－					
	電気通信工事	全国管理						
S42020	分電盤取付工	全国管理	－					
S42021	電灯照明・施設照明設備設置工	全国管理	－					
S42022	道路照明設備設置工	全国管理	－					
S42023	引込柱設置工(高低圧)	全国管理	○	諸資材率の修正、名称修正「諸資材率→諸資材係数」参考の表6及び表8の一部数量の修正				
S42024	支線取付工	全国管理	○	諸資材率の修正、名称修正「諸資材率→諸資材係数」				
S42025	コンクリート柱等設置工	全国管理	－					
S42026	柱上気中開閉器取付工	全国管理	○	項目名称の修正「その他の~~場合の補助文~~柱上機器の名称等」				
S42027	変圧器及び高圧コンデンサ据付工	全国管理	－					
S42028	接地設置工	全国管理	－					
S42029	避雷針設備取付工	全国管理	－					
S42030	特高受変電設備機器据付工	全国管理	－					
S42031	特高受変電設備機器調整工	全国管理	－					
S42032	高圧受変電設備機器据付工	全国管理	－					
S42033	高圧受変電設備機器調整工	全国管理	－					
S42034	配電盤据付工	全国管理	○	項目名称の修正「その他の場合の補助文盤区分、盤名称」選定条件の修正「・盤区分~~+~~、盤名称を入力する。」				
S42035	配電盤調整工	全国管理	○	項目名称の修正「その他の場合の補助文盤区分、盤名称」選定条件の修正「~~+形式区分~~・盤区分~~+~~、盤名称を入力する。」				
S42036	制御盤取付工	全国管理	○	項目名称の修正「~~補助文の入力~~2台以上(異機種)の電動機区分等」				
S42037	耐雷ﾄﾗﾝｽ設置工	全国管理	－					
S42038	非常用発電設備据付工	全国管理	－					
S42039	非常用発電設備調整工	全国管理	－					
S42040	無停電電源装置据付工	全国管理	－					
S42041	無停電電源装置調整工	全国管理	－					
S42042	直流電源装置据付工	全国管理	－					
S42043	直流電源装置調整工	全国管理	－					
S42044	蓄電池設置工	全国管理	－					
S42045	TM/TC・放流警報装置据付工	全国管理	－					
S42046	TM/TC・放流警報装置調整工	全国管理	－					
S42047	移動体通信・空中線装置据付工	全国管理	－					
S42048	移動体通信・空中線装置調整工	全国管理	－					
S42049	情報処理・監視制御設備据付工	全国管理	－					
S42050	情報処理・監視制御設備調整工	全国管理	－					
S42051	CCTV装置（IPカメラ）据付工	全国管理	－					

施工単価コード	施工単価条件表名称	管理区分	改訂区分	改定要旨	基準内容			
					標準歩掛（公表）	参考歩掛（公表）	機械経費（公表）	施工P（公表）
S42052	CCTV装置(IPカメラ)調整工	全国管理	－					
S42053	計装設備据付工	全国管理	－					
S42054	電気通信設備据付・調整工	全国管理	－					
S42100	電線管敷設工	全国管理	○	電線管の変更「VE→HIVE」、対象Pコードの修正 項目名称の修正「その他の場合の補助支管種別、サイズ等」 補助文の修正「・その他の場合は、管種別、サイズ等を入力する。」				
S42101	高圧電力ケーブル配線工(標準)	全国管理	－					
S42102	低圧電力ケーブル・電線配線工(標準)	全国管理	－					
S42103	制御ケーブル配線工(標準)	全国管理	－					
S42104	通信ケーブル配線工(標準)	全国管理	－					
S42105	架空配線工	全国管理	○	項目名称の修正「その他の~~場合の補助支~~ｹｰﾌﾞﾙ名、作業区分、規格」				
S42106	電力ケーブル端末処理工	全国管理	－					
S42107	通信・制御ケーブル端子接続工	全国管理	－					
S42108	ケーブルラック設置工(直線)	全国管理	○	名称修正「諸資材率→諸資材係数」 規格区分に仕様を追記「3.0m×200㎜(ﾒﾗﾐﾝ樹脂焼付塗装)」項目名称の修正「その他の場合の補助支規格(材質)等」 選定条件の修正「・・・を選択した場合は名称規格(材質)等を入力する。」				
S42109	ボックス類取付工	全国管理	○	項目名称の修正「その他の場合の補助支器具区分、器具分類」				
S42110	金属ダクト取付工	全国管理	○	項目名称の修正「その他の場合の補助支細別規格」				
S42111	埋設標識シート・地中埋設標敷設工	全国管理	－					
S42112	ハンドホール設置工	全国管理	○	据付機械の機械経費の改正による修正 項目名称の修正「その他の場合の補助支ハンドホール区分」				
S42113	ケーブル配線工(標準外)	全国管理	－					
S42114	ケーブル撤去工	全国管理	－					
S42115	電線管撤去工	全国管理	○	項目名称の修正「その他の場合の補助支管種別、サイズ等」 補助文の修正「・その他の場合は、管種別、サイズ等を入力する。」				
S42120	[材料費(光ケーブル)]	全国管理	－					
S42121	光ケーブル配線工	全国管理	－					
S42121	光ケーブル配線工	全国管理	－					
S42122	光ケーブル架空配線工	全国管理	－					
S42123	光ケーブル接続工	全国管理	－					
	鋼橋及び水管橋架設工事							
S43001	支承据付工(金属)	全国管理	－					
S43002	支承据付工(ゴム)	全国管理	－					
S43003	鋼橋用地組工	全国管理	○	摘要説明の語句追加及び修正、鋼橋用地組工の日当たり施工量算定式係数の改正				
S43004	鋼橋用架設工	全国管理	○	選定条件の語句修正「以下」→「未満」「超える」→「以上」				
S43005	鋼橋用本締め工	全国管理	－					
S43006	落橋防止装置取付工	全国管理	－					
S43007	架設用設備設置・撤去(ベント)	全国管理	○	ベント設備設置・撤去の日当たり施工量の改正				
S43008	架設用設備損料(ベント)	全国管理	－					
S43018	ドリフトピン及び仮締めボルト損料	全国管理	－					
S43019	架設工具損料	全国管理	－					
S43020	【橋梁用伸縮継手装置設置工】	全国管理	－					
S43021	【橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工】	全国管理	－					
S43023	【橋面防水工】	全国管理	－					
S43027	単独足場工	全国管理	○	設置撤去歩掛係数の改正				
S43028	兼用足場工	全国管理	○	設置撤去歩掛係数の改正				
S43029	側面塗装足場工	全国管理	－					
S43030	防護工(板張)	全国管理	○	設置撤去歩掛係数の改正				
S43031	防護工(シート張)	全国管理	○	設置撤去歩掛係数の改正				
S43032	防護工(ワイヤーブリッジ)	全国管理	○	橋りょう特殊工係数の改正				
S43033	橋梁用登り桟橋工	全国管理	○	橋りょう特殊工係数の改正				
S43034	溶接工(鋼床版)	全国管理	○	「ワイヤ」→「ワイヤー」				
S43036	防護工(ネット)	全国管理	○	橋りょう特殊工係数の改正				
S43037	水管橋据付工	全国管理	－					
S43041	【素地調整(新橋・新橋継手部現場塗装)】	全国管理	－					
S43042	【下塗り(新橋・新橋継手部現場塗装)】	全国管理	－					
S43043	【準備・補修作業(新橋現場塗装中塗り・上塗り)】	全国管理	－					
S43044	【中塗り上塗り(新橋・新橋継手部現場塗装)】	全国管理	－					
S43045	【清掃・水洗い 素地調整(鋼橋塗替塗装)】	全国管理	－					
S43046	塗装費(水管橋)現場接合部	全国管理	－					
S43047	【塗装作業(鋼橋塗替塗装)】	全国管理	－					
	業務(設計)							
S60001	実施設計 コンクリートダム	全国管理	○	・1-1 旅行日→往復旅行時間へ修正				
S60002	実施設計 ｺﾝｸﾘｰﾄﾀﾞﾑ施工計画	全国管理	○	・1-1 旅行日→往復旅行時間へ修正				
S60003	実施設計 フィルダム(Ⅰ)	全国管理	○	・1-1 旅行日→往復旅行時間へ修正				
S60004	実施設計 フィルダム(Ⅱ)	全国管理	－					
S60005	実施設計 ﾌｨﾙﾀﾞﾑ施工計画・仮設備	全国管理	○	・1-1 旅行日→往復旅行時間へ修正				
S60006	実施設計 頭首工	全国管理	○	・1-1 旅行日→往復旅行時間へ修正				
S60007	実施設計 渓流取水工	全国管理	○	・1-1「特記 往復旅行時間は含まない。(旅費は別途計上する。)」を追記				
S60008	実施設計 ポンプ場	全国管理	○	・1-1 旅行日→往復旅行時間へ修正				
S60011	実施設計 用水路路線計画	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない(旅費は別途計上)"を追記。				
S60012	実施設計 用水路(開水路)	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない(旅費は別途計上)"を追記。				
S60013	実施設計 水路トンネル	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない(旅費は別途計上)"を追記。				

施工単価コード	施工単価条件表名称	管理区分	改訂区分	改定要旨	基準内容			
					標準歩掛（公表）	参考歩掛（公表）	機械経費（公表）	施工P（公表）
S60014	実施設計　排水路路線計画	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない(旅費は別途計上)"を追記。				
S60015	実施設計　排水路	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない(旅費は別途計上)"を追記。				
S60016	実施設計　パイプライン路線計画	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない(旅費は別途計上)"を追記。				
S60017	実施設計　パイプライン	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない(旅費は別途計上)"を追記。				
S60018	実施設計　暗渠	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない(旅費は別途計上)"を追記。				
S60019	実施設計　落差工・急流工	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない(旅費は別途計上)"を追記。				
S60021	実施設計　射流分水工・チェックゲート	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない(旅費は別途計上)"を追記。				
S60022	実施設計　直接分水工	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない(旅費は別途計上)"を追記。				
S60023	実施設計　合流工	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない(旅費は別途計上)"を追記。				
S60024	実施設計　サイホン	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない(旅費は別途計上)"を追記。				
S60025	実施設計　附帯橋梁	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない(旅費は別途計上)"を追記。				
S60026	実施設計　水路横断構造物	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない(旅費は別途計上)"を追記。				
S60028	実施設計　ほ場整備	全国管理	◎	歩掛改定、作業項目削除に伴い算定式を修正				
S60029	実施設計　畑地かんがい施設	全国管理	○	・1-1旅行日→往復旅行時間へ修正 ・1-2「特記　旅行日は含まない。(旅費は別途計上する)」を削除				
S60030	実施設計　営農飲雑用水施設	全国管理	○	・旅行日→往復旅行時間へ修正				
S60031	実施設計　道路計画	全国管理	○	使用手引書の旅行日→往復旅行時間				
S60032	実施設計　道路トンネル	全国管理	○	使用手引書の旅行日→往復旅行時間				
S60033	実施設計　道路トンネル設備	全国管理	－					
S60034	実施設計　橋梁橋台工	全国管理	－					
S60035	実施設計　橋梁橋脚工	全国管理	－					
S60036	実施設計　橋梁基礎工	全国管理	－					
S60037	実施設計　法面工	全国管理	－					
S60038	実施設計　ｺﾝｸﾘｰﾄ橋上部工（Ⅰ）	全国管理	○	PC単純プレテンションホロー桁橋→PCプレテンションホロー桁橋				
S60039	実施設計　ｺﾝｸﾘｰﾄ橋上部工（Ⅱ）	全国管理	○	PC単純プレテンションホロー桁橋→PCプレテンションホロー桁橋				
S60040	実施設計　鋼橋上部工（Ⅰ）	全国管理	－					
S60041	実施設計　鋼橋上部工（Ⅱ）	全国管理	－					
S60042	実施設計　門型ラーメン・箱型函渠（Ⅰ）	全国管理	－					
S60043	実施設計　門型ラーメン・箱型函渠（Ⅱ）	全国管理	－					
S60044	実施設計　擁壁・補強土壁（Ⅰ）	全国管理	－					
S60045	実施設計　擁壁・補強土壁（Ⅱ）	全国管理	－					
S60046	実施設計　ため池改修	全国管理	○	・1-1「特記　往復旅行時間は含まない。(旅費は別途計上する)」を追記				
S60101	補足設計　コンクリートダム	全国管理	○	・1-1 旅行日→往復旅行時間へ修正				
S60102	補足設計　ｺﾝｸﾘｰﾄﾀﾞﾑ施工計画・仮設備	全国管理	○	・1-1 旅行日→往復旅行時間へ修正				
S60103	補足設計　フィルダム	全国管理	○	・1-1 旅行日→往復旅行時間へ修正				
S60104	補足設計　ﾌｨﾙﾀﾞﾑ施工計画・仮設備	全国管理	○	・1-1 旅行日→往復旅行時間へ修正				
S60201	基本設計　コンクリートダム	全国管理	○	・1-1 旅行日→往復旅行時間へ修正				
S60202	基本設計　ｺﾝｸﾘｰﾄﾀﾞﾑ施工計画・仮設備	全国管理	○	・1-1 旅行日→往復旅行時間へ修正				
S60203	基本設計　フィルダム（Ⅰ）	全国管理	○	・1-1 旅行日→往復旅行時間へ修正				
S60204	基本設計　フィルダム（Ⅱ）	全国管理	－					
S60205	基本設計　ﾌｨﾙﾀﾞﾑ施工計画・仮設備	全国管理	○	・1-1 旅行日→往復旅行時間へ修正				
S60206	基本設計　頭首工	全国管理	○	・1-1 旅行日→往復旅行時間へ修正				
S60207	基本設計　渓流取水工	全国管理	○	・1-1「特記　往復旅行時間は含まない。(旅費は別途計上する)」を追記				
S60208	基本設計　ポンプ場	全国管理	○	・1-1「特記　往復旅行時間は含まない。(旅費は別途計上する)」を追記				
S60211	基本設計　用水路路線計画	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない(旅費は別途計上)"を追記。				
S60212	基本設計　用水路（開水路）	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない(旅費は別途計上)"を追記。				
S60213	基本設計　水路トンネル	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない(旅費は別途計上)"を追記。				
S60214	基本設計　排水路路線計画	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない(旅費は別途計上)"を追記。				
S60215	基本設計　排水路	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない(旅費は別途計上)"を追記。				
S60216	基本設計　パイプライン路線計画	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない(旅費は別途計上)"を追記。				
S60217	基本設計　パイプライン	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない(旅費は別途計上)"を追記。				
S60218	基本設計　暗渠	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない(旅費は別途計上)"を追記。				
S60219	基本設計　落差工	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない(旅費は別途計上)"を追記。				

施工単価コード	施工単価条件表名称	管理区分	改訂区分	改定要旨	基準内容			
					標準歩掛（公表）	参考歩掛（公表）	機械経費（公表）	施工P（公表）
S60220	基本設計　急流工	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない（旅費は別途計上）"を追記。				
S60221	基本設計　射流分水工・チェックゲート	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない（旅費は別途計上）"を追記。				
S60222	基本設計　直接分水工	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない（旅費は別途計上）"を追記。				
S60223	基本設計　合流工	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない（旅費は別途計上）"を追記。				
S60224	基本設計　サイホン	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない（旅費は別途計上）"を追記。				
S60225	基本設計　附帯橋梁	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない（旅費は別途計上）"を追記。				
S60226	基本設計　水路横断構造物	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない（旅費は別途計上）"を追記。				
S60230	基本設計　ほ場整備（Ⅰ）	全国管理	○	・1-1～1-11旅行日→往復旅行時間へ修正				
S60231	基本設計　ほ場整備（Ⅱ）	全国管理	○	字句の修正				
S60232	基本設計　畑地かんがい施設（Ⅰ）	全国管理	○	・1-1～1-5旅行日→往復旅行時間へ修正 ・1-7,1-8「特記 旅行日は含まない。(旅費は別途計上する)」を削除				
S60233	基本設計　畑地かんがい施設（Ⅱ）	全国管理	－					
S60234	基本設計　営農飲雑用水施設	全国管理	○	・旅行日→往復旅行時間へ修正				
S60235	基本設計　道路現況調査計画	全国管理	－					
S60236	基本設計　道路計画	全国管理	○	使用手引書の旅行日→往復旅行時間				
S60237	基本設計　道路トンネル	全国管理	○	使用手引書の旅行日→往復旅行時間				
S60238	基本設計　橋梁	全国管理	－					
S60239	基本設計　門型ラーメン・箱形函渠	全国管理	－					
S60240	基本設計　擁壁・補強土壁	全国管理	－					
S60241	基本設計　法面工	全国管理	－					
S60301	構想設計　コンクリートダム	全国管理	○	・1-1 旅行日→往復旅行時間へ修正				
S60302	構想設計　フィルダム	全国管理	○	・1-1 旅行日→往復旅行時間へ修正				
S60303	構想設計　頭首工	全国管理	○	・1-1「特記 往復旅行時間は含まない。(旅費は別途計上する。)」を追記				
S60305	構想設計　ポンプ場	全国管理	○	・1-1「特記 往復旅行時間は含まない。(旅費は別途計上する。)」を追記				
S60306	構想設計　用水路路線計画	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない（旅費は別途計上）"を追記。				
S60307	構想設計　用水路(開水路)	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない（旅費は別途計上）"を追記。				
S60308	構想設計　水路トンネル	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない（旅費は別途計上）"を追記。				
S60309	構想設計　排水路路線計画	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない（旅費は別途計上）"を追記。				
S60310	構想設計　排水路	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない（旅費は別途計上）"を追記。				
S60311	構想設計　パイプライン路線計画	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない（旅費は別途計上）"を追記。				
S60312	構想設計　パイプライン	全国管理	○	積算基準(緑本)の追記にあわせ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない（旅費は別途計上）"を追記。				
S60323	構想設計　畑地かんがい施設	全国管理	○	・1-1～1-3旅行日→往復旅行時間へ修正 ・1-4「特記 旅行日は含まない。(旅費は別途計上する)」を削除				
S60326	構想設計　道路計画	全国管理	○	使用手引書の旅行日→往復旅行時間				
	業務(測量)							
S61001	1級基準点測量	全国管理	○	「機械経費率」「材料費率」の改定				
S61002	2級基準点測量	全国管理	○	「機械経費率」の改定				
S61003	3級基準点測量	全国管理	－					
S61004	4級基準点測量	全国管理	○	「機械経費率」の改定				
S61005	3級基準点埋設	全国管理	○	「材料費率」の改定				
S61006	4級基準点埋設	全国管理	○	「材料費率」の改定				
S61008	1級水準測量(レベル等による)	全国管理	○	「機械経費率」「材料費率」の改定				
S61009	2級水準測量(レベル等による)	全国管理	－					
S61010	3級水準測量(レベル等による)	全国管理	－					
S61011	4級水準測量(レベル等による)	全国管理	○	「材料費率」の改定				
S61013	水準点設置(永久標識)	全国管理	－					
S61014	路線測量　作業計画	全国管理	－					
S61015	路線測量　現地踏査	全国管理	－					
S61016	路線測量　線形決定	全国管理	○	「機械経費率」「材料費率」の改定				
S61017	路線測量　IP設置測量	全国管理	○	「機械経費率」「材料費率」の改定				
S61018	路線測量　中心線測量	全国管理	○	「機械経費率」「材料費率」の改定				
S61019	路線測量　縦断測量	全国管理	○	「機械経費率」の改定				
S61020	路線測量　横断測量	全国管理	－					
S61021	路線測量　用地幅杭設置測量	全国管理	○	「機械経費率」「材料費率」の改定				
S61022	路線測量　伐採	全国管理	－					
S61024	水準点設置　（永久標識以外）	全国管理	○	「通信運搬費等率」の改定				
S61027	現地測量（Ⅰ）	全国管理	○	「機械経費率」の改定				
S61028	現地測量（Ⅱ）	全国管理	－					
S61029	地上埋設(上面舗装)(1級基準点)	全国管理	○	「材料費率」の改定				
S61030	地上埋設(上面舗装)(2級、3級基準点)	全国管理	○	「材料費率」の改定				
	業務(調査)							
S62031	【機械ボーリング(地質調査用)】	全国管理	－					
S62032	【サンプリング】	全国管理	－					
S62033	【サウンディング及び原位置試験】	全国管理	－					
S62034	【現場内小運搬】	全国管理	－					

施工単価コード	施工単価条件表名称	管理区分	改訂区分	改定要旨	基準内容			
					標準歩掛（公表）	参考歩掛（公表）	機械経費（公表）	施工P（公表）
S62035	【モノレール架設・撤去】	全国管理	－					
S62036	【足場仮設】	全国管理	－					
S62037	【準備及び跡片付け】	全国管理	－					
S62038	【搬入路伐採等】	全国管理	－					
S62039	【その他間接調査費】	全国管理	－					
S62040	【資料整理とりまとめ（一般調査業務費）】	全国管理	－					
S62041	【断面図等の作成（一般調査業務費）】	全国管理	－					
S62042	【既存資料の収集・現地調査】	全国管理	－					
S62043	【資料整理とりまとめ（解析等調査業務費）】	全国管理	－					
S62044	【断面図等の作成（解析等調査業務費）】	全国管理	－					
S62045	【総合解析とりまとめ】	全国管理	－					
S62046	打合せ（地質調査用）	全国管理	－					
S62047	【地盤情報検定費】	全国管理	－					
S62048	計画準備	全国管理	－					
	業務（その他）							
S63001	調査業務基準日額	全国管理	－					
S63002	測量業務基準日額	全国管理	－					
S63003	設計労務（直接人件費内業）	全国管理	－					
S63004	設計労務（直接経費）	全国管理	－					
S63005	測量労務（直接人件費内業）	全国管理	－					
S63006	調査労務（直接人件費内業）	全国管理	－					
S63007	設計労務（直接人件費外業）	全国管理	－					
S63008	測量労務（直接人件費外業）	全国管理	－					
S63009	調査労務（直接人件費外業）	全国管理	－					
S63010	打合せ（設計業務基準日額）	全国管理	－					
S63011	打合せ（設計旅費・交通費）	全国管理	×	廃止				
S63012	打合せ（測量旅費・交通費）	全国管理	×	廃止				
S63013	打合せ（調査旅費・交通費）	全国管理	×	廃止				
S63014	打合せ（測量業務基準日額）	全国管理	－					
S63017	旅費交通費（設計外業宿泊用）	全国管理	×	廃止				
S63018	旅費交通費（設計外業日帰用）	全国管理	－					
S63023	電子納品版業務報告書作成	全国管理	－					
S63024	業務報告書作成（その他）	全国管理	－					
S63025	業務報告図面作成（その他）	全国管理	－					
S63031	≪打合せ（設計旅費・交通費）≫	全国管理	－					
S63032	≪打合せ（測量旅費・交通費）≫	全国管理	－					
S63033	≪打合せ（調査旅費・交通費）≫	全国管理	－					
S63034	≪旅費交通費（設計外業宿泊用）≫	全国管理	－					
S63035	≪旅費交通費（測量外業宿泊用）≫	全国管理	－					
S63036	≪旅費交通費（調査外業宿泊用）≫	全国管理	－					
S63037	≪旅費交通費（機能診断外業宿泊用）≫	全国管理	－					
S63101	その他の設計	全国管理	－					
S63040	［測量作業歩掛（名称入力）］	全国管理	☆	施工単価になっていない歩掛を使用する場合に対応するため新規制定。				
	積算							
S64001	積算参考資料作成	全国管理	○	・積算基準（緑本）の追記に合せ、現地調査の表スタイル[コメント]に"【特記】往復旅行時間を含まない（旅費は別途計上）"を追記。 ・ 〃　　標準積算システム入力の表スタイル[コメント]に記載の"旅行日"→"往復旅行時間"に修正。				
	機能診断							
S65001	現地踏査（コンクリート構造物）	全国管理	○	名称変更：現地踏査→現地踏査（コンクリート構造物）に修正				
S65002	近接目視	全国管理	－					
S65003	コンクリート強度推定調査	全国管理	－					
S65004	鉄筋調査	全国管理	－					
S65005	コンクリートはつり作業	全国管理	－					
S65006	はつり部鉄筋調査	全国管理	－					
S65007	はつり部中性化試験	全国管理	－					
S65008	はつり部埋戻し	全国管理	－					
S65009	中性化深さ試験（ドリル法）	全国管理	－					
S65051	コンクリート供試体採取	全国管理	－					
S65052	コンクリート供試体採取部埋戻し	全国管理	－					
S65501	機能診断　線的構造物	全国管理	－					
S65502	機能診断　点的構造物	全国管理	－					
S65101	現地踏査（パイプライン）	全国管理	☆	新規（パイプライン機能診断調査）				
S65102	漏水量調査・圧力調査	全国管理	☆	新規（パイプライン機能診断調査）				
S65103	ひび割れ状況	全国管理	☆	新規（パイプライン機能診断調査）				
S65104	内面塗装の劣化状況	全国管理	☆	新規（パイプライン機能診断調査）				
S65105	発錆状況	全国管理	☆	新規（パイプライン機能診断調査）				
S65106	たわみ量測定	全国管理	☆	新規（パイプライン機能診断調査）				
S65107	蛇行・沈下の状況	全国管理	☆	新規（パイプライン機能診断調査）				
S65108	継手曲げ角度、間隔	全国管理	☆	新規（パイプライン機能診断調査）				
S65109	弁類の調査	全国管理	☆	新規（パイプライン機能診断調査）				
S65110	点検取りまとめ	全国管理	☆	新規（パイプライン機能診断調査）				
S65400	現地踏査及び診断調査（頭首工ゲート）	全国管理	－					
S65401	現地踏査及び診断調査（水路ゲート）	全国管理	－					
S65402	現地踏査及び診断調査（用排水ポンプ）	全国管理	－					
S65501	機能診断 線的構造物	全国管理	－					
S65502	機能診断 点的構造物	全国管理	－					
S65900	機能診断（頭首工ゲート）	全国管理	○	作業項目及び作業内容修正				
S65901	機能診断（水路ゲート）	全国管理	○	作業項目及び作業内容修正				
S65902	機能診断（用排水ポンプ）	全国管理	○	作業項目及び作業内容修正				
	現場技術	全国管理						
S66001	現場技術（現場技術員の直接人件費）	全国管理	×	廃止				
S66002	現場技術（管理技術者の直接人件費）	全国管理	○	使用手引書の旅行→往復旅行時間				
S66003	現場技術(現場技術員の直接人件費)	全国管理	－					

施工単価コード	施工単価条件表名称	管理区分	改訂区分	改定要旨	基準内容			
					標準歩掛（公表）	参考歩掛（公表）	機械経費（公表）	施工P（公表）
S66004	現場技術(主任技術者の直接人件費)	全国管理	－					
	A01.土工(施工パッケージ)							
SA0101	SP 掘削	全国管理	○	通常改定（標準単価の改定）				○
SA0102	SP 積込（ルーズ）	全国管理	○	通常改定（標準単価の改定）				○
SA0103	SP 床掘り	全国管理	○	通常改定（標準単価の改定）				○
SA0104	SP 舗装版破砕積込（小規模土工）	全国管理	○	通常改定（標準単価の改定）				○
SA0105	SP 押土（ルーズ）	全国管理	○	通常改定（標準単価の改定）				○
SA0106	SP 人力積込	全国管理	○	通常改定（標準単価の改定）				○
SA0107	SP 掘削補助機械搬入搬出	全国管理	○	通常改定（標準単価の改定）				○
SA0121	SP 土砂等運搬	全国管理	○	通常改定（標準単価の改定）				○
SA0141	SP 路体（築堤）盛土・埋戻	全国管理	○	通常改定（標準単価の改定）				○
SA0142	SP 路床盛土	全国管理	○	通常改定（標準単価の改定）				○
SA0151	SP 基面整正	全国管理	○	通常改定（標準単価の改定）				○
SA0152	SP 法面整形	全国管理	○	通常改定（標準単価の改定）				○
SA0161	SP 整地	全国管理	○	通常改定（標準単価の改定）				○
SC0101	SP 掘削（ICT）	全国管理	○	通常改定（標準単価の改定）				○
SC0102	SP 床掘（ICT）	全国管理	○	通常改定（標準単価の改定）				○
SC0141	SP 路体（築堤）盛土（ICT）	全国管理	○	通常改定（標準単価の改定）				○
SC0142	SP 路床盛土（ICT）	全国管理	○	通常改定（標準単価の改定）				○
SC0152	SP 法面整形（ICT）	全国管理	○	通常改定（標準単価の改定）				○
	A02.共通工(施工パッケージ)							
SA0201	SP じゃかご	全国管理	○	機械名称の改正				○
SA0202	SP 止杭打込	全国管理						○
SA0203	SP ふとんかご	全国管理	○	機械名称の改正				○
SA0211	SP ジオテキスタイル壁面材組立・設置	全国管理	－					○
SA0212	SP ジオテキスタイル敷設	全国管理	○	適用範囲の改正				○
SA0213	SP ジオテキスタイルまき出し・敷均し・締固め	全国管理	○	適用範囲の改正				○
SA0214	SP プレキャスト擁壁設置	全国管理	○	機械名称の改正				○
SA0221	SP 殻運搬	全国管理	○	機械規格の改正				○
SA0222	SP 舗装版破砕	全国管理	○	適用範囲・機械規格の改正				○
SA0223	SP 舗装版切断	全国管理	○	適用範囲・機械規格の改正				○
SA0224	SP 吹付法面取壊し	全国管理	○	機械規格の改正				○
SA0241	SP 削孔（アンカー）	全国管理	○	機械規格の改正				○
SA0242	SP 鋼材加工・組立・挿入・緊張・定着・頭部処理(ｱﾝｶｰ)	全国管理	－					○
SA0243	SP グラウト注入（アンカー）	全国管理	－					○
SA0244	SP ボーリングマシン移設（アンカー）	全国管理	○	機械規格の改正				○
SA0245	SP 足場工（アンカー）	全国管理	○	機械規格の改正				○
SA0261	SP 間知ブロック積	全国管理	○	コード名称変更				○
SA0262	SP 間知ブロック張	全国管理	－					○
SA0263	SP 平ブロック張	全国管理	－					○
SA0264	SP 連節ブロック張	全国管理	－					○
SA0265	SP 胴込・裏込コンクリート	全国管理	－					○
SA0266	SP 胴込・裏込材（砕石）	全国管理	－					○
SA0267	SP 大型ブロック積	全国管理	－					○
SA0268	SP 遮水シート張	全国管理	－					○
SA0269	SP 吸出し防止材（全面）設置	全国管理	－					○
SA0270	SP 補強土壁壁面材組立・設置	全国管理	－					○
SA0271	SP 補強材取付	全国管理	－					○
SA0272	SP 補強土壁まき出し・敷均し、締固め	全国管理	－					○
SA0273	SP 現場打基礎コンクリート	全国管理	－					○
SA0274	SP 天端コンクリート	全国管理	－					○
SA0275	SP プレキャスト基礎ブロック	全国管理	－					○
SA0276	SP 石積（練石）（複合）	全国管理	－					○
SA0277	SP 石張（複合）	全国管理	－					○
SA0278	SP 石積（張）	全国管理	－					○
SA0279	SP 胴込・裏込コンクリート（石積（張）工）	全国管理	－					○
SA0280	SP 裏込材（クラッシャラン）（石積（張）工）	全国管理	－					○
SA0281	SP 吸出し防止材設置	全国管理	－					○
SA0282	SP 補強材取付（ジオテキスタイル補強土壁（二重壁タイプ	全国管理	－					○
SA0283	SP 砕石投入	全国管理	－					○
SA0284	SP 現場打小口止コンクリート	全国管理	－					○
SA0285	SP 現場打横帯（隔壁）コンクリート	全国管理	－					○
SA0286	SP プレキャスト小口止ブロック	全国管理	－					○
SA0287	SP プレキャスト横帯（隔壁）ブロック	全国管理	－					○
SA0288	SP プレキャスト巻止ブロック	全国管理	－					○
	A03.コンクリート工(施工パッケージ)							
SA0301	SP 基礎砕石	全国管理	○	機械名称の改正				○
SA0302	SP 裏込砕石	全国管理	○	機械名称の改正				○
SA0311	SP コンクリート	全国管理	○	機械名称の改正				○
SA0312	SP 型枠	全国管理	－					○
SA0331	SP 目地板	全国管理	○	摘要範囲の変更				○
SA0332	SP 止水板	全国管理	○	摘要範囲の変更				○
SA0333	SP シール材	全国管理	○	通常改定（標準単価の改定）				○
	A05.ﾌﾘｭｰﾑ類据付工(施工パッケージ)							
SA0521	SP ボックスカルバート機械据付	全国管理	○	機械規格・材料の改正				○
SA0551	SP コンクリート分水槽据付	全国管理	○	機械規格の改正				○
	A06.河川・水路工(施工パッケージ)							
SA0601	SP 消波根固めブロック製作	全国管理	○	機械名称の改正				○
SA0602	SP 消波根固めブロック横取り	全国管理	○	機械名称の改正				○
SA0603	SP 消波根固めブロック積込	全国管理	○	機械名称の改正				○
SA0604	SP 消波根固めブロック荷卸	全国管理	○	機械名称の改正				○
SA0605	SP 消波根固めブロック据付	全国管理	○	機械名称の改正				○
SA0606	SP 消波根固めブロック運搬	全国管理	○	機械名称の改正				○
SA0611	SP 捨石投入	全国管理	○	コード名称の改正、適用範囲及び摘要欄の改正、積算条件区分及び日標準作業量の改正				○

施工単価コード	施工単価条件表名称	管理区分	改訂区分	改定要旨	基準内容			
					標準歩掛（公表）	参考歩掛（公表）	機械経費（公表）	施工P（公表）
SA0612	SP 表面均し	全国管理	○	適用範囲及び摘要欄の改正、積算条件区分及び日標準作業量の改正				○
SA0613	SP 多自然型護岸工(木杭打工)	全国管理	－					○
	A07.管水路工(施工パッケージ)	全国管理						
SA0706	SP 遠心力鉄筋コンクリート管（B形）	全国管理	○	機械規格の改正				○
	A08.道路工(施工パッケージ)							
SA0801	SP 防雪柵	全国管理	○	機械規格の改正				○
SA0802	SP 防雪柵現地張出し・収納	全国管理	－					○
SA0811	SP 安定処理	全国管理	○	材料区分追加				○
SA0821	SP 排水管設置	全国管理	○	機械規格の改正				○
SA0822	SP コンクリートアンカーボルト設置	全国管理	○	機械規格の改正				○
SA0823	SP 橋梁用高欄	全国管理	○	機械規格の改正				○
SA0824	SP 型枠（鋼橋床版）	全国管理	○	通常改定（標準単価の改定）				○
SA0825	SP 養生（鋼橋床版）	全国管理	○	通常改定（標準単価の改定）				○
SA0829	SP 現場取卸工（鋼桁等、門扉）	全国管理	☆	R8新規制定				○
SA0830	SP 現場取卸工（鋼管杭）	全国管理	☆	R8新規制定				○
SA0831	SP 不陸整正	全国管理	○	機械規格の改正				○
SA0832	SP 下層路盤（車道・路肩部）	全国管理	○	機械規格の改正				○
SA0833	SP 下層路盤（歩道部）	全国管理	○	機械規格の改正				○
SA0834	SP 上層路盤（車道・路肩部）	全国管理	○	機械規格の改正				○
SA0835	SP 上層路盤（歩道部）	全国管理	○	機械規格の改正				○
SA0841	SP 基層（車道・路肩部）	全国管理	○	機械規格の改正				○
SA0842	SP 中間層（車道・路肩部）	全国管理	○	機械規格の改正				○
SA0843	SP 表層（車道・路肩部）	全国管理	○	機械規格の改正				○
SA0844	SP 基層（歩道部）	全国管理	○	機械規格の改正				○
SA0845	SP 中間層（歩道部）	全国管理	○	機械規格の改正				○
SA0846	SP 表層（歩道部）	全国管理	○	機械規格の改正				○
SA0871	SP プレキャストマンホール	全国管理	○	機械規格の改正				○
SA0872	SP アスカーブ	全国管理	○	機械規格の改正				○
SA0873	SP プレキャストL形側溝(製品長0.6m／個)	全国管理	○	機械規格の改正				○
SA0874	SP 暗渠排水管	全国管理	○	管規格の追加				○
SA0875	SP フィルター材	全国管理	○	機械規格の改正				○
SA0876	SP 歩車道境界ブロック	全国管理	○	機械規格の改正				○
SA0877	SP 地先境界ブロック	全国管理	○	機械規格の改正				○
SA0878	SP 歩車道境界ブロック撤去	全国管理	○	機械規格の改正				○
SA0879	SP 地先境界ブロック撤去	全国管理	○	機械規格の改正				○
SC0831	SP 不陸整正（ICT）	全国管理	○	機械規格の改正				○
SC0832	SP 下層路盤（車道・路肩部）（ICT）	全国管理	○	機械規格の改正				○
SC0834	SP 上層路盤（車道・路肩部）（ICT）	全国管理	○	機械規格の改正				○
SA1301	SP ボーリング	全国管理	○	機械名称の改正				○
SA1302	SP 保孔管	全国管理	○	機械名称の改正				○
SA1303	SP ボーリング仮設機材	全国管理	○	機械名称の改正				○
SA1304	SP 足場（地表）	全国管理	○	機械名称の改正				○
X40001	補助材料費(製作)	全国管理	－					
X40002	鋼橋用副資材費	全国管理	－					
X40003	鋼製付属設備製作工	全国管理	－					
X40006	用排水ポンプ設備副部材費	全国管理	○	表示条件項目及び名称修正				
X40007	水門設備副部材費	全国管理	－					
X40008	除塵設備副部材費	全国管理	－					
X40009	ﾀﾞﾑ水門設備副部材費	全国管理	－					
X40010	用排水ポンプ設備部品費	全国管理	○	表示条件項目及び名称修正				
X40011	水門設備部品費	全国管理	－					
X40012	除塵設備部品費	全国管理	－					
X40013	ﾀﾞﾑ水門設備部品費	全国管理	－					
X40014	間接労務費	全国管理	－					
X40015	工場管理費	全国管理	－					
X40016	塗装費(水門設備)	全国管理	－					
X40017	水管橋部品費	全国管理	－					
X40018	塗装費(水管橋)	全国管理	－					
X41002	補助材料費(据付)	全国管理	－					
X41003	据付材料費	全国管理	－					
X41004	鋼製付属設備据付工	全国管理	－					
X41005	雑器具損料	全国管理	－					
X41006	据付間接費	全国管理	－					
X41007	二次コンクリート費(小形水門設備)	全国管理	－					
X42001	技術者間接費(電気通信技術者)	全国管理	－					
X42002	技術者間接費(電気通信技術員)	全国管理	－					

※施工パッケージ単価の標準単価表の改定は一部改正「○」とし、改正要旨に「通常改定（標準単価の改定）」と記載。

2026.09.29
技術調査係

利用にあたっては、「農林水産省発注者綱紀保持規程」の第６条「秘密に関する書類」に該当しますので、取扱いには十分ご注意ください。

○使用手引書の印刷について

１．標準積算システムを起動し、[使用手引書]をクリックする

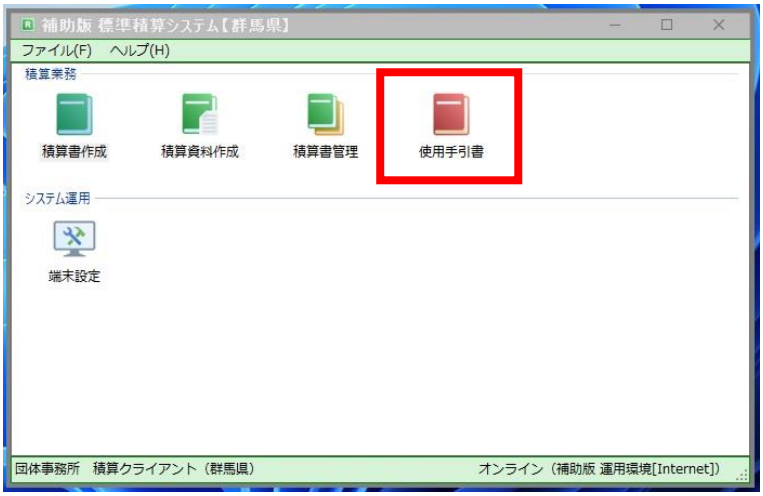

２．参照年度設定は確認したい単価の使用年度を選択し、[OK]をクリックする



３．上部のタブから、［手引書参照］－［土木工事］－［施工単価条件表の一括印刷］を選択し、クリックする

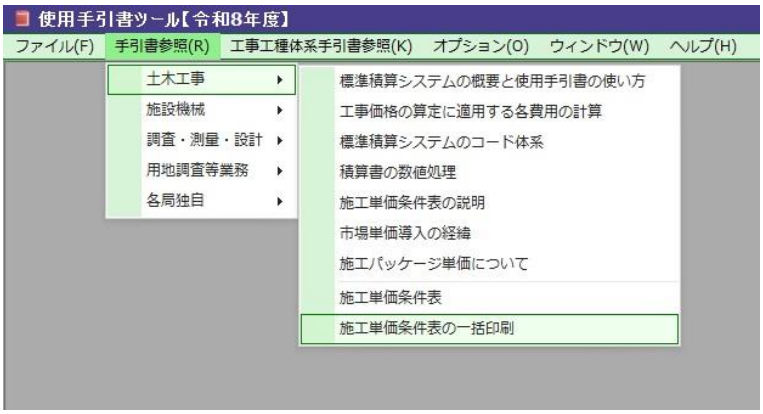

４．「条件表選択」の画面が表示されましたら、印刷したい単価を選択する

（例では、SQA311　SP コンクリート）

その後、［出力］をクリックする



５．「使用手引書」のポップが出ましたら、［はい］をクリックする

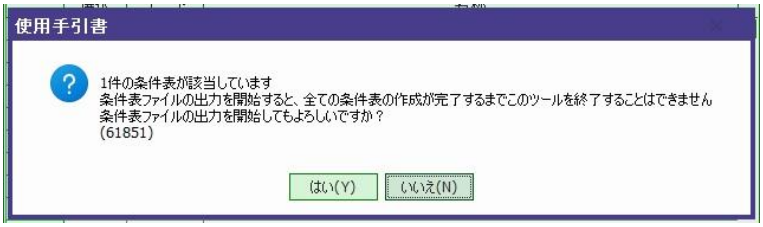

６．「標準積算システムー使用手引書の印刷」のポップが出ましたら、［印刷の上、印刷する］をクリックする

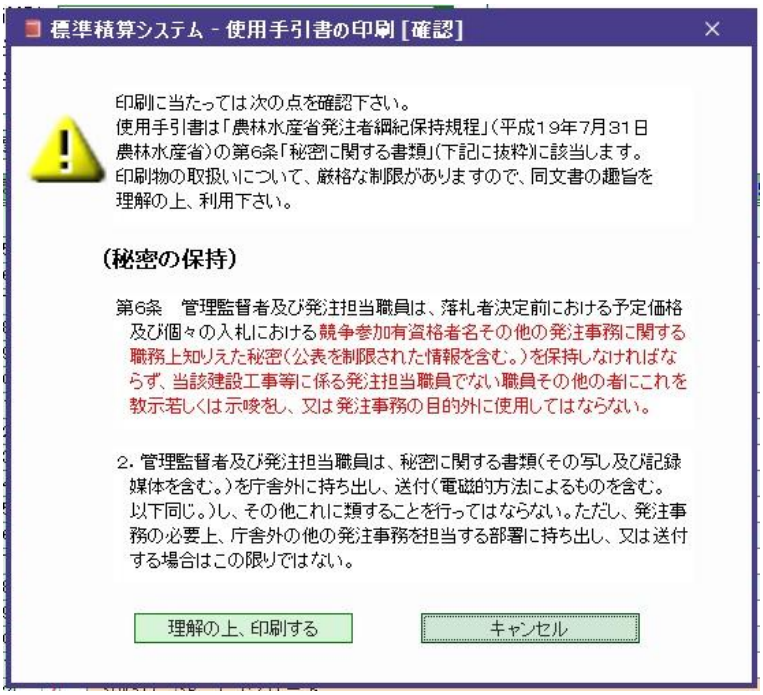

７．「フォルダの参照」先の指定を求められますので、お好みのフォルダを設定する

８．該当データが出力されます

以　　上

2026.09.29
技術調査係

群馬県基礎単価表　掲載単価の是正について

１．概　　要

群馬県基礎単価表に掲載している単価のうち刊行物掲載単価については複数の物価本の単価から平均価格を採用することとし、１誌にしか掲載のない単価についてはその１誌の価格をそのまま適用する運用となっています。

※この平均価格等の調査については群馬県県土整備部建設企画課にて県土整備部・環境森林部・農政部３部一括で実施しております。

２．問 題 点

今年度発覚した問題として、“１誌にしか掲載のない単価”として適用していた単価が、実際には他の物価本にも存在していた事例がありました。これに伴い、発注側と入札側（受注業者側）の認識に差が生じ、適切な入札とならなかった事例が発生しました。

例）

基礎単価表上の単価	実際の単価
物価本Ａ：1,000 円	物価本Ａ：1,000 円
物価本Ｂ：	物価本Ｂ：2,000 円
設定単価：1,000 円	設定単価：1,500 円

３．是正措置

群馬県基礎単価表に掲載している単価で“１誌にしか掲載のない単価”のうち使用頻度の低い単価を設定中止（0 円）とします。ただし、使用頻度の高い単価については、引続き調査を実施することとします。

※適用は令和８年 10 月単価から適用します。

４．対象一覧

別紙一覧のとおりです。

以　　上

資料－６

会計実地検査について

会計実地検査について

１　令和８年次会計検査について

（１）直轄地区のスケジュール

10月27～31日　中四局　岡山南土地改良建設事務所及び支所
12月１～５日　近畿局　亀岡中部農地整備事業所
12月８～12日　九州局　八代平野農業水利事業所・玉名横島海岸保全事業所
１月19～23日　関東局　印旛沼二期農業水利事業所
２月２～６日　沖縄局　宮古伊良部農業水利事業所
２月12～13日　本省会検
４月20～24日　東北局　和賀中央農業水利事業所
５月18～22日　北陸局　信濃川左流域農業水事業所
５月25～29日　東海局　西濃用水第三期農業水利事業所・木曽川水系土地改良調査管理事務所（尾張西部）
５月25～29日　開発局　帯広開発建設部
６月９～11日　本省会検

（２）全国テーマ（全国横断的に検査されている事項）

○ため池ハザードマップについて

ため池ハザードマップ作成の手引きにおいて、ため池の位置や規模、想定される災害と浸水予想区域、避難場所、避難経路と避難危険個所、避難情報の伝達方法、緊急時の連絡先は最低限必要な情報とされ、ため池の決壊による洪水の到達時間、流速、浸水域、浸水深は重要な情報とされているが、ハザードマップにおいてこれらの情報が記載されていないことを指摘。

○農泊について

事業実施主体は事業実施に当たり、農山漁村振興推進計画及び事業実施計画を策定し、地方農政局長等に提出することとなっており、推進計画には、地域の売上高、延べ宿泊者にかかる指標、評価指標を定量的指標として設定することとなっている。また、事業実施主体は、推進計画に定めた目標年度、取組状況、事業実績等について自ら評価を行い、地方農政局長等に報告することとなっているが、計画時に設定した評価指標について適切に評価していないことを指摘。

○情報化施工について

具体的な指摘は受けていないが、全国的にNNでのICT施工の普及状況について把握している状況。（院が今度どうしたいかは２月本省会検でも確認できなかった。）

○補助金対象事業費の算定

令和７年次の不当事項（違約金発生時の精算方法が不適切）を受け、全国的に違約金発生時の対応について調査が行われている。

（３）処置要求事項（令和８年２月 16 日）

○多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金に係る対象農用地の取扱いについて

交付金事業について、対象農用地が宅地、駐車場等に転用されている、又は保全管理等が適切に行われていない事態及び対象農用地が田の要件を満たしていない事態並びに現地確認や確認野帳の作成が実施されていない事態及び田の要件である畦畔等の有無を確認していない事態

は適切ではなく、是正及び是正改善を図る必要があると指摘。

ア　対象農用地が宅地、駐車場等に転用されている、又は保全管理等が適切に行われていない事態が生じていた事業主体、及び対象農用地が田の要件を満たしていない事態が生じていた事業主体に交付金を交付した市町村に対して、道県を通じて、過大に交付された交付金の返還手続を行わせること

イ　市町村に対して、対象農用地の保全管理等を適切に行うよう事業主体を指導すること、及び現地確認や確認野帳の作成を確実に実施することの必要性について周知徹底すること。また、他事業の現地確認の結果を活用するなどして効率的に現地確認を実施する方法を周知すること

ウ　現地確認の際に田の要件である畦畔等の有無を確認する必要があることやその確認方法について要綱等に明記すること

（４）過年度からの継続事項

○Ａ頭首工災害復旧工事について（○○県○○市）

災害復旧事業により復旧した頭首工について、玉石や巨石が多くあり安定した河床との判断から計算上の延長より護床工を短くしたこと、またエプロンの床面と護床ブロックの天端に 1.9m の落差が生じており十分な減勢効果が発揮できない可能性があると指摘。

○鋼製掛樋の施工について（○○県○○土地改良区）

災害復旧事業において、被災した用水路を復旧するため掛樋工、護岸工等の復旧工事を実施。木杭にて基礎杭を施工したが、設計どおりの杭長で実施されておらず、所要の安全度が確保されていないと指摘。また、鋼製掛樋と受け台との間に隙間ができており鋼製掛樋が支持されていないと指摘。

（５）過年度処置要求事項等のフォローアップ

全国的な調査でのフォローアップの実施は不明であるが、各現場における実地検査にて確認される可能性があるため引き続き適切な周知、対応が必要。

・農業農村整備事業等における公共測量の手続の実施について
・国営更新事業に係る附帯施設の機能保全計画の策定状況等の把握等について
・大型土のうの作成及び撤去に係る土砂運搬費等の積算について
・非常用発電設備が設置された農業水利施設の浸水対策について
・ため池廃止工事の計画における既設水路への影響の確認について
・ファームポンドの耐震設計について

会計実地検査に関する国会報告状況

1　農業農村整備に関する国会報告

※(　)内は直轄事業に関する件数で下段の内数

事項 ＼ 決算年度		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①不当事項	設計不適	(−) 3	(−) 3	(−) 8	(1) 4	(−) 2	(−) 2	(−) −	(−) 1	(−) 3	(−) 2
	積算過大	(−) −	(−) −	(−) −	(−) 1	(−) −	(−) −	(−) −	(−) 1	(−) −	(−) 1
	施工不良	(−) −	(−) 2	(−) −	(−) 1	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) 1
	計画・効果等	(−) 1	(−) −	(−) −	(−) 1	(−) −	(−) −	(−) 1	(−) −	(−) −	(−) 1
	その他	(1) 5	(1) 4	(1) 3	(−) 1	(1) 1	(−) −	(−) −	(−) 2	(−) −	(−) −
小　計		(1) 9	(1) 9	(1) 11	(1) 8	(1) 3	(−) 2	(−) 1	(−) 4	(−) 3	(−) 5
②意見表示及び処置要求事項		(1) 2	(−) 1	(2) 3	(1) 3	(−) −	(−) 1	(2) 2	(1) 1	(−) −	(−) −
③処置済事項		(1) 2	(−) 2	(1) 2	(−) −	(−) −	(−) 1	(−) −	(−) −	(1) 1	(2) 2
④特記事項等		(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −
⑤国会及び内閣に対する報告		(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −
⑥国会からの検査要請事項に関する報告		(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(1) 1	(1) 1	(−) −	(−) −
⑦特定検査対象に関する検査状況		(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −
合　計		(3) 13	(1) 12	(4) 16	(2) 11	(1) 3	(−) 4	(3) 4	(2) 6	(1) 4	(2) 7

※①～④までが指摘事項

決算報告年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
指摘件数	420 件	423 件	374 件	335 件	248 件	210 件	310 件	344 件	345 件	307 件
指摘額	1 兆 2189 億	874 億	1157 億	1002 億	297 億	2109 億	455 億円	580 億	648 億	541 億

※上表は、決算検査報告された各省庁の指摘事案（当該工種に係る事案）を集計したもの。

2　工種別の指摘一覧と内容

年度	区分	工種											
		水路	暗渠（BOX）	ダム・ため池	橋梁	擁壁	道路	法面保護	樋門・ゲート	河川・海岸	基礎	電気通信	建築
R02年度	設計不適	1				1	1			2		1	1
	積算過大						1						
	施工不良											3	
	その他												
R03年度	設計不適					2			1	1		1	
	積算過大											1	1
	施工不良	1											2
	その他												
R04年度	設計不適	1	2		2	2				12			
	積算過大									1			
	施工不良												
	その他				2								
R05年度	設計不適	4	2		2	3		1		6	1	4	
	積算過大							1					
	施工不良												
	その他				2								
R06年度	設計不適			1						1			
	積算過大		1										
	施工不良	1		1									
	その他												
合計	設計不適	6	4	1	4	8	1	1	1	22	1	6	1
	積算過大	0	1	0	0	0	1	1	0	1	0	1	1
	施工不良	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	2
	その他	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0

3　農業農村整備に関する国会報告の内容（過去５カ年）

（1）不当事項（法律・政令・予算に違反し又、不当と認めた事項）

R2 年度 （R3 国会報告）	【補助事業】 1）ガードレール及びU型水路について、ガードレールの支柱の背面土質量不足により所要の支持力が得られておらず、設計が適切でなかったもの（農山漁村地域整備交付金） 2）農業用施設災害復旧工事で実施した護床工について、河床の洗掘を防止するための設計が適切でなかったもの（農業用施設災害復旧事業）
R3 年度 （R4 国会報告）	【補助事業】 1）資源循環施設の整備に当たり、製造した堆肥の在庫量に基づくなどした汚泥量調整機構の必要性について十分に検討しておらず、計画が適切でなかったため、設置する必要のない汚泥量調整機構を設置していたもの（[redacted]交付金）

R4 年度 (R5 国会報告)	【補助事業】 1) 農村地域防災減災事業の耐震性点検として実施した農道橋の点検業務（２件）が補助の対象とならないもの 2) 護床工の設計が適切でなかったもの（農業用施設災害復旧事業） 護岸工の積算が適切でなかったもの（農村地域防災減災事業）
R5 年度 (R6 国会報告)	【補助事業】 1) 防風施設の設計が適切でなかったもの（水利施設等保全高度化事業） 2) ため池を廃止するために設置した水路の設計が適切でなかったもの（農業水路等長寿命化・防災減災事業） 3) 3) ため池に立入りを防止するために設置したネットフェンスの基礎の設計が適切でなかったもの（農業水路等長寿命化・防災減災事業）
R6 年度 (7 国会報告)	【補助事業】 1) 護床工の設計が適切でなかったもの（農業用施設災害復旧） 2) 洪水吐の設計が適切でなかったもの（農業用施設災害復旧） 3) 水路工の施工が適切でなかったもの（水利施設等保全高度化） 4) ため池廃止工事の実施に当たり、計画が適切でなかったため、工事実施後も浸水被害の発生を防止できない状態となっていたもの（農業水路等長寿命化・防災 減災） 5) 水利施設等保全高度化事業の補助対象事業費を過大に精算していたもの（水利施設等保全高度化）

（２）意見表示及び処置要求事項（違法不当な会計経理等に対して意見表示や改善要求した事項）

R2 年度 (R3 国会報告)	【補助事業】 ○農地耕作条件改善事業において、事業主体が地域内農地集積促進計画を適切に作成していないため農地集積目標の達成状況を把握出来ていないこと、農地集積目標の達成状況が低調となっていること、農地集積目標が達成出来ていないにもかかわらず、事業実施後に農地集積を促進させるための取組が行われていないことについて、都道府県等に対して指導することにより、事業が適切かつ効果的に実施されるよう改善の処置を要求したもの
R3 年度 (R4 国会報告)	【直轄・補助事業】 ○農業農村整備事業等における公共測量の実施に当たり、他の測量計画機関等が測量成 果を様々な用途に利活用できるようにするために、公共測量の手続を適切に行うよう に測量計画機関に対して指導又は助言を行うなどの改善の処置を要求したもの ○国営更新事業に係る附帯施設の機能保全計画の策定状況等を把握するために把握様式 を変更等したり、これに基づき農政局等に対して機能保全計画の策定状況等を把握することなどを周知徹底したり、都道府県等に対して機能保全計画を策定することの目 的等を周知徹底したりすることにより、国が負担する附帯施設の対策工事に要する費 用を抑制するとともに、国営更新施設と附帯施設とが一体となって機能して国営更新事業の効果が十分発揮されるよう改善の処置を要求したもの
R4 年度 (R5 国会報告)	【直轄・補助事業】 ○非常用発電設備が設置された農業水利施設のうち、ポンプ場設計基準等の改定前に設計された施設について、更新等を行うまでの間の施設の重要度等に応じた浸水対策を 実施するための方針を検討するとともに、ダ

	ムについて、非常用発電設備の燃料タンク容量が所要の運転可能時間を確保するものとなっていない場合には燃料タンク容量 を見直すなどするよう事業主体に対して指導又は助言を行うことにより、洪水等が発生した場合に設備の早期の機能回復や浸水被害の軽減を行うことができるよう、また、商用電源が停電した場合でもダムの機能を維持できるよう改善の処置を要求したもの

（3）処置済事項（会計検査院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項）

R2 年度 (R3 国会報告)	【補助事業】 ○中山間地域等直接支払交付金事業について、所得超過者を中核的リーダーに指定して交付金の交付対象とする当たり、中核的リーダーの数が適切な範囲内となるよう適切に指定される仕組みを構築したり、共同取組活動に係る交付金は個人助成に使用できないことを要領等に明記して周知したりすることなどにより、交付金の交付対象や交付金の使用が適切なものとなるよう改善させたもの
R5 年度 (R6 国会報告)	【直轄・補助事業】 ○土地改良事業における大型土のうの製作及び撤去に係る土砂の運搬費等の算定に当たり、ほぐした土量を地山土量に換算して運搬土量等を算出することについて、運搬土量等を適切に算出するよう改善させたもの
R6 年度 (R7 国会報告)	【直轄・補助事業】 ○土地改良事業におけるファームポンドの耐震設計について、直近の耐震設計の考え方が示されている耐震設計指針に基づいて行うことなどを周知することにより、ファームポンドの設計等が適切に行われるよう改善させたもの 【補助事業】 ○ため池廃止工事の実施に当たり、廃止するため池に流入する雨水等を既設水路で下流域に安全に排水することができるか確認し、対策が必要と判断された場合には当該対策を計画的に行うことなどを都道府県等に周知することにより、下流域に被害を及ぼすことのないよう改善させたもの

（4）特記事項等

（事業効果、事業運営等の見地から問題を提起して事態の進展を促す為に特に記載を要すると認めた事項）

過去５ヵ年該当なし

（5）国会及び内閣に対する内容

過去５ヵ年該当なし

（6）国会からの検査要請事項に関する報告

R3 年度 (R4 国会報告)	【直轄・補助事業】 ○農林水産分野における TPP 等関連政策大綱に基づく施策の実施状況等について
R4 年度 (R5 国会報告)	【直轄・補助事業】 ○防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策の実施状況等について

令和８年次の会計実地検査における個別事項

局名・県名	講評内容等
A局	【設計変更の手続き】 　設計変更の見込額が5,000万円を超えていたものの、あらかじめ契約担当官の承認を得ていない状況となっていた。また、変更見込金額が請負代金額の30%を超えるものとなっていたのに、別途の契約を締結せず契約変更の対象としていて、分離施工ができない理由を記した書類等が確認できない状況となっていた。
	【操作機器が固定されていない】 　共通仕様書等によれば、卓上機械等の据え付けは、地震時に機器等が水平移動、転倒または卓上から落下等しないように、耐震用品等で固定することとされているが、操作機器（放流警報設備）の据え付けについて確認したところ、耐震用品等で固定されておらず、適切に工事が実施されていない状態となっていた。
	【鋼矢板の材質選定】 　工事に使用する二重鋼矢板の鋼材の材質については、構造計算書によれば、ⅢW型（SYW390）を使用した場合、応力計算上安全であるとして選定しているが、構造計算書では、ⅢW型（SYW 390）より、強度が低く安価なⅢW型(SYW 295）についても応力計算を行てっおり、二重鋼矢板の片側の鋼矢板については、ⅢW型(SYW 295)を使用したとしても、応力計算上、安全である結果となっていた。このため、ⅢW型(SYW390)ではなく、安価なⅢW型(SYW295)を使用することも可能であったのではないかと疑義がある。
a県	【マンホールポンプ制御盤について】 　国交省から市町村下水道課長に通知されている事務連絡「汚水マンホールポンプ制御盤の浸水に対する緊急点検について」において、ハザードマップの想定浸水深以上に制御盤が設置されているなど、ポンプの運転に支障がないか点検を行うこととしており、ポンプ運転に支障が予測される場合には制御盤の高所への移設等、適切な措置を検討することとなっている。 　本工事では、ハザードマップの想定浸水深を下回って設置されているのに、制御盤の設置位置を高所へ移設しないまま、電気設備の更新を行っており、浸水時に機能しない恐れがある事態となっている。

局名・県名	講評内容等
b県	【添架水管橋について】 「水管橋設計基準」によれば、通水管を支持する場合、道路橋の主桁で支持する構造とするとされており、通水管には温度変化及び地震時の管の移動を制限する目的で固定支承を設けるものとされている。 本工事では、道路橋に添架するための金具はすべて可動支承となっており、固定支承が設けられておらず、地震時に移動を制限することができず、漏水が生じる恐れがある状況となっている。
	【ため池の設計について】 土砂吐、取水口の設計にあたり、「土地改良事業計画設計基準ファームポンド」に基づき安定計算を行い、滑動等に対して安全であるとしているが、鉄筋の径等を決定する断面計算にあたっては、同基準の水路工に基づく断面計算を行っていなかった。このため、基準水路工に基づいた断面計算における土砂吐と取水口の安全性が確認できない状態となっていた。
	【護床工の復旧について】 吸出し防止策として、ブロック間の中詰めに現地の土砂を栗石相当と判断し施工しているが、現地の土砂等は砂質土が含まれており、中詰め材料として適切なものであったか疑義がある。 また、現場を確認したところ、ブロック設置面における河床が洗堀され、ブロックが沈下している状況となっていた。
B局	【水管橋の設計について】 水管橋の設計に当たり、水管橋設計基準に基づいた検討を行っておらず、水管橋設計基準において必要とされている伸縮可とう管が設置されていなかった。 また、通水管の支持金具は全ての箇所でUボルトが使用されており、固定支点が設けられていない状況となっており、通水管の安全性について確認ができなかった。
c県	【農地耕作条件改善事業について】 要領によれば、農業者施工を行う場合は、事業実施主体は、不測の事故等に備え、当該農業者を傷害保険、賠償責任保険等に加入させる等の対応を行うとされているが、加入が確認できた保険の種類は本人の生命保険等であり、当該事業で求められている保険に該当するのか疑問がある。

局名・県名	講評内容等
d県	【補助対象事業費の算定について】 違約金、返還金その他の補助金に代わる収入があった場合は、補助事業に要した経費から違約金等の収入額を控除した額を事業費とする実績報告書を提出することとなっており、出来高金額から違約金を控除して、補助対象事業費を算定する必要があるが、違約金を控除して補助対象事業費を算出していなかった。
e県	【頭首工の設計について】 被災により崩壊した下流エプロンの復旧において、エプロン部の厚さは、揚圧力に対して十分抵抗する重量を与えるよう所定の計算式によって求めることとなっているが、施工したエプロン部の厚さは所定の計算式で求めた厚さを満たしていなかった。
f県	【農道点検業務の契約手続きについて】 契約の性質又は目的が競争入札に適していないとして随意契約を行っているが、随意契約を行う理由としていた業務内容が本件業務に含まれておらず、一般競争入札等を行わずに随意契約としている事態は、地方自治法施行令等に照らして適切ではなく、競争による利益を十分に享受できないものとなっており適切でない。
	【制水門整備工事の施工について】 制御盤のアンカーボルトの設計において、設計用標準震度を地階及び1 階に設置する場合に用いる1.0 として耐震設計を行っていたが、制御盤は水門に階段が設けられた高さ約4m の位置に設置されており、地階及び 1 階には該当せず、上層階、屋上等に相当する係数を用いるべきと思料される。
C局	【関連事業の進捗について】 関連事業の進捗が当初予定より著しく遅れており、国営事業実施による早期事業効果発現に向けた実効性のある検討を行う必要があると思料される。
g県	【橋梁補修工事の設計及び施工について】 橋梁の耐震補強において、支承部に新たに水平力分担構造３基の設置を行うものとし、水平分担構造のアンカーボルトについて橋座部の端部からアンカーボルトの中心までの距離を所定の計算式で算出し長さを確保することとなっているが、アンカーボルトの設置位置を橋座部の端部側に変更し設置したことから所定の長さを確保できておらず水平力に対して十分な耐力を有しているか確認できない状況となっていた。

局名・県名	講評内容等
g県	【橋梁点検等の業務委託について】 農山漁村地域整備交付金により橋梁の定期点検等を「農道保全対策の手引き」等に基づき実施しており、個別施設計画の作成が点検診断に含まれるとし実施要件を満たしていると解釈し交付申請を行ったが、本業務は橋梁の定期点検、診断及び個別施設計画等の作成であり、手引き等の定義を踏まえると、要領等にある「点検診断のみ」に該当しないため、実施要件を満たしておらず、補助の対象とならないおそれがある。
h県	【落差工及びL型水路の設計について】 鉄筋を溶接で連結する場合、鉄筋径の10倍の溶接長を確保しなければならないが、溶接長を設計図書に示しておらず、溶接状況を確認したところ２点で溶接しており所定の溶接長が確保されていなかった。このため鉄筋とコンクリートが一体となって働くことができず、落差工等の安全性が確認できない状態となっていた。
i県	【農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）について】 交付対象事業の着手は原則として交付決定者から交付金交付通知を受けて行うこととなっており、やむを得ない事情により交付金交付決定前に着手する場合は、交付決定前着手届を交付決定者に提出することとなってる。このため交付決定前着手届を提出し交付金を受けているが、交付決定日より前に業務契約を行い業者に着手させており、交付決定前着手届の提出前に発注されたもので、交付金の対象と認められないおそれがある。
j県	【構造物の構造計算における雪荷重の考慮について】 技術指針等によれば、構造物の構造計算にあたり、構造物の重要度、自然状態等に応じて、自重、水圧、木圧、風荷重、雪荷重等の必要な荷重を考慮することとなっているが、豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯の指定を受けているにも関わらず、排水路等の構造計算において、雪荷重を考慮していなかった。

局名・県名	講評内容等
k県	【鉄筋挿入工の設計について】 　切土のり面の補強として施工した鉄筋挿入工の設計にいて、「切土補強土工法設計・施工要領」（安全率1.20以上）でなく、「公共土木施設の災害申請工法のポイント」（安全率1.15以上）により設計を行っており安全率1.20を満たしていなかった。また、「公共土木施設の災害申請工法のポイント」は、災害復旧事業における対策の安全率を示しているものであり、本件工事とは異なると思料され設計に疑義がある。

資料－７

令和８年９月２９日（火）
農村整備課技術調査係
（令和８年度基準改訂説明会資料）

業務委託及び工事に係る設計書の点検及び審査について

県営農業農村整備事業の業務委託及び工事に係る設計書の点検等については、「業務委託・請負工事等の設計書に係わる点検・審査分掌の改正について（平成 29 年 12 月 1 日付け農整第 741-1 号）」を各農業事務所に通知し、周知徹底を図っているところですが、改めて各担当者が下記留意点を確認の上、適正に実施していただきますようお願いします。

記

【留意点】

１　年度当初等に行う設計積算事前審査について

①執行可能予算を把握し、予算規模に見合った発注計画（工事件数・工事規模）であるか確認してください。

②用地買収や補償物件、法令に基づく各種許可申請等が当該年度工事の進捗に影響しないか確認してください。

③条件付一般競争入札等、時間を要する入札方法を採用する工事については、契約に至るまでのスケジュールを予め確認し、目標とする期間内に契約可能か確認してください。

２　設計書（当初・変更）の点検及び審査について

①数量について、「明細書」と「数量表」の整合だけでなく、数量の算出根拠を確認してください。

◆例　土工数量の場合
横断図の数値→土工計算書の数値→数量表の数値→明細書の数値が整合しているか

◆例　鉄筋数量の場合
鉄筋加工図の数値（鉄筋規格別）→数量表の数値（鉄筋規格別）→
明細書（鉄筋規格別）の数値が整合しているか

②土工数量について、適正な土量変化率を採用しているか確認してください。

③施工単価について、各条件値が適正か確認してください。

◆例　土工単価の場合
土質、施工方法、押土有無等

◆例　鉄筋単価の場合
鉄筋規格、鉄筋径、使用量等

④特別単価について、算出単位が適正か確認してください。

◆例　算出単位が 10m3 なのか、100m3 なのか等。

※上記は一例です。各担当者において適正な点検及び審査をお願いします。

資料－８

令和８年９月２９日（火）
農村整備課技術調査係
（令和８年度基準改訂説明会資料）

工事材料の監督員確認について

県営農業農村整備事業に係る工事材料の監督員確認については、「工事材料の監督員確認等の徹底について（令和 5 年 3 月 16 日付け農整第 30595-1 号）」を当課から農政部関係所属に通知し、周知徹底を図っているところですが、改めて各担当者が下記留意点を確認の上、適正に実施していただきますようお願いします。

記

【留意点】

１　ＪＩＳ規格が定まっている工事材料の監督員確認

◆確 認 方 法
⇒ 「群馬県土木工事標準仕様書-第２編材料編-第１章一般事項」に基づき、受注者が提出する品質規格証明書を監督員（発注者）が確認する。

◆工場立会検査
⇒ 受注者、監督員（発注者）ともに省略できる。

２　ＪＩＳ規格以外（コンクリート二次製品含む）の工事材料の監督員確認

◆確 認 方 法
⇒ 受注者が工場立会検査を行い、その結果を監督員（発注者）が確認する。

◆工場立会検査
⇒ 受注者が実施する。ただし、監督員（発注者）が必要と判断した場合は、受注者は監督員（発注者）による工場立会検査を受けなければならない。

３　監督員（発注者）が製品の仕様（規格寸法、性能等）を指定し、受注者がその仕様を満たす詳細な設計図及び必要資料を作成提出し、監督員（発注者）の承諾を得てから製作される工事材料（特注品）の監督員確認

◆確 認 方 法
⇒ 監督員（発注者）が工場立会検査を行い、指定した仕様を確認する。

◆工場立会検査
⇒ 監督員（発注者）が実施する。受注者は工場立会検査に同席する。

※参考事例：ポンプ、配電盤、テレメーターテレコン、水門など。

４　現場搬入時における工事材料の監督員確認

◆確 認 方 法
⇒ 監督員が外観、品質規格証明書、工場検査立会結果等を照合して確認する。
確認の結果、適正と認められない場合は使用することができない。

５　その他

◆監督員の確認は立会い、写真及びＷｅｂ監督により実施する。

◆群馬県型落蓋式側溝（ＧＰＵ）は群馬県承認材料であるため、工場検査を省略できることとされていますが、令和５年１２月１４日付け農整第 3095－1 号「工事材料の監督員確認等の更なる徹底について（通知）」のとおり、県営農業農村整備事業においては、当面の間、工場検査を実施してください。

資料－９

令和８年９月２９日（火）
農村整備課技術調査係
（令和８年度基準改訂説明会資料）

業務委託及び工事に係る設計書の管理について

群馬県の公文書管理については、「公文書管理の適正管理等の徹底について（令和４年４月11日付け総管第30008-2号）」を総務事務管理課が各所属に通知し、適正に管理しているところですが、農業農村整備事業に係る業務委託及び工事に係る設計書の管理について、改めて各担当者が下記留意点を確認の上、適正な管理をお願いします。

記

【留意点】

１　業務委託及び工事に係る設計書の管理について

①設計書に関する文書は、公文書管理規定に基づき適正な期間保存してください。保存期間を延長した場合（特に繰越工事の発生時等）、文書管理システム上の延長処理に留まらず、誤廃棄防止のため延長年数及び廃棄予定年度を直接簿冊に明記してください。

②設計書に関する文書は契約書、積算書、数量表、図面のほかに、入札に関する書類、工事成果品（工事打合せ書、工事写真等）及び業務委託成果品等関係書類一式ですので、欠けることなく保存してください。

③近年はストックマネジメント事業を代表とする既存施設の延命化対策に関する業務が増えており、施設造成時の地形、地質の状況及び設計の根拠を把握する際に過去の測量調査設計成果を参考とする機会が増えています。このため、測量調査設計成果品については原則廃棄をせずに可能な限り保存期間の延長をお願いします。

④その他、「公文書管理の適正管理等の徹底について」に基づき、適正管理をお願いします。